

第I部

調布市議会の二十年

序章 都市的発展の中での歩み（昭和三十年〜五十年）

はじめに

昭和三十（一九五五）年四月一日、かつては甲州街道の宿場町として栄えた調布町と神代町の二町の合併により『調布市』が誕生した。

言わずもがなのことではあるが、調布とは奈良時代の律令制度の税、『租・庸・調』においてこの地の特産物である布を調として納めたということに由来するいにしえの香り漂う名前である。もちろん、旧神代町には奈良時代に創建された古寺、『深大寺』があり、これもまたいにしえの土地柄として知られていた由緒ある地である。

こうした歴史と伝統を背景にもち、しかも都心から約二〇キロメートル圏域に位置する調布市が市制施行以後、都市として発展してきたのは成り行きとして必然であった。

そして、市制施行から二〇年後の昭和五十（一九七五）年十一月一日、『調布市議会20年史』が公刊された。これは、新生調布市が開始して以来調布市の都市的発展の時代を迎えて、調布市政の運営という車に例えれば、市長と並んで車の両輪の一輪を担ってきた議会の活動の記録を市史として編さんしたものであった。

本書の第一部、「調布市議会の二十年」は、まさに先の労作、『調布市議会20年史』をリライトしたものである。その意味では確かに本書の第

一部は『調布市議会20年史』の構成に依拠した形で書き進められてはいるけれども、『調布市議会50年史』という本書の枠の中で全体としての整合性を図るために実際には『調布市議会20年史』の記述とは異なるスタイルとトーンでリライトされていることをお断わりしておきたい。

第一節 成長の時代の二十年

一 高度経済成長時代

調布市が誕生した昭和三十（一九五五）年から市制施行二〇年を迎えた昭和五十（一九七五）年までの二〇年間は、政治的には五五年体制として位置付けられるものと期間的には重複する。すなわち、昭和三十年という年は、一方において自由党と民主党の保守合同により自由民主党が結党された年であり、そしてもう一方においては右派と左派に分裂していた日本社会党の統一がなつた年であつた。これにより自社二大政党による五五年体制が始まり、そしてその後の二〇年間は、自民党が政権政党として日本の舵取りをしていくという流れの中にあつた。

しかし、昭和三十年から昭和五十年までの二〇年を最も特徴付けるものは政治的よりはむしろ経済的側面の方であつた。

周知のように、戦禍によつて壊滅的な大打撃を受けた日本経済は、占領政策の下、経済改革を押し進め、朝鮮戦争（昭和二十五（一九五〇）年～二十八（一九五三）年）によつてもたらされた朝鮮特需を経て、昭和三十年から経済成長期に入った。それ以降、『右肩上がり』の経済成長は継続し、昭和四十二（一九六七）年に日本の国民総生産（GNP）は一一四〇億ドルとなり、アメリカ、西ドイツに次いで自由主義世界第三位に、そして翌昭和四十三（一九六八）年には一四二八億ドルと、西ドイツを抜き、アメリカに次いで第二位となつた。

表1は、昭和三十年から五十年までの日本の国民総生産（総支出・総

表1 国民総生産（総支出・総所得）の推移（昭和30～50年）

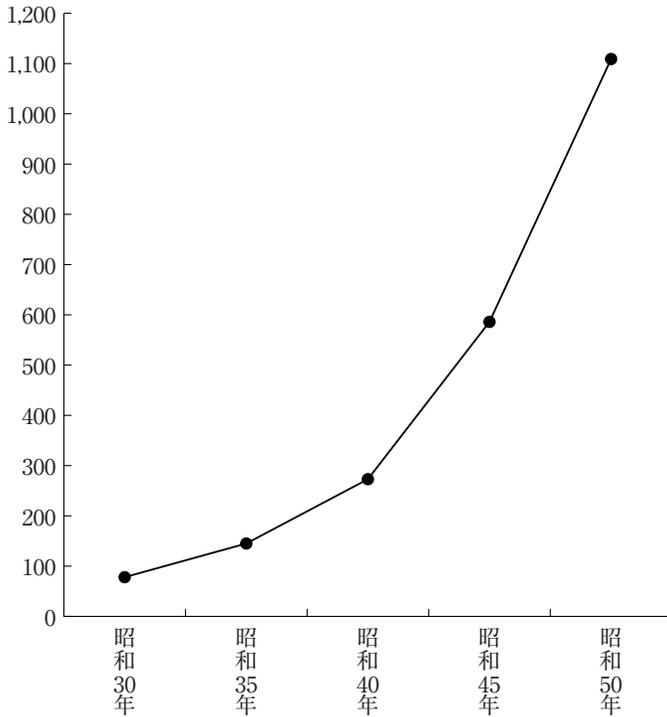
年次	国民総生産		成長率	
	名目(10億円)	実質(10億円)	名目(%)	実質(%)
昭和30年	8,399	47,246	—	—
昭和31年	9,447	50,738	12.5	7.4
昭和32年	10,874	53,981	15.1	6.4
昭和33年	11,545	57,892	6.2	7.2
昭和34年	13,189	63,232	14.2	9.2
昭和35年	15,998	71,631	21.3	13.3
昭和36年	19,307	80,051	20.7	11.8
昭和37年	21,901	86,902	13.4	8.6
昭和38年	25,005	94,495	14.4	8.7
昭和39年	29,446	104,970	17.5	11.1
昭和40年	32,773	110,968	11.3	5.7
昭和41年	38,073	122,379	16.2	10.3
昭和42年	44,626	135,971	17.2	11.1
昭和43年	52,825	152,087	18.4	11.9
昭和44年	62,066	170,302	17.5	12.0
昭和45年	73,188	187,918	17.9	10.3
昭和46年	80,592	196,320	10.1	4.5
昭和47年	92,401	213,139	14.7	8.6
昭和48年	112,520	230,299	21.8	8.1
昭和49年	133,997	227,014	19.1	△ 1.4
昭和50年	148,170	234,203	10.6	3.2

出所：内閣府経済社会総合研究所編、『経済要覧』、平成13年版

所得）の推移を示したものである。それによると、昭和四十九（一九七四）年に国民総生産の実質成長率は急激に落ち、マイナス成長となるが、これは昭和四十八（一九七三）年十月に始まつた「第四次中東戦争」に端を発する『石油危機（オイル・ショック）』のせいであつた。そしてこの年以降、日本経済は低成長時代に突入することになるのである。それはそれとして、昭和三十年から四十七（一九七二）年までの一八年間の年平均の実質成長率はほぼ一〇%であり、その期間はまさに『高度経済成長時代』と呼ぶにふさわしいものであつた。

言うまでもなく、高度経済成長の恩恵は雇用の増大であり、そして国

表2 一人当たりの国民所得（昭和30～50年）



出所：内閣府経済社会総合研究所編、『経済要覧』、平成13年版、12～13頁の数字をもとに作成

民所得の向上であった。実に、表2の数字が示すように、昭和三十年から昭和五十年の期間における一人当たりの国民所得は倍々ゲームの伸びであった。結果として、国民の生活水準は大いに高められた（表3）。もちろん、高度経済成長がもたらしたものは光の部分だけではなかった。そこには影の部分も存在した。それは急激かつ大規模な都市化現象を引き起こし、そして無秩序な市街地開発、生活環境インフラ施設の不備、公害の発生、交通渋滞及び交通事故の多発、並びに都市災害の危険

表3 全世帯の主要耐久消費財の普及率（%）

調査項目	調査時期					
	昭和32.9	昭和35.2	昭和40.2	昭和45.2	昭和50.2	昭和55.3
ベッド			14.9	23.9	37.8	46.1
ガス瞬間湯沸器			17.5	37.4	67.2	76.1
電気冷蔵庫	2.8	10.1	51.4	89.1	96.7	99.1
電子レンジ				2.1	15.8	33.6
電気洗濯機	20.2	40.6	68.5	91.4	97.6	98.8
ふとん乾燥機						15.0
電気掃除機		7.7	32.2	68.3	91.2	95.8
石油ストーブ			37.7	79.1	89.0	91.5
温風ヒーター						15.9
ルームエアコン			2.0	5.9	17.2	39.2
カラーテレビ				26.3	90.3	98.2
VTR						2.4
ステレオ			13.5	31.2	52.1	57.1
乗用車			9.2	22.1	41.2	57.2
自転車	63.3	67.7	73.1	67.1	77.0	78.4

出所：内閣府経済社会総合研究所編、『経済要覧』、平成13年版

性増大などの都市問題を産み出した。当然のことながら、国並びに東京都、及び都下の基礎自治体は、高度経済成長時代の所産としてのそれらの都市問題に対応するように要請されたのである。

二 調布市の都市的發展の軌跡

1 人口の推移

調布市の人口

市制施行時の昭和三十年の国勢調査人口が四万五三六二人であつた調布市の人口は、着実な伸びを示した（表4）。すなわち、調布市は昭和三十一年（一九五六）年に五万人都市となり、その八年後の昭和三十九（一九六四）年には一〇万人を、そして昭和四十四（一九六九）年には一五万人を超えるといった具合に、調布市の人口は飛躍的に増加した。ちなみに、調布市が二〇万人都市の仲間入りをするのは平成十三（二〇〇一）年である。

ベッドタウン化

疑いなく、このような人口の急増は調布市の立地条件から来るベッドタウンとしての性格に起因したものであつた。なぜなら、この点は、調布市の急激な人口増が社会増によるものであるということから（表5）、そして傍証ではあるが、昭和四十五年国勢調査によれば、調布市の夜間人口が一五万七四八八人に対して、昼間人口が二三万二四〇一人と、二万五〇八人が昼は市外に流出し

表4 調布市の人口（昭和29～50年）

年次*	総数	対前年人口増加数
昭和29年	44,384	
昭和30年	47,071	2,683
昭和31年	50,991	3,920
昭和32年	54,498	3,507
昭和33年	59,899	5,401
昭和34年	64,295	4,396
昭和35年	69,794	5,499
昭和36年	75,867	6,073
昭和37年	83,488	7,621
昭和38年	93,844	10,356
昭和39年	102,983	9,139
昭和40年	119,644	16,661
昭和41年	132,458	12,814
昭和42年	139,811	7,353
昭和43年	146,537	6,726
昭和44年	153,509	6,972
昭和45年	159,026	5,517
昭和46年	162,444	3,418
昭和47年	168,630	6,186
昭和48年	171,281	2,651
昭和49年	170,606	△675
昭和50年	171,432	826

*各年12月末日現在の数字

出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』

て、夜は寝に帰ってくるという数字から明らかである。

実際に、昭和四十（一九六五）年と四十一（一九六六）年に大規模住宅団地の住宅公団神代団地と都住宅供給公社多摩川住宅の入居が開始されたことによつて（表6）、この間の調布市の人口が昭和四十年に一五六六一人（社会増では一万二〇三四人）の、そして昭和四十一年には一万二八一四人（社会増では一万五八六人）の増加を記したということ

2 予算の推移

調布市の歳入

人口増は必然的に歳入増につながつた。表7の数字が示すように、調布市が誕生した時の昭和三十年調布市の歳入は決算額で約二億二六〇〇万円であつたのが、昭和三十五年には約五億六六〇〇万円となり、その三年後の昭和三十八年度には約二億八〇〇万円、また、その三年後の昭和四十一年度には約二億三五〇〇万円といったように大幅な伸びを見せた。特に昭和四十三年度以降の歳入の伸びには著しいものがあり、この年に歳入が三〇億円を突破したのを皮切りに、歳入は著しく増大し、昭和四十八年度には約一三〇億五〇〇〇万円となり、この五年間で歳入は一〇〇億円増加した。とりわけ、昭和四十八年度は前年度に比べて四四億二〇〇〇万円の歳入増を示した。そして昭和五十年年度の歳入は約一六五億六〇〇〇万円となり、実に昭和三十年年度のその七三倍になった。

予算規模の膨張

こうした人口増及び歳入増は、調布市が組む予算額にも比例的に反映した。表8によれば、市制施行当時の調布市の昭和三十年一般会計予算額は総額で二億六七一四万円ほどであつたものが、五年後の昭和三十五年度において

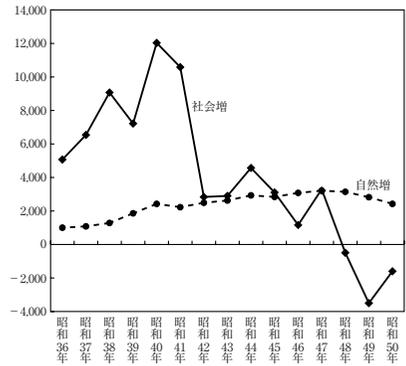
表6 戸数100戸以上の都営・公団・公社（昭和30～50年）

入居年	名称	所在地	構造	戸数	備考
昭和35年	第1上布田	築地1-1-1	木造	198	都営住宅
昭和35年	入間町民生	入間町2-2	簡易耐火	184	都営住宅
昭和36年	仙川アパート	緑ヶ丘2-25	鉄筋コンクリート	138	都営住宅
昭和36年	仙川アパート	緑ヶ丘2-25	鉄筋コンクリート	480	都営住宅
昭和36年	仙川民生アパート	緑ヶ丘2-25	鉄筋コンクリート	192	都営住宅
昭和37年	仙川アパート	緑ヶ丘2-25	鉄筋コンクリート	326	都営住宅
昭和37年	金子民生アパート	国領町3-17-1	鉄筋コンクリート	127	都営住宅
昭和38年	金子町アパート	国領町3-17-1	鉄筋コンクリート	112	都営住宅
昭和38年	国領団地	国領町8-4	鉄筋コンクリート	144	日本住宅公団
昭和40年	神代団地*	西つつじヶ丘4-23	鉄筋コンクリート	2,062	日本住宅公団
昭和41年	多摩川住宅*	築地3-1	鉄筋コンクリート	4,011	住宅供給公社
昭和46年	調布市富士見町住宅	富士見町3-21	鉄筋コンクリート	177	住宅供給公社
昭和48年	深大寺市街地住宅	深大寺町3526	鉄筋コンクリート	174	日本住宅公団

* 狛江市を含んだ戸数。調布分は神代団地が1,872戸、多摩川住宅が2,703戸

出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』

表5 自然増・社会増の年次状況（昭和36～50年）



出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』

表8 調布市の一般会計予算額の状況（昭和30～50年）

年度	当初予算額(円)	補正予算額(円)	継続費及び繰越事業費(円)	計(円)	指数
昭和30	255,396,109	11,745,494	—	267,141,603	100
昭和31	238,995,470	43,258,280	—	282,253,750	106
昭和32	276,958,310	29,035,920	—	305,994,230	115
昭和33	306,701,500	86,616,620	9,843,440	403,161,560	151
昭和34	389,716,870	65,382,600	27,784,226	482,883,696	181
昭和35	453,430,830	78,193,060	—	531,623,890	199
昭和36	594,948,650	87,400,840	—	682,349,490	255
昭和37	575,105,240	230,146,037	—	805,251,277	301
昭和38	808,910,940	371,059,000	7,188,000	1,187,157,940	444
昭和39	1,328,103,000	183,196,000	38,944,000	1,550,243,000	580
昭和40	1,586,826,000	270,772,000	15,379,000	1,872,977,000	701
昭和41	1,928,667,000	199,031,000	37,500,000	2,165,198,000	811
昭和42	2,134,227,000	351,375,000	—	2,485,602,000	930
昭和43	2,657,729,000	552,446,000	101,500,000	3,311,675,000	1,240
昭和44	3,364,993,000	572,036,000	147,500,000	4,084,529,000	1,529
昭和45	4,872,201,000	1,308,841,000	99,605,000	6,280,647,000	2,351
昭和46	5,706,505,000	2,338,822,000	104,820,000	8,150,147,000	3,051
昭和47	7,281,417,000	1,065,234,000	372,197,000	8,718,848,000	3,264
昭和48	10,091,268,000	2,888,485,000	34,980,000	13,014,733,000	4,872
昭和49	13,076,721,000	1,530,298,000	108,850,000	14,715,869,000	5,509
昭和50	16,110,775,000	673,324,000	4,200,000	16,778,229,000	6,284

出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』より作成

表7 調布市の歳入（昭和30～50年）

年度	決算額(円)
昭和30年	226,032,515
昭和31年	235,632,319
昭和32年	291,279,526
昭和33年	416,431,663
昭和34年	478,466,596
昭和35年	566,017,074
昭和36年	691,718,332
昭和37年	877,193,013
昭和38年	1,208,337,061
昭和39年	1,539,130,098
昭和40年	1,823,945,961
昭和41年	2,335,086,669
昭和42年	2,494,397,942
昭和43年	3,335,551,499
昭和44年	4,123,093,610
昭和45年	6,313,837,395
昭和46年	7,879,700,542
昭和47年	8,629,075,005
昭和48年	13,049,181,981
昭和49年	14,778,195,688
昭和50年	16,559,636,606

出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』

はそれはほぼ二倍の五億三二六二万円となり、市制施行一〇年後の昭和四十年年度一般会計予算額は七倍となった。その後、予算額は大幅な伸びを示し、特に昭和四十四年度から昭和四十六年度にかけては二〇億円前後ずつ拡大し、また昭和四十八年度には前年度よりも一挙に四三億円増の予算額となった。そして市制施行二〇年後の昭和五十年年度一般会計予算額は一六七億七八三〇万円となり、二〇年間で調布市の一般会計予算額はほぼ六三倍の規模に達した。これらの数字が示すように、調布市の予算規模は、その誕生以来、着実にしかも目を見張るような形で膨張の一途をたどってきたのであった。

都市化に伴う政策課題 言うまでもなく、調布市における著しい予算額の膨張は、一方においては高度経済成長に支えられて実現されたものであったが、また他方においては人口増によって拍車がかけられた調布市の都市化に対応するための費用が計上されてきた結果でもある。なぜなら、予算の大なる部分は宅地開発、住宅建設、都市再開発、学校建設、道路建設、等々の開発中心の都市基盤整備事業に充てられてきたからである。

表9は昭和三十年年度から昭和五十年年度までの一般会計予算における歳出状況について歳出額の大きい科目を順に第四位まで抽出したものである。表の中で、昭和三十年年度から昭和三十六年度までビッグフォー常連の土木費が昭和三十七年度及び昭和三十八年度にこつ然と消えているが、これは昭和三十七年度に歳出科目の土木費が二つの科目に分割され、都市計画費が新たに科目として加えられたためにビッグフォーから外れてしまったということである。昭和三十七年度における都市計画費の予算額は七八五万八九四〇円で、その歳出合計に対する構成比は

九・七六%であり、これに土木費の予算額の六七六〇万五一〇円とその構成比の八・三九%をそれぞれ加えると一億四六一五万九四五〇円と一八・一五%となり、第二番目にランクされる数字であった。同様に、昭和三十八年度においても、土木費と都市計画費との合計は、予算額が二億一六六五万七三円、構成比が一八・二%と、これもまた第二番目にランクされる数字であった。

表9から、調布市の予算編成の傾向として、昭和四十年代に入ると、福祉施策や環境施策といったような都市政策的にはハードからソフトへの変化の兆しをうかがい知ることができる。

いづれにしても、調布市においては都市化に伴うそれらの政策課題に對して調布市の都市基盤整備事業を推進するために予算が編成されてきたことを表9の数字は物語っているのである。

表9において注目すべき点は、一般会計予算における歳出科目において常に教育費がトップにランクされてきているということである。その背景を探るに、実際問題として、確かに人口の急激な増加は教育施設の不足を招き、それを解消することが市政の急務であったという事情があったとはいえ、しかし、このことに加えて、昭和三十年第一回定例会初日（六月十一日）に山岡柳吉市長が次のように述べたことから推察されるように、言うなれば、調布市のまちづくりにおける『教育立市』の精神が調布市政に受け継がれてきたことが、結果として、調布市における教育予算額が二〇年連続トップであり続けることを可能にしたのである。

『先づ私は調布市をして真に将来ある市を建設すると言うのでありますならば、これには色々の施策方法もございますが、当面の問題と致し

表9 一般会計予算支出科目ビッグワン（昭和30～50年）

年度	歳出科目	予算額（円）	構成比（%）	予算総額（円）	年度	歳出科目	予算額（円）	構成比（%）	予算総額（円）	年度	歳出科目	予算額（円）	構成比（%）	予算総額（円）
昭和30年	教育 費	64,781,718	24.2	267,141,603	昭和37年	教育 費	172,698,800	21.4	805,251,277	昭和44年	教育 費	1,022,074,000	25.0	4,084,559,000
昭和30年	社会及労働施設費	47,322,360	17.7		昭和37年	社会及労働施設費	141,465,780	17.6		昭和44年	社会及労働施設費	853,644,000	20.1	
昭和30年	市役所費	45,358,300	17.0		昭和37年	保健衛生費	105,480,007	13.1		昭和44年	保健衛生費	720,589,000	17.6	
昭和31年	教育 費	71,902,400	25.5	282,253,750	昭和38年	教育 費	297,018,120	25.0	1,187,157,940	昭和45年	教育 費	1,548,817,000	24.7	6,280,647,000
昭和31年	社会及労働施設費	57,370,530	20.3		昭和38年	社会及労働施設費	202,733,810	17.1		昭和45年	社会及労働施設費	1,198,068,000	19.1	
昭和31年	市役所費	54,543,528	19.3		昭和38年	保健衛生費	166,896,496	14.1		昭和45年	保健衛生費	1,106,899,000	17.6	
昭和32年	教育 費	44,546,140	15.8	305,994,230	昭和39年	教育 費	142,674,521	12.0	1,550,243,000	昭和46年	教育 費	1,082,524,000	17.2	8,150,127,000
昭和32年	社会及労働施設費	80,801,010	26.4		昭和39年	社会及労働施設費	408,290,000	26.3		昭和46年	社会及労働施設費	2,200,478,000	27.0	
昭和32年	市役所費	64,739,987	21.2		昭和39年	保健衛生費	359,317,000	23.2		昭和46年	保健衛生費	1,531,775,000	18.8	
昭和33年	教育 費	47,535,725	15.5	393,318,120	昭和40年	教育 費	245,138,000	15.8	1,872,977,000	昭和47年	教育 費	1,395,952,000	17.1	8,718,848,000
昭和33年	社会及労働施設費	43,020,940	14.1		昭和40年	社会及労働施設費	206,947,000	13.3		昭和47年	社会及労働施設費	1,388,781,000	17.0	
昭和33年	市役所費	115,046,990	28.5		昭和40年	保健衛生費	502,175,000	26.8		昭和47年	保健衛生費	2,570,866,000	29.5	
昭和34年	教育 費	69,732,490	17.3	482,883,696	昭和41年	教育 費	371,021,000	19.8	2,165,198,000	昭和48年	教育 費	1,823,274,000	20.9	13,014,733,000
昭和34年	社会及労働施設費	62,732,390	15.6		昭和41年	社会及労働施設費	290,393,000	15.5		昭和48年	社会及労働施設費	1,761,241,000	20.2	
昭和34年	市役所費	52,713,170	10.9		昭和41年	保健衛生費	271,275,000	14.5		昭和48年	保健衛生費	908,630,000	10.4	
昭和35年	教育 費	131,101,517	27.1	531,623,890	昭和42年	教育 費	487,453,000	22.5	2,485,602,000	昭和49年	教育 費	4,415,702,000	33.9	13,076,721,000
昭和35年	社会及労働施設費	110,845,820	23.0		昭和42年	社会及労働施設費	413,391,000	19.1		昭和49年	社会及労働施設費	2,966,290,000	22.8	
昭和35年	市役所費	74,179,624	15.4		昭和42年	保健衛生費	369,590,000	17.1		昭和49年	保健衛生費	2,083,447,000	16.0	
昭和36年	教育 費	59,858,379	12.4	682,349,490	昭和43年	教育 費	346,518,000	16.0	3,311,675,000	昭和50年*	教育 費	1,211,832,000	9.3	16,110,775,000
昭和36年	社会及労働施設費	164,571,250	31.0		昭和43年	社会及労働施設費	625,575,000	25.2		昭和50年*	社会及労働施設費	4,549,800,000	34.8	
昭和36年	市役所費	83,388,130	15.7		昭和43年	保健衛生費	445,821,000	17.9		昭和50年*	保健衛生費	2,923,379,000	22.4	
昭和36年	教育 費	79,884,220	15.0	82,724,630	昭和44年	教育 費	439,220,000	17.7	579,702,000	昭和50年*	教育 費	1,492,627,000	11.4	1,695,276,000
昭和36年	社会及労働施設費	65,574,930	12.3		昭和44年	社会及労働施設費	433,619,000	17.4		昭和50年*	社会及労働施設費	1,340,103,000	10.2	
昭和36年	市役所費	155,838,060	22.8		昭和44年	保健衛生費	810,302,000	24.5		昭和50年*	保健衛生費	5,135,929,000	31.9	
昭和36年	教育 費	133,373,173	19.5	112,838,226	昭和45年	教育 費	664,488,000	20.1	585,568,000	昭和50年*	教育 費	3,976,884,000	24.7	1,067,556,000
昭和36年	社会及労働施設費	112,838,226	16.5		昭和45年	社会及労働施設費	585,568,000	17.7		昭和50年*	社会及労働施設費	2,067,556,000	12.8	
昭和36年	市役所費	82,724,630	12.1		昭和45年	保健衛生費	579,702,000	17.5		昭和50年*	保健衛生費	1,695,276,000	10.5	

(1) この年から都市計画費と土木費とが一緒にされ、土木費として科目を復活

(2) この年から社会及労働施設費を民生費に科目名称を変更

(3) この年から市役所費を総務費に科目名称を変更

* 出所：調布市議会、『調布市議会20年史』、昭和40年11月、及び『調布市議会だより』、昭和50年4月8日号の数字より作成

表10 調布市立小中学校の開校年月日（昭和30～50年）

学 校 名	所 在 地	開校年月日	
(小学校)	石 原	富士見町 1—37— 1	昭和34年 1月 9日
	若 葉	若葉町 3—17— 5	昭和36年 4月20日
	野 川	西つつじヶ丘 4—22— 6	昭和39年 4月 1日
	緑ヶ丘	緑ヶ丘 2—16— 1	昭和40年10月 1日
	染 地	染地 3— 1—81	昭和41年 9月 1日
	北ノ台	深大寺町2113	昭和43年 4月 1日
	多摩川	下石原1389	昭和45年 4月 1日
	杉 森	染地 2—25— 4	昭和47年 4月 1日
	大 町	菊野台 3—27— 4	昭和48年 4月 1日
飛田給	飛田給 3—29— 1	昭和50年 4月 1日	
(中学校)	第三	染地 3— 2— 7	昭和34年 9月 7日
	第四	若葉町 3—15— 1	昭和39年 4月 1日
	第五	上石原 3—27— 1	昭和44年 4月 1日
	第六	国領町 3— 9— 1	昭和49年 4月 1日

出所：調布市企画調整部広報課、『数字で見る調布市』

まして、文化的な香り高い市を作ると言うことに方針を決めて参りますならば、教育を以って先づ一番大きく採り上げて行かなければならないと思います。

教育と言うものが充分に行われ得ずして将来の立派な市と言うものが出来得ないと言うことは誰しも言うことでございます。

よく教育重点主義であるとか言うようなことが言われておりますが、それはもう当然過ぎる程当然でありまして、教育を無視して市政と言うものが、地方公共団体の大きな使命と言うものがあり得ないのでござい

ます。

全てのものに優先致しまして先づ教育を立派に樹立して行くことが当面の一番重大な問題であると思えます。』

実に、表10にあるように、調布市において昭和三十年から昭和五十年の期間において一〇の小学校と四つの中学校が開校したことは、市が教育施策を最重要課題と位置付けてきたことの証左であると言えよう。

第二節 調布市における選挙の動向

一 選挙の頻度と投票率

選挙の頻度
本書第一部が守備範囲とする市制施行後から二〇年間の

期間において、調布市においては、表11に記されているように、国・地方及び補欠を含めて、都合四二回の選挙が執行された。

その内訳を見れば、調布市が市になっての最初の選挙は昭和三十（一九五五）年四月二十三日に行われた都議会議員選挙と都知事選挙であり、二〇年間の回数はそれぞれ七回（補欠選挙一回を含む。）と六回であった。また、国政選挙の衆議院議員選挙と参議院議員選挙については前者が六回と後者が七回であった。そして、肝心の市議会議員選挙と市長選挙は、それぞれ九回（補欠選挙四回を含む。）と七回であった。

ただし、昭和三十年五月十五日の市議会議員選挙及び四回の市議会議員補欠選挙はいずれも市長選挙と同時に行われ、また三回の都議会議員選挙が都知事選挙と同時に行われたことから、調布市における選挙の回数は実質的には三五回ということになる。

言うまでもなく、市長選挙と市議会選挙は、本来何ごともなければ、その任期の四年ごと同日選挙で行われていくことになるわけであるが、昭和三十二（一九五七）年四月十四日に市長選挙が執行されることになったのは、初代調布市長の山岡柳吉が同年三月十日に健康上の理由をもって退職したためであった。さらに、その一年後の昭和三十三年（一九五八）年七月二十六日に市長選挙が行われた。これは、昭和三十三年六月十三日に青木貞治第二代市長が死去したことによる選挙であった。

その後、調布市長選挙の一年後に市議会議員選挙が行われるということまで今日に至っている。

また、表11の都議会議員欄のところで気付かれたように、昭和三十八（一九六三）年に都議会議員選挙があったにもかかわらず、次は四年後ではなく、実際には二年後の昭和四十（一九六五）年に都議会議員選挙が執行された。それはどうしてかという点、同年三月十六日に東京都議会議長選挙をめぐる汚職事件で三人の都議会議員が逮捕されたことに端を発して、以後逮捕者が続出したことから都議会解散リコール運動が起こり、そして、六月三日に「地方公共団体の議会の解散に関する特例法」が公布されたことを受けて六月十四日に都議会が満場一致で解散を議決したことによって都議会議員選挙が行われることになったためである。以後、都議会議員選挙と都知事選挙とは二年おきに互い違いに行われてきているというわけである。

投票率の傾向

調布市における投票率の推移に注目すると、個々の選挙についてはそれが行われる度に上がり下がりはするけれども、全体的な傾向としては下降に向かいつつあることを示している。

特に調布市のケースにおいては、昭和三十年から昭和五十年にかけて執行された選挙に限定して言えば、表11に示されているように、市民にとって身近な選挙であるはずの、換言すれば、自分たちの地域からの代表者を選出する市議会議員選挙、市長選挙並びに都議会議員選挙の投票率の落ち込みが顕著であった。

とりわけ、市制施行後の初の市議会議員と市長選挙となった昭和三十年五月十五日の選挙の投票率は八三・二四％であったものが、以後にお

いては、市議会議員選挙と市長選挙とは別々に行われることになったことも影響してか、市議会議員選挙においては昭和四十二年四月二十八日の選挙では五四・三九%とおよそ三〇ポイントの、そして、市長選挙においては昭和三十七年七月二十二日の選挙では四五・五四%と四〇ポイントに近づくような下落であった。

市長選挙については、昭和三十七（一九六二）年、昭和四十一（一九六六）年、昭和四十五（一九七〇）年、そして昭和四十九（一九七四）年とその投票率は四〇%台で推移することになるが、その理由の一つは、昭和三十三年七月二十六日の市長選挙において第三代市長に当選した竹内虎雄がその一期目の任期を全うする直前に、昭和三十七年五月二十九日に死去した富沢仁都議会議員の死去に伴って行われた都議会議員補欠選挙に立候補するために市長を退職してしまったこと及び調布市に革新市長が誕生することになったことが結果として有権者の投票への関心をそいできたということにあった。本多嘉一郎革新市長は四期続くことになるが、特に現職有利の状況のなかでの三選を目指した昭和四十五年七月五日執行の市長選挙での投票率は過去最低の四四・五一%を記録することになった。

当然のことながら、市長選挙と同時にされる市議会議員補欠選挙の投票率も市長選挙の低投票率に対応する形となった。

これに対して、市民にとって距離感のある都政及び国政選挙についてはその投票率は、確かに下降傾向にはあるけれども、全体的な傾向として見れば、横ばい状態を示したし、時としてあるケースにおいては上昇もした。例えば、昭和四十六（一九七二）年四月十一日の都知事選挙は、前回よりも投票率が六ポイント上昇して、六九・五一%になったが、こ

れは、再選を果たした美濃部亮吉都知事の、都政問題とは無関係の『ストップ・ザ佐藤』のスローガンが功を奏したものであった。また、昭和四十九年七月七日の参議院議員選挙、通称『七夕選挙』の時の投票率が前回よりも一三ポイントもアップしたのは、田中角栄自民党総裁の『企業ぐるみ選挙』に対する批判に調布市民がこたえた結果であった。これは、『七夕選挙』の全国平均の投票率が前回に比べて一〇ポイントの上昇であったので、それよりも三ポイント高い数字であった。

このように、調布市民は、昭和三十年代及び昭和四十年代に執行された選挙においてはどちらかといえば地元よりも中央の方に関心が向くという興味深い投票行動をとってきたのであった。

二 市議会議員選挙の結果

五回の市議 調布市は、昭和三十年四月一日に調布町と神代町との二

会議員選挙 町合併をもって誕生した。合併時の調布市議会は両町からの議員四七人で構成された。なぜなら、調布市の議員の任期定数については、調布町と神代町との協議により両町は議員の任期定数の特例を定めることにし、そして任期を昭和三十年五月三十一日までとしたからである。このため、市制施行後初の市議会議員選挙は、調布市誕生二ヵ月後の昭和三十年五月十五日に行われることになった。

調布市議会議員の定数は三〇人であり、したがって、現員数から一七人減る第一回目の市議会議員選挙には五八人が立候補し、二八人が落選するという競争倍率一・九倍という激戦の選挙となった（表12）。しかし、二回目以降の選挙からは立候補者数はおおよそ四〇人台、競争倍率は一・五倍を超えない程度に収れんした。

調布市議会選挙での党派の動向を見ると、最初は立候補者数及び当選

人数とも、無所属が多かったが、選挙を重ねるにつれて政党化傾向が次第に顕著となり、昭和四十六年の選挙では無所属の当選者は定員の割のたった三人にすぎなかった。

また、表12に示された五回の選挙結果における当選者の新現元と男女のデータから、当選は現職優位の方向に進んできていること、そして調布市議会は圧倒的に男性社会であったことが明らかである。

四回の市議会議員補欠選挙 調布市制二〇年間において市議会議員補欠選挙は四回行われた（表13）。すなわち、昭和三十七年の補欠選挙は阿部徳寧議員の死去に伴うものであり、昭和四十一年のそれは金子佐一郎議員の都議会議員立候補のための退職に伴うものであり、昭和四十五年は辞職勧告決議された大場成男議員の議員辞職に伴うものであり、そして、昭和四十九年は反町秀雄議員の助役就任による議員辞職に伴う選挙であった。四回の補欠選挙はいずれも欠員一名をめぐって争われた。

四回の市議会議員補欠選挙は、五回の市議会議員選挙とは異なり、いずれも政党間の戦いとなったことであった。また、女性の立候

表12 市議会議員選挙の結果

選挙執行日	立候補者数（人）											当選人数（人）											競争倍率						
	計	自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	諸派	無所属	新	現	元	男	女	平均年齢（歳）	計	自民党	社会党	共産党	公明党	民社党	諸派	無所属		新	現	元	男	女	平均年齢（歳）
昭和30年 5月15日	58	—	4	1	—	—	53	35	23	—	57	1	48.8	30	—	4	1	—	—	—	25	—	11	—	29	1	47.4	1.9	
昭和34年 4月30日	45	—	9	2	—	—	34	23	18	4	44	1	50.6	30	—	8	2	—	—	—	20	15	13	2	29	1	49.9	1.5	
昭和38年 4月30日	39	1	9	2	2	1	1	23	18	19	2	37	2	49.4	30	1	9	2	2	1	0	15	15	14	1	29	1	47.4	1.3
昭和42年 4月28日	43	2	10	3	4	1	—	23	17	23	3	41	2	47.3	30	2	9	2	4	1	—	12	10	18	2	28	2	47.1	1.4
昭和46年 4月25日	46	11	10	4	4	3	—	14	18	23	5	44	2	48.1	30	9	8	4	4	2	—	3	8	21	1	28	2	48.0	1.5

注：政党名については、自由民主党は自民党、日本社会党は社会党、そして日本共産党は共産党として表記した。また、昭和38年の選挙では公明政治連盟が議席を獲得するが、昭和42年の選挙からは公明党という名称で立候補することになることから、公明党に統一した。同様に、昭和38年及び昭和42年の選挙では民主社会党であったものが、昭和46年の選挙以降は民社党と名乗っていることから、これもまた民社党として統一して表記することにした。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』より作成

表13 市議会議員補欠選挙の結果

選挙執行日	立候補者数（人）										当選人数（人）										得票率（%）
	計	自民党	社会党	共産党	諸派	無所属	新	男	女	平均年齢（歳）	計	自民党	社会党	共産党	諸派	新	男	女	年齢（歳）		
昭和37年 7月22日	2	—	1	1	—	—	2	—	2	38.0	1	—	1	0	—	1	—	1	40	61.7	
昭和41年 6月26日	3	1	1	1	—	—	3	2	1	35.7	1	0	1	0	—	1	0	1	33	50.7	
昭和45年 7月 5日	3	—	1	1	—	1*	3	2	1	44.7	1	—	1	0	0	1	1	0	61	44.4	
昭和49年 7月14日	4	1	1	1	1	—	4	3	1	47.5	1	0	1	0	—	1	1	0	41	47.4	

* この候補者は無所属での立候補であったが、昭和46年の市議会議員選挙では民社党から立候補して当選した。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』より作成

補が必ずあり、昭和三十七年と昭和四十一年の選挙においては女性が議席を獲得した。実に前者は女性同士の戦いであったし、また、男性が当選を果たした昭和四十五年及び昭和四十九年の選挙においても女性候補者は一万票を越す投票を集め、大いに善戦した。このように、補欠選挙では女性が選挙戦の中心に位置したのである。

表14 市長選挙の結果

選挙執行日	立候補者数 (人)								当選人数 (人)												
	計	自民党	社会党	共産党	無所属	新人	現職	男	女	平均年齢(歳)	計	自民党	社会党	共産党	無所属	新人	現職	男	女	年齢(歳)	得票率(%)
昭和30年 5月15日	2	—	—	—	2	2	—	2	—	60.0	1	—	—	—	1	1	—	1	—	60	61.1
昭和32年 4月14日	3	—	1	—	2	3	—	3	—	53.7	1	—	0	—	1	1	—	1	—	47	49.8
昭和33年 7月26日	2	—	1	—	1	2	—	2	—	57.0	1	—	0	—	1	1	—	1	—	60	50.4
昭和37年 7月22日	3	—	1	—	2	3	—	3	—	58.7	1	—	1	—	0	1	—	1	—	58	52.7
昭和41年 6月26日	3	1	1	1	—	2	1	3	—	56.0	1	0	1	0	—	0	1	3	—	62	68.6
昭和45年 7月 5日	2	—	1	—	1	1	1	2	—	65.5	1	—	1	—	1	0	1	1	0	66	68.4
昭和49年 7月14日	2	—	1	—	1	1	1	2	—	47.5	1	—	1	—	1	0	1	1	0	70	72.0

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』より作成

三 市長選挙の結果

調布市誕生からの二〇年の中で、市長選挙は七回執行された(表14)。通常は、市議会議員選挙と同時に行為れ、四年ごとの五回で済むはずのものであったのが、それよりも二回多い七回となったのは、前述したように初代市長山岡柳吉の健康上の理由での退職(昭和三十三年三月十日)、及び第二代市長の青木貞治の死去(昭和三十三年六月十三日)によるものであった。加えて、第三代市長の竹内虎雄が都議会議員補欠選挙に立候補するために昭和三十七年七月七日に若干任期を残して退職したために、これ以後、調布市長の任期は七月二十一日に至ることになった。

昭和三十年、昭和三十二年、並びに昭和三十三年と最初三回の市長選挙は保守系候補者が勝利を収め、そして昭和三十七年からの四回の選挙は革新の勝利であった。実に、昭和三十三年を除いての六回の市長選挙は保守対革新の構図で争われた。そして、六回の選挙に日本社会党の候補者として立候補したのが本多嘉一郎であった。本多は昭和三十二年と昭和三十三年の市長選挙の際には、いずれも次点に泣いたが、彼の得票率は四五・三%及び四九・六%と、当選者とは僅差の勝負であった。そして、昭和三十七年に本多は初当選を果たし、以後連続当選を続け、市長を四期一六年務めた。特に本多最後の市長選挙となった時の彼の得票率は七二%に達し、圧倒的な勝利を示した。このように、市長選挙の結果から言えば、調布市は革新の牙城であった。

第三節 市議会活動二十年のあらまし

一 議会組織

1 会派の結成

議会のうちには、常任委員会及び特別委員会のように法（地方自治法第一〇九条及び第一一〇条）の下、条例に基づいて設置される組織とは異なり、任意的に組織されるものであるにもかかわらず、議会内の交渉団体として議事日程、質疑、討論、発言などの時間や順序の決定に携わり、また、議会役員の選出のメカニズムとして作動するといったように議会の運営システムとして中心的な機能を果たしている組織が存在するが、それが会派である。

調布市においては、市議会発足時の昭和三十（一九五五）年から昭和三十四（一九五九）年までは明白に政党と会派とが一体の社会党（四人）と共産党（一人）の五人の議員を除く、二五人の無所属議員については単に保守系（一九人）、革新系（六人）とに大別されるだけで、彼らは組織的ではなく、個々に議会対応を行っていた。

会派結成への機運が高まるのは昭和三十六（一九六一）年春ごろからで、その年の四月十八日に「一水会」が結成されたのを皮切りに、六月十四日に「革新議員団」が、翌昭和三十七（一九六二）年三月二十六日に「第一クラブ」が、そして三月三十日に「民主クラブ」が結成された。しかし、議会展散まで継続して存在したのは「革新議員団」だけであり、「一水会」は昭和三十七年三月十六日に、そして「第一クラブ」と「民主クラブ」が結成される前に解散し、また「第一クラブ」は結成後たっ

表15 会派数

期 間	会派数
昭和38年 6月1日～昭和42年 5月31日	7
昭和42年 6月1日～昭和46年 5月31日	8
昭和46年 6月1日～昭和50年 5月31日	8

た三カ月半の七月十一日に、さらに「民主クラブ」は結成して五カ月後の八月三十一日に解散するという有様であった。

昭和三十八（一九六三）年以降、会派は議会内組織として定着した。表15によると、昭和三十八年四月三十日の選挙で選出された議会においては七つの会派が結成された。そして、次の選挙での議会では会派は一つ増えて八つとなった。

これらの七ないし八という会派数は、会派名からそれがどの政党に属するのかが明白な社会党、共産党、公明党及び民社党系の会派を除けば、この当時の調布市議会においては保守系が、端的には自民党系が三つないしは四つに分かれて会派を形成していたということを示している。

どの会派が最大会派を形成したのか、という点に注目すれば、昭和三十八年から昭和四十二年までの議会における最大会派は結成時一三人の議員を要した保守系会派の「三八会」であった。しかし、昭和四十二（一九六七）年の選挙での議会においてはそれが二つに割れて、別々に会派が結成されたことから、「日本社会党議員団（九人）」が最大会派となった。ところが、保守系議員が会派結成時にはたった二人しかいなかった。「自由民主党」に昭和四十三（一九六八）年の五月及び六月に相次いで八人が加入したことによってそれが最大会派となった。昭和四十六（一九七一）年の選挙での議会でも「自由民主党（二人）」が引き続き最大会派を形成することになった。ところが、その後の保守系議員の結束

の乱れは「自由民主党」からの脱会者（四人）を出し、その結果、「自由民主党」は最大会派の座を「日本社会党（八人）」に譲ってしまったのである。

2 委員会の設置

常任委員会とは、「その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に關する調査を行い、議案、陳情等を審査する」（地方自治法第一〇九条）ために継続性及び永続性をもって設置される合議機関である。

調布市においては市制スタート後の昭和三十（一九五五）年四月十三日に招集された「第一回臨時会」で八つの常任委員会が設置された（表16）。なぜなら、昭和二十二（一九四七）年五月三日、日本国憲法と同時に地方自治法が施行され、地方議会に委員会制度が導入されることになったが、常任委員会の数は、昭和三十一（一九五六）年九月に地方自治法が改正されるまではそれについての規定がなく、条例で定められることとされていたからである。したがって、最初の議会では、議員定数四七人の下、二常任委員会が二人の、五常任委員会が一人の、そして一常任委員会が八人の委員で構成されたのである。

続く初の市議会議員選挙後の議会となる「第一回定例会」の本会議第一日（昭和三十年六月十一日）には今度は「総務」、「建設」、「産業」、「厚生」及び「議会運営」の五つの常任委員会が設置された。

しかし、上述したように、地方自治法の改正で「人口三〇万未満の市は四以内」となったことにより、調布市における常任委員会の数は「総務」、「厚生」、「産業」及び「建設」の四つとなった。そのため、地方自治法改正前には常任委員会として設置されていた「議会運営」は、以後は事実上の委員会としての設置となった。そして、地方自治法改正後か

ら昭和五十年までの期間において調布市における常任委員会の種類は表17に示されたような変遷をたどったのであった。

また、委員数についても、昭和三十一年の地方自治法改正前は、議員が複数の常任委員会の委員になることもできたが、この改正により、議員がなれるのは一個の常任委員会だけとなり、調布市においては議員定数三〇人と一致するように委員数が配分されることになった。

表16 市議会発足時の常任委員会の種類

設置日	種類（委員数）							
昭和30年4月13日	総務 (12人)	財務 (12人)	文教 (11人)	厚生 (11人)	産業 (11人)	建設 (11人)	保険 (11人)	議会運営 (8人)

表17 常任委員会の種類の変遷

設置日	種類（委員数）				
昭和31年9月11日	総務（9人）	建設（7人）	産業（7人）	厚生（7人）	厚生（7人）
昭和34年6月22日	総務（8人）	建設（8人）	産業（7人）	厚生（7人）	厚生（7人）
昭和38年3月30日	総務（8人）	建設（7人）	財政経済（8人）	厚生（7人）	厚生（7人）
昭和46年12月13日	総務（8人）	建設（7人）	社会文教（8人）	福祉環境（7人）	福祉環境（7人）
昭和48年6月7日	総務（8人）	建設（7人）	文教（8人）	厚生（7人）	厚生（7人）

3 特別委員会の設置状況

地方自治法は、「普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる」（第一〇一条）と定めているが、特別委員会とは、特定の付議事件について審査又は調査を行うことを目的として設置される臨時的な合議機関である。したがって、その目的が達成されれば、解散

表18 特別委員会の設置数

期 間	設 置 数		
	特定案件の審査・調査	100条委員会	計
昭和30年 6月～34年 5月	12	1	13
昭和34年 6月～38年 5月	8 ¹	1	9
昭和38年 6月～42年 5月	5 ²	0	5
昭和42年 6月～46年 5月	7 ³	1	8
昭和46年 6月～50年 5月	10 ⁴	1	11

されることになる。

表18の数字、すなわち、特別委員会の設置数はまさに、市制施行後に調布市議会が多くの重要課題に直面したこと、そして高度経済成長が終わる時期にまた重要課題が持ち上がったことを示しているのである。

二 正副議長の選出

1 議長の選出

議長の役割は、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」（地方自治法第一〇四条）ことである。議長

は「議員の中から選挙されなければならない」（地方自治法第一〇三条）と規定されており、そしてその方法は「投票か、若しくは指名選挙か、いずれかにおいて行われる」（地方自治法第一一八条）となっている。

調布市の場合、市議会発足当時の申し合わせにより、一年で改選ないし再検討されることになっていたため、昭和三十年六月に議長選挙が行われて以来、おおよそ一年ごとに議長選挙が実施されてきた。もちろん、辞職が許可されず、選挙にならなかったケースもあったし、また諸般の事情により、例えば、昭和三十三年（一九五八）年に竹内虎雄議長が辞職して市長選に立候補するといったように、その年は議長選挙が二度行われたときもあったが、それらを全部引くると、議長選挙は二五回を数えた（表19）。

昭和三十年四月から平成十五年九月までの主要な事例を体系化して整理した刊行物として調布市議会事務局によって発行された「調布市議会先例集（平成十六年三月、八九頁）」をひもとくと、「議長及び副議長の選挙は、指名推選によって行うのが例である」と記されていて、投票で行われた事例三例だけがあげられているが、実際には二五回中一五回のケースについて、議長は投票によって選出されたのである。

議長の党派又は会派に注目すれば、第一六代を数える議長のうち、社会党と民社党の四人を除く、全員が保守系議員であった。しかし、昭和四十三年以降は革新系の会派の議長が就任する度合いが高くなり、それはある意味でこの時代の調布政界の革新の強さの一端を示すものであった。

議長在職期間の最長は林米一郎議員の通算五年六カ月であり、そして最短は竹内虎雄議員の二カ月である。

表19 議長の選出（昭和三十〜五十年）

歴 順	氏名（党派／会派）	就任年月日	選挙方法
初 代	萩生田重次（無所属）*	昭和三十年 四月 十三日	投 票
第 二 代	林 米一郎（無所属）*	昭和三十年 六月 十一日	投 票
第 三 代	竹内 虎雄（無所属）*	昭和三十一年 六月 十二日	留 任 ¹
第 四 代	南 正守（無所属）*	昭和三十一年 六月 十日	指名推選
第 五 代	加藤 武雄（無所属）*	昭和三十二年 六月 二十四日	投 票
第 六 代	林 米一郎（無所属）*	昭和三十三年 八月 十九日	投 票
第 七 代	豊山 八郎（社会党）*	昭和三十四年 三月 十七日	指名推選 ²
第 八 代	林 米一郎（無所属）*	昭和三十四年 六月 二十二日	指名推選
第 九 代	萩生田重次（無所属）*	昭和三十五年 六月 二十四日	指名推選
第一〇代	小林 幸吉（無所属）*	昭和三十六年 六月 二十五日	投 票
第一 代	林 米一郎（無所属）*	昭和三十七年 六月 二十五日	指名推選
第二 代	西山 知夫（社会党）	昭和三十八年 六月 十四日	指名推選
第三 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和三十九年 六月 二十二日	指名推選
第四 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十年 八月 五日	投 票
第五 代	安孫子昌美（民社党）	昭和四十一年 六月 十四日	投 票
第六 代	西山 知夫（社会党）	昭和四十二年 九月 十二日	投 票
第七 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十三年 六月 十九日	投 票
第八 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十三年 六月 八日	投 票
第九 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十三年十二月 十日	指名推選
第十 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十四年 八月 二十五日	指名推選
第十一 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十五年 六月 十三日	投 票
第十二 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十六年 六月 十六日	投 票
第十三 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十七年 六月 二十一日	投 票
第十四 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十八年 六月 十一日	投 票
第十五 代	熊澤 喜由（自民党）	昭和四十九年 六月 八日	投 票

- 1 議長の辞職願を許可しないことの決定による留任
 - 2 この時は年配議員である金子万平議員（明治二十五年十一月九日生まれ）の告知により当選と決定
- *立候補時の党派

2 副議長の選出

副議長の役割は、「議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う」（地方自治法第一〇六条）ことであり、その選出及び選挙方法は議長と同様である。

副議長選挙は、議長選挙よりも一回少ない一回であった（表20）。

また、副議長の党派又は会派については、社会党議員が第二世代まで数える副議長のうち半分を超える一二を占めた。しかし、昭和三十年代前半においては保守系議員が副議長に就任するケースが多く、この時期は正副議長を保守系で独占した時代であった。昭和三十年代後半以降、社会党議員の副議長が顕著となるのは、もちろん、その時々政治状況において合従連衡が組まれるときはあるが、大体において議長については保守系の最大会派から、そして副議長については第二会派から出すという慣行が定着し、そして社会党が常に第二勢力をキープした結果であった。

副議長の在職年限を見ると、最長は、二回副議長に選出された社会党の森田孟議員の三年であり、そして最短は南正守第三代副議長の二カ月である。

三 議会活動

1 定例会及び臨時会の開催状況

昭和三十一年（一九五六）年十月一日、定例会の回数を四回と定めた「調布市議会定例会の回数に関する条例（昭和三十一年十月一日条例第二五号）」が公布されたことにより、以来、その回数は四回である。

したがって、昭和三十年の三回は、本条例の公布によって廃止された「調布市議会定例会条例（昭和三十年四月一日条例第四四号）」にのっ

表20 副議長の選出（昭和三十～五十年）

歴 順	氏名（党派／会派）	就任年月日	選挙方法
初 代	加藤 武雄（無所属）*	昭和三十一年四月十三日	投 票
第 二 代	牛越 元吉（社会党）*	昭和三十一年六月十一日	留 任 ¹
第 三 代	南 正守（無所属）*	昭和三十三年六月二十四日	指 名 推 選
第 四 代	田 辺 八郎（無所属）*	昭和三十三年八月十九日	投 票
第 五 代	金子 万平（無所属）*	昭和三十四年三月十七日	指 名 推 選
第 六 代	小林 幸吉（無所属）*	昭和三十四年六月二十二日	指 名 推 選
第 七 代	石 出 信治（社会党）*	昭和三十五年六月二十四日	指 名 推 選
第 八 代	小 林 幸吉（無所属）*	昭和三十六年六月十四日	指 名 推 選
第 九 代	森 田 孟（社会党）*	昭和三十七年六月二十五日	投 票
第 一〇代	鈴木 敏治（社会党）*	昭和三十八年六月十四日	指 名 推 選
第 一 一 代	原 品 健（社会党）*	昭和三十九年六月二十二日	指 名 推 選
第 一 二 代	猪 瀬 和質（社会党）*	昭和四十年八月五日	投 票
第 一 三 代	反 町 秀雄（社会党）*	昭和四十一年九月十二日	投 票
第 一 四 代	安孫子昌美（社会党）*	昭和四十二年六月十九日	投 票
第 一 五 代	西 山 知夫（社会党）*	昭和四十三年六月八日	投 票
第 一 六 代	薫 森 貞治（自民党）	昭和四十三年十二月十日	指 名 推 選
第 一 七 代	有 山 守三（社会党）	昭和四十四年八月二十五日	指 名 推 選
第 一 八 代	菊 地 久男（公明党）	昭和四十五年六月十三日	投 票
第 一 九 代	森 田 孟（社会党）	昭和四十六年六月十六日	投 票
第 二〇代	本 多 八郎（社会党）	昭和四十七年六月二十一日	投 票
第 二 一 代	大 竹 正生（新政会）	昭和四十八年六月十一日	投 票
		昭和四十九年六月八日	投 票

1 副議長の辞職願を許可しないことと決定による留任
*立候補時の党派

とった回数である。また、昭和五十年の一回というのは、本書第一節の守備範囲とする期間が昭和五十年四月までだからである。

表21 市議会の開会数（昭和30年5月～50年4月）

年 次	定例会（開催日数）	臨時会（開催日数）	計
昭和30年	3回（13日）	5回（6日）	8回（19日）
昭和31年	4回（18日）	6回（11日）	10回（29日）
昭和32年	4回（16日）	6回（14日）	10回（30日）
昭和33年	4回（27日）	5回（8日）	9回（35日）
昭和34年	4回（21日）	8回（17日）	12回（38日）
昭和35年	4回（25日）	7回（14日）	11回（39日）
昭和36年	4回（26日）	6回（10日）	10回（36日）
昭和37年	4回（30日）	3回（4日）	7回（34日）
昭和38年	4回（25日）	2回（2日）	6回（27日）
昭和39年	4回（20日）	3回（4日）	7回（24日）
昭和40年	4回（18日）	2回（5日）	6回（23日）
昭和41年	4回（20日）	3回（3日）	7回（23日）
昭和42年	4回（24日）	0回（0日）	4回（24日）
昭和43年	4回（26日）	1回（1日）	5回（27日）
昭和44年	4回（29日）	2回（7日）	6回（36日）
昭和45年	4回（37日）	3回（4日）	7回（41日）
昭和46年	4回（28日）	1回（3日）	5回（31日）
昭和47年	4回（34日）	3回（3日）	7回（37日）
昭和48年	4回（22日）	5回（5日）	9回（27日）
昭和49年	4回（21日）	4回（4日）	8回（25日）
昭和50年	1回（5日）	1回（1日）	2回（6日）

議会活動の活発さが議会の開催日数と比例するのではないかとこの仮説に立つたうえで、その点に注目すれば、定例会については昭和三十五（一九六〇）年から昭和三十八（一九六三）年の期間と昭和四十三（一九六八）年から昭和四十七（一九七二）年の期間の二つの山が存在した（表21）。しかし、臨時会の開催日数を加えたトータルで見ると、前者の山は昭和三十三年（一九五八）年から昭和三十六（一九六一）年の期間へと二年ずれ、そして後者の山は一年短くなって昭和

四十四（一九六九）年から昭和四十七年の期間となる。

また、臨時会の招集回数ということでコメントをすれば、臨時会が昭和三十年代前半に多く招集されたということは、この期間にそれを招集するに値する重要な案件が多かったことの証しとしてとらえることができないこともない。

2 議案の提出状況

議会の第一義的な役割機能は議案を審議し、議決することである。そこで、調布市議会に付された議案の動向を整理したのが表22である。その中で、昭和五十年の付議事件数が極端に少ないのは一定例会・一臨時会についての数字だからである。全体を通しては、昭和五十年以降、年間一六〇件以上の議案が議会に付されるという傾向にある。これは、議員提出議案の件数が増えたことと連動するもので、議員の立法活動が盛んになってきたことの一つの表れであった。

昭和三十年は、市制がスタートした年で、議会の開催日数が少なかったにもかかわらず（表21参照）、付議事件数が一四九件と、その多い順で第五番目にランクされるのは、やはりこの年は議決すべき案件がことのほか多かったということを示している。

そのほかの点では、他市の議会同様に、やはり原案可決率は圧倒的に高く、そして市長提出議案数に比べて議員提出議案数は非常に少なかった。

表22 議案（市長・議員提出）の動向（昭和30年5月～50年4月）

（単位：件）

年次	議会に付された議案の件数	市長提出議案					議員提出議案				
		件数	原案可決	修正可決	否決	その他*	件数	原案可決	修正可決	否決	その他*
昭和30年	149	125	124	1	0	0	24	23	1	0	0
昭和31年	142	130	123	0	0	7	12	11	1	0	0
昭和32年	109	97	93	1	0	3	12	12	0	0	0
昭和33年	145	130	123	2	0	5	15	13	0	2	0
昭和34年	151	132	115	0	4	13	19	19	0	0	0
昭和35年	139	132	132	0	0	0	7	6	0	1	0
昭和36年	149	136	133	3	0	3	13	12	0	0	1
昭和37年	114	109	108	0	0	1	5	5	0	0	0
昭和38年	145	135	129	2	0	4	10	10	0	0	0
昭和39年	114	106	102	0	0	4	8	8	0	0	0
昭和40年	94	87	81	0	0	6	7	5	0	0	2
昭和41年	104	99	86	0	4	9	5	5	0	0	0
昭和42年	80	76	76	0	0	0	4	4	0	0	0
昭和43年	111	101	101	0	0	0	10	10	0	0	0
昭和44年	131	123	97	0	0	12	8	7	0	0	1
昭和45年	141	130	116	11	0	1	11	11	0	0	0
昭和46年	147	131	126	0	0	1	16	16	0	0	0
昭和47年	162	141	133	0	0	8	21	19	0	1	1
昭和48年	179	147	147	0	0	0	32	22	0	1	9
昭和49年	174	151	150	0	0	1	23	21	0	2	0
昭和50年	32	27	26	0	0	1	5	5	0	0	0

*その他には、審議未了（廃案）となった議案、撤回した議案及び継続審議中の議案が含まれる。「数字でみる調布市」から抜粋

3 意見書・決議の件数

住民代表機関として議会がその意志を表明する方法は二つである。一つは意見書の提出（地方自治法第九九条）であり、そしてもう一つが、法的根拠はないが、慣習として行われている決議である。

調布市議会の場合、二〇年間で議会上程された意見書・決議の総数は一五七件であり、この数字は他市の状況に比べてもかなり多いと言いうことができる（表23）。とりわけ、その特徴は、昭和四十六年以降の調布市において革新勢力が強かった時期に、意見書・決議の数が増大していることである。このことは、意見書・決議の件数が急増した昭和四十七年（前年の約二倍増）の第四回定例会において議題とされた六件の決議案の件名、すなわち、「立川基地の平和利用を求め、自衛隊の移駐に反対する決議について」、「駐留軍労働者の雇用安定・離職対策拡充に関する決議について」、「七・四南北共同声明を支持し、朝鮮の自主的、平和的統一と日朝関係の正常化促進に関する決議について」、「付加価値税新設反対に関する決議について」、「北爆再開に抗議し、ベトナム和平を求めめる決議について」、及び「日朝関係の正常化と朝鮮の自主的、平和的統一を促進する決議について」を一べつしただけで、一目瞭然である。また、昭和三十年代前半においてはゼロであった意見書件数が昭和三十年代後半から始めて、そして昭和四十年代末に急激に増えているという一連の流れは、ある意味では調布市議会がいわゆる「物言わぬ議会」から「物申す議会」へと変わりつつあるということを示すものといえよう。

表23 意見書・決議の件数（昭和30年5月～50年4月）*

（単位：件）

年次	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	計
意見書	0	0	0	0	0	0	2	0	3	3	2	1	2	4	3	2	3	3	8	6	1	43
決議**	2	4	1	0	0	5	9	4	7	4	3	4	1	4	1	5	7	16	21	14	2	114
計	2	4	1	0	0	5	11	4	10	7	5	5	3	8	4	7	10	19	29	20	3	157

*意見書・決議の件数は可決ないしは否決にかかわらず、議案として議題とされた数である。

** 声明書及び宣言を含む。

第一章 市制施行へ向けて（昭和二十年八月〜昭和三十年五月）

序説 時代の背景

調布市が誕生するまでの戦後一〇年間はどのような時代であったのか、まずは簡単に振り返ってみよう。

昭和二十（一九四五）年という年は、ポツダム宣言の受諾により日本は終戦を迎えた年である。そして連合国総司令部（以下、GHQ）の指導の下に、旧来の軍国主義的・超国家主義的な政治勢力の解体が始まった年である。言うまでもなく、この解体作業は日本における民主化の促進という形で進められていったのであった。

政治の動き

その軌跡を政治的にたどれば、まず「大政翼賛会」の樹立によって無政党時代にあった状態に終止符が打たれた。すなわち、昭和二十年十一月に日本社会党を皮切りに、日本自由党、日本進歩党が結党され、そして十二月には日本協同党及び日本共産党（再建大会）と続いて戦後の政党システムはスタートした。

昭和二十一年（一九四六）年十一月三日には「国民主権」、「基本的人権の尊重」及び「平和主義」が盛り込まれた日本国憲法が公布され、翌年五月三日に施行された。

しかし、戦後処理体制は依然として継続中であり、極東軍事裁判で死刑判決を受けたA級戦犯七名の刑が執行されたのは昭和二十三（一九四

八）年十二月二十三日であった。

日本が占領から解放され、真の独立国として歩み始めるのは昭和二十七（一九五二）年のことである。すなわち、昭和二十六（一九五一）年九月八日、サンフランシスコ平和条約が調印され、翌年四月二十八日に発効した。周知のように、サンフランシスコ平和条約と同時にアメリカと結ばれたのが「日米安全保障条約」である。ちなみに、防衛庁が設置され、自衛隊が発足したのは昭和二十八（一九五三）年であった。

そして、昭和三十年に新たな政党システム、すなわち、自社二大政党制による五五年体制がスタートしたのであった。

経済の動き

次に経済については、戦後の日本は、領土の減少、生産設備の壊滅、原材料の不足、住宅の焼失、食糧不足、インフレなどに直面した。そこで、GHQは、日本経済を建て直すために、「財閥解体」、「農地改革」及び「労働組合育成」などの経済民主化政策を押し進めた。さらに、日本のインフレを抑制し、急速な経済的自立を図るためにGHQの金融財政顧問、J・ドッジによって指示された経済処理方針（ドッジ・ライン）に従って昭和二十四―二十五（一九四九―一九五〇）年度には財政・緊縮予算主義の政策が採られた。付け加えれば、一ドル＝三六〇円の単一為替レートの設定もまたドッジ・ラインの施策実施の一つであった。

ドッジ・ラインを実施した結果、確かにインフレは沈静し、物価は下落したが、その一方で、物資は滞貨し、賃金の遅配や欠配、あるいは企業の倒産が続出した。ドッジ・ラインが『デフレ政策』と呼ばれるのもそのためであった。

日本経済の復興に大きく寄与したのは昭和二十五年に始まった朝鮮戦

争であった。いわゆる『朝鮮特需』のお陰により、日本の生産及び輸出は急激に拡大し、昭和二十六年には日本の鉱工業生産は戦前の水準に回復した。

こうした経過を経て後、日本経済は昭和三十年から高度成長期へと入るといふことになるのである。

社会の動き

社会の動きについて注目するならば、終戦の年、巷には『らんごの唄』が流行した。それは暗い時代から明るい時代への転換を示唆する象徴としてとらえられるものではあったが、しかし、現実には暗い話題の方が目白押しであった。例えば、昭和二十年は、餓死者やメチルアルコールによる死亡者が続出した年であった。

昭和二十二年にはキャスリーン台風（九月）が襲来し、死者は二二四七人に上った。台風には西洋女性の名が付いたということは、日本が占領下にあるということを意識させるのに十分であった。これは、占領が終了する昭和二十七年まで続いた。しかし、他方では、昭和二十二年に二六七八七九二人が生まれ、人口一〇〇〇人当たりの出生率は三四・三と昭和最高のベビーブームが到来した。これは子供を安心して産める時代となったということの表れであった。

当時、人々の耳目を集めた事件をあげれば、昭和二十三年には帝銀事件（一月）が起きたし、また、昭和二十四年には三鷹事件（七月）、下山事件（七月）、さらには松川事件（八月）と国鉄がらみの事件が相次ぎ、そして昭和二十七年には白鳥事件（一月）が札幌で発生した。

しかし、サンフランシスコ平和条約発効後には、明るい話題も次第に目立つようになってきた。その最たるものは、昭和二十八年に始まった

街頭テレビであった。また、蛍光灯が普及し出すのはこの年以降である。そして、昭和二十九年になると電気洗濯機が急速に普及し始め、さらに昭和三十年は、テレビ、洗濯機、ミキサー、電気ごたつ、及び電気釜などによる『家庭電化時代』に入る記念碑的な年となった。まさにそれは、国民生活が豊かさに向かって進み出すことになる兆しそのものであった。

世界の動き

最後に世界の動きに目を転じれば、第二次世界大戦は昭和二十二年に日本の無条件降伏をもって終結した。死者は一六八三万人、そして負傷者は二六七〇万人と推定された。こうした多大な犠牲の下、『国際連合憲章』に基づいて国際連合が昭和二十年十月に設立された。

しかし、世界の恒久的平和を願う人類の思いとは裏腹に、米ソの対決は一層深刻化していった。これがいわゆる『冷戦』であり、その象徴的な出来事は昭和二十三年六月のソ連による『ベルリン封鎖』であった。近隣諸国に言及すれば、朝鮮半島では、昭和二十三年七月に大韓民国が、そして九月には朝鮮民主主義人民共和国が成立した。また、中国では昭和二十四年十月に中華人民共和国が成立した。さらに昭和二十五年六月には朝鮮戦争が始まり、それは、昭和二十八年七月に朝鮮休戦協定が結ばれるまで続いた。

こうした東西の対立構造が続く中であって、昭和三十年七月にスイスのジュネーブで「米英仏ソ四カ国首脳会談」が開かれた。会談では具体的な成果はなかったものの、これによって『雪解け』ムードが高まったことは確かであった。

第一節 「町村合併促進法」公布前

一 地方制度の改革

ポツダム宣言の受諾は、日本の戦後政策を民主化中心の改革路線で進めていくということが決定されたのと同然であり、したがって、それは、単に政治や経済の民主化政策だけにとどまらず、地方制度の改革にも及んだ。

第一次地方 昭和二十一年（一九四六）年九月、「府県制、市制、町村制制度改革 等の改正」が成立し、十月に実施された。これは、昭和二十一年三月に発表された『政府憲法改正草案要綱』の趣旨に沿って地方制度の改正が行われたもので、一、地方公共団体の自主性・自律性の強化、二、住民の権利の拡充、三、地方公共団体の行政の公正の確保の三つの原則が盛り込まれた。そして、市町村制については、具体的に、議会の権限の強化として議会の議員及び市町長村長は住民の直接選挙制とすること、町村会の議長は議員の中から選挙すること、市会は年六回、町村会は年四回以上の定例会を開くこと、会期及び会議の閉会に關する事項は議会が自ら定めること、条例で定める事項は議決を経なければならぬこと、などが定められた。

地方自治法の 昭和二十二年（一九四七）年四月二十七日、地方自治法制定・改正 が公布され、五月三日、日本国憲法と同時に施行された。これによって、議会の地位が強化された。具体的には、議会に調査権や意見提出権などの権限が与えられ、委員会制度が設けられ、そして従来の府県参事会及び市参事会は廃止された。

地方自治法はその後、幾度か改正された。そこで、議会関係に関する事項についてその主だったものを補足すると、まず昭和二十二年十二月の改正では議会の予算増額修正権が明示的に規定されたのをはじめ、議員定数の増加は認められなくなった。なお、議会図書室の設置が義務付けられたのもこの改正においてであった。次に昭和二十三（一九四八）年七月の改正では議会の議決事項として契約議決などの六項目が追加され、議会の権限の拡充が行われた。さらに、昭和二十五（一九五〇）年五月の改正では議会の検査権並びに意見陳述権の対象が委員会などの事務にまで及ぶことになり、また、議会事務局の設置に關し市町村においては条例でそれを設置することができることになった。そして、昭和二十七（一九五二）年八月の改正ではシャープ勧告及び神戸勧告の趣旨に沿って地方公共団体の組織及び運営の簡素化と合理化が図られたが、その観点において定例会の招集義務は六回から四回とされた。

二 シャープ勧告と神戸勧告

年代的には若干前後するが、昭和二十年代前半の地方

シャープ勧告

公共団体の財政状況は悪化の一途をたどっていた。すでに指摘したように、昭和二十四（一九四九）年にインフレ鎮静化のためにドッジ・ラインが実施されたが、その推進策の一環として、財政及び税制の恒久的確立と地方財政の安定化を目指して、シャープ税制使節団によって昭和二十四年九月と翌二十五年九月と二次にわたって報告書（シャープ勧告）が発表された。注目すべき点は、この第一次報告書の中で特に地方自治の強化とそれに対応する行政事務再配分の基準（1 行政責任明確化の原則、2 能率の原則、3 地方自治尊重（特に市町村優先）の原則）が示されたことであった。

神戸勧告

そして、これを受けて、昭和二十四年十二月に行政事務の再配分の調査研究を行うために『地方行政調査委員会（神戸委員会）』が発足し、昭和二十五年十二月と翌二十六年六月と二次にわたって勧告（神戸勧告）が行われた。その第一次勧告において指摘されたのが『地方公共団体の規模の合理化』について「規模の著しく小さな町村については概ね人口七、八千人程度を標準として、その規模の合理化を図るべきである」ということであった。これは、市町村に処理させたい事務を能率的に処理できるように市町村の能力を強化することが、先のシャープ勧告の『能率の原則』と『市町村優先の原則』の調和を図る道であるとして、町村合併による町村規模の合理化を図るよう勧告したものであった。

なお、合併については、昭和二十七年の地方自治法の改正において知事の勧告権が規定された（地方自治法第八条）。

三 町村合併促進法

以上の経緯を経て、「町村合併により、その組織及び運営を合理的かつ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に推進し、以て町村における地方自治の本旨の十分な実現に資すること」を目的とする『町村合併促進法』が三カ年の時限立法として昭和二十八（一九五三）年九月に公布され、十月に施行された。同法には、合併を進める手立てとして、議員の任期及び定数の特例、地方税法上の特例、地方財政法上の特例などの各種の優遇措置が定められた。

そして、政府は、同法に基づき、昭和二十八年九月一日現在の数字で、全国八〇〇〇人未満の町村八二四五のうち七八三二を合併を通じて、概ね三分の一にその数を減少する計画を立てた。結果として、昭和

二十八年十月一日時点において、二八六市九五八二町村を数えたものが、同法失効時点の昭和三十一（一九五六）年末には四九八市三四七七町村となった。

第二節 合併への始動

一 合併機運の高まり

そこで、町村合併促進法に基づき、東京都は「東京都町村知事勧告
合併促進要綱」を定め、促進法の人口標準にかかわらず、

地形、社会、経済事情を第一条件として境界線の変更を含む、規模の適正化を図るといふ基本方針の下に合併事務を開始し、東京都知事は、調布、神代及び狛江の三町に対して三町合併による市制施行を勧告した。

三町の取り組み
知事勧告を受けて、早速、各町議会において検討が開始された。まず、狛江町議会が昭和二十八（一九

五三）年十二月二十三日に「町村合併促進特別委員会」を設置する緊急動議を可決したのに続いて、神代町議会も昭和二十九（一九五四）年一月三十日に「行政区調査研究特別委員会」の設置を議決した。そして、調布町議会は、これに少し遅れて、二月十三日に「町村合併促進の研究のための特別委員会」を設置した。同特別委員会は、二月十九日に「調布行政区調査特別委員会」と改称された。

合併促進の背景
このように三町はそろって合併に対し前向きに取り

組む姿勢を示したが、その背景には次のような事情があった。すなわち、そこには、昭和二十九年四月一日より地方自治法が改正され（実際には改正は昭和三十一年にずれ込んだ）、市制施行の要件、とりわけ人口要件が三万人から五万人になるであろうという見通しが強くなり、東は世田谷区、北は三鷹市、南は多摩川を隔てて川崎市、そして西には府中市が誕生するといったように、四方を強固な市に

包囲されるということになり、したがって、この機を逃すということになれば、弱小町村のまま都市化の潮流や文化的にも教育面からもあらゆる点で取り残されてしまうという危機意識があった。かくして、三町合同協議会は、昭和二十九年二月十五日、三月中に結論を出さなければ、合併実現の見通しがなくなるので、三町がそれぞれ具体的な行動を起こすことを確認した。

二 破談までの経緯

スタート時点では、三町は足並みそろえて、合併に向かって順調に歩を進めて行くかのように見えた。しかし、現実はそのとおりに進展しなかつた。

暗雲は狛江町から生じた。発端は「三町合併市制反対・狛江町の離脱
世田谷区編入」の住民運動であった。そのため、これ

を支持する狛江町長と、あくまでも三町合併市制を推進しようとする町議会との間に亀裂が生ずることになった。世田谷区への編入に固執した狛江町長は三町合併に消極的な態度をとり続け、議会との対立はますます深刻化するに至った。このため、ついに狛江町は三町合併から離脱することになったのである。

二町対立状態
狛江町長の合併に向けての煮え切らない態度を見て、

調布及び神代の二町は、とりあえず二町で新市建設計画を進行させることを確認し、昭和二十九年二月二十四日に開かれた「二町合同委員会」で調布町から提示された次の六項目の提案が検討された。

一、新市名は調布市とする。

二、市役所は現調布町役場、出張所は現神代町役場とする。

三、議員の任期は一年延長する。

四、二十九年新予算は両町の二十八年最終予算を基準として編成する。

五、固定資産の評価は、両町の二十八年年度の評価で計算し、三十年年度より新評価で計算する。

六、衛星都市として現在申請中であり、近く決定を見るので特に了承してほしい。

神代町は、対等合併という建前から、新市名については難色を示したが、最終的には調布町の提案をのむということに落ち着いた。なぜなら、昭和二十八年当時、調布町の人口は二万五九四九人、歳入は一億一四六万四八一六円、そして、合併当時の職員数は八〇人であったのに対して、神代町は一万五四六三人、四八四六万七二五二円、そして四一人といったように、調布町と神代町とは規模において倍に近い、あるいは倍を超えるような差があったこともあり、調布町が合併の主導権を握ることに暗黙の了解があったことに加えて、神代町には長年の懸案であった調布町との教育問題解消という住民の悲願が合併賛成の中に強く反映されていたという事情があったからである。

ところが、昭和二十九年三月一日、三町合併はあつて三町合併流産

なく流産となった。その最大の原因が狛江町の合併離脱にあったことはもちろんであるが、実際には流産の兆候は前日から始まっていた。

そのプロセスを追っていくと、二月二十八日は、午後三時から合併について大詰め折衝を行うために調布町役場において三町議員全員協議

会が開かれることになっていた。しかし、肝心の狛江町長が姿を見せないことから、会議は夕食後の七時に開会することにして、それまで休憩となった。

そのような重苦しい雰囲気漂う中、夕食後に萩生田重次調布町議長が小島為蔵神代町議長に對し、「新市長に關してはこれを調布側に譲つて欲しい。神代の町長並に議員は立候補しない旨の誓約書を提示し神代町議会議長の連名で調印してもらいたい」（神代町から見た三町合併決裂の経過報告、昭和二十九年三月一日）と申し入れたのをきっかけに、三町合併流産への幕が上がった。

同経過報告によれば、まずこの申し入れに對し、小島議長は、ことが公職選挙法に抵触するという理由で署名調印を断つたために、今度は秋輪栄一調布町議会議長が小島議長に「誓約書の問題は何とかならないか」との申し入れがあり、これについても断つたために、さらに萩生田議長と岩田則治調布行政地区特別委員長の兩名が小島議長と武田勝弥神代町議会議長に對し「新市長選挙には現在の神代町長並びに神代町議會議員中から立候補しない旨を確約することを迫った」ということであつた。

そうしたやり取りがあり、その後、やっと三町議員全員協議会が開かれたが、しかし、狛江町の状況を理由に明日再開することを決めて、会議は結局のところ流会とされた。

調布町の立場からみて、行財政などの規模において神代町よりも優位にある調布町がこのまま合併に移れば、昭和二十六（一九五一）年二月二十六日に制定された「減員条例」によって町議會議員二四人の調布町が二六人の神代町の風下に立つことになることは目に見えており、せめ

て市長ポストだけは確保したいというのは無理もないことであった。

他方、神代町にしてみれば、たとえ規模において劣るという点で新市名については調布町の言い分に沿うとしても、新市長のポストまで政治的取り引きにおいて譲るといふことになれば、対等合併とは名ばかりで、事実上は端から調布町の支配下に置かれるといふことを意味することになり、従って、対等な行政分担を要求するのは筋論として当然のことであった。

三月一日は運命の日となった。午後七時三十分、「両町合同協議会」が開かれ、これには調布町及び神代町の理事者全員が参加した。協議会が開かれたということは、両町に対立点があるものの、とにかく合併実現を目指して歩み寄ろうとする両町の意思表示であった。

萩生田調布町議会議長が会議の議長となり、議事として「新市名について」などの九項目が議題とされた。対立点は新市名問題であった。そこで、これを「両町特別委員会」に付議することを決めて、議長により休会が宣せられた。

特別委員会の会議では、安沢秀雄調布町長が入室し、「調布の委員は集まってくれ、私はこんな子供じみた会議の空気では絶対に合併に同意致しません」と発言し、調布側委員及び議場の調布側議員全員が退場するというハプニングが生じた。そのため、残された神代側議員で協議した結果、新市名は調布とするという結論に達した。

ところが、この結論を伝える会見が拒否され、その一〇分後に調布町長及び議員が議場に入場すると、萩生田議長により会議の再開が宣せられ、続けて今度は会議の打ち切り決定が発言されたのであった。これによって二町の努力は万事休すとなり、そして、狛江町長が公印を持って

雲隠れするという事件と相まって、三町合併は流産という結果に終わってしまうのである。

三 二町合併

合併機運の再燃

その後しばらくは合併問題は鳴りを潜めていたが、安沢秀雄調布町長と山岡柳吉神代町長は連名で安井誠一郎都知事に対して両町合併についてその意思があることを申達した（調布町・神代町の合併意思表明、昭和二十九年五月二十二日）。

そして、両町の合併協議を本格化させたのは、東京都合併計画策定のために合併の意思確認を求めた都知事からの諮問（昭和二十九年八月十九日付総行地発第二三三三号）であった。これに対する両町の答申（調布町は九月六日提出、神代町は九月八日提出）はいずれも三町合併による市制施行が適切であるが、狛江町の同意が得られなくても、二町で合併するというものであった。

このように調布及び神代の二町が合併に前向きの姿勢を示した背景には、地方自治法の一部改正（昭和二十九年六月二十二日公布）により、市制施行の人口要件が三万人から五万人になり、この条項が施行される前に東京都合併計画案に合併の意思のあることが盛り込まなければ、人口三万人の特例が認められないという切実な事情があった。答申提出後、両町の間で幾度となく合同委員会が開かれ、合併に向けて意見の交換が続けられた。その結果、最終的に昭和三十年四月一日市制施行の結論が出たことにより、昭和二十九年十月一日、「調布、神代町合併市制促進協議会」が設置された。委員は調布町から一七名、神代町から一七名の三四名で構成され、会長には安沢調布町長が就任した。かくして、合併への準備はそろい、それに向かって具体的に動き出した。そして、

十二月十三日に開かれた合併市制促進協議会において、一 合併形式は対等合併とする。二 新市名は調布市とする。三 市役所は現調布町役場とする、などが決められ、さらに、市長職務執行者には安沢調布町長が選出された。また、運営委員会、並びに行政部、教育部、建設部、財務部及び厚生部の五つの分科会が設置された。

年が明けて昭和三十（一九五五）年二月五日、両町はそれ

合併前夜

それぞれ同時に臨時会を招集し、一 廃置分合に関する処分申請について、二 財産処分協議について、三 議員の任期定数の特例を定めることについてなどの市制移行に必要な議案を議決した。それらが議決されたことによって、昭和三十年四月一日から調布町及び神代町が廃され、その区域をもって調布市が置かれること、関係町の財産はすべて新市に引き継がれること、そして議員の任期は五月三十一日まで延長されることとなったのである。

またこの日、調布町・神代町合併市制施行の経過を報告する両町長連名のチラシが住民に配布された。

昭和二十九年二月七日、「市町の廃置分合に関する処分申請書」が都知事に対して提出され、かくして両町合併のための主要な手続は終了し、市制施行は秒読み段階に入った。最後に両町はそれぞれの第一回定例会最終日（調布町は三月二十九日、神代町は三月三十日）に新市誕生に伴う基本方針、並びに各種施設の建設計画を含む新市建設計画の策定を議決し、そして調布市建設計画の議決書が両町長名で都知事に提出されたことによって後は四月一日が来るのを待つだけとなった。

『長く屈折した道程、さまざまな疑惑、誤解、混乱の屈折を経て行く手に幾多の困難を抱えながら、大難産の結果、新生調布市は誕生したの

であった。時に昭和三十年四月一日。（『調布市議会20年史』、一八頁より）

第三節 調布市誕生直後の市議会

一 初議会

1 市議会の構成・人事

新しくスタートした調布市議会は任期延長された調布町及び神代町からの都合四七人の議員で構成された。

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	篠崎 泰吉	13	増岡福之進	25	森田 三郎	37	小林 幸吉
2	小島 為蔵	14	青木 照雄	26	石出 信治	38	葛 正作
3	岩田 則治	15	森屋 次郎	27	武田 勝彌	39	田中 安太郎
4	鈴木 欽吉	16	田辺 八郎	28	中村 浪治	40	永田 治兵衛
5	遠藤 金蔵	17	金子 万平	29	南 正守	41	原島 憲
6	関谷 九蔵	18	大沢 重忠	30	小野 勝三郎	42	萩原 清吉
7	粕谷 昌平	19	吉田 清三	31	田中 愛	43	嶋田 清吉
8	林 米一郎	20	秋輪 栄一	32	石森 寿雄	44	小谷田 金次郎
9	田中清右衛門	21	蒲田 行静	33	森田 茂八	45	富沢 良吉
10	北島 重次	22	森川 清吉	34	林 堯孝	46	加藤 武雄
11	清水 徳次郎	23	萩生田重次	35	神林 芳夫	47	斎藤 亀吉
12	宮内 峯吉	24	高橋 儀一	36	藤橋 俊吉		

は、四月五日に開かれた全員協議会（出席議員四人、欠席議員六人）において

抽選により決定されたものであるが、その時の全員協議会でのエピソードを一つ紹介すると、座長には年長議員の嶋田清吉（明治十八年五月二日生まれ）に、ということになったが、彼はこれを「歯抜け」を理由に辞退

し、そのため二番手年長議員の林堯孝（明治十九年十一月二十一日生まれ）が座長に就いた。ところが、嶋田議員はその一週間後に招集された臨時会では臨時議長を務めたのである。

第二回臨時 昭和三十（一九五五）年四月十三日、調布市制施行後の会招集 記念すべき第一回目の議会、「昭和三十年第一回臨時会」

が招集され、四二人の議員が出席した。臨時会招集の目的は市制施行に伴う残務処理を行うこと、そして当面する課題に対処することであった。会期はこの日一日限りとされ、正副議長の選挙、新市発足のための各種条例の制定、昭和三十年度調布市暫定予算などの承認、教育委員会委員、選挙管理委員会委員などの選挙、並びに各種委員会の構成及び選任などが行われた。

正副議長選挙 臨時会は安沢秀雄市長職務執行者によって開会され、嶋田議員が臨時議長となり、直ちに最初の議案として

「議長の選挙について」が議題に供された。開票の結果、有効投票四二票をすべて獲得した旧調布町議会議長の萩生田重次議員が初代調布市議会議長（任期は昭和三十年四月十三日～昭和三十年五月三十一日）に出された。対抗票もない、また白票も棄権もない満票による彼の選出は、四月五日の全員協議会で正副議長について既に協議済みであったという結果の表れであった。

嶋田臨時議長に代わり、議長に選出された萩生田議員が議長席に着き、続いて副議長選挙が行われた。開票の結果、有効投票四二票中、四一票を獲得した旧神代町議会議長の加藤武雄議員が初代調布市議会副議長（任期は昭和三十年四月十三日～昭和三十年五月三十一日）に選出された。残る一票は白票であった。

表24 町議会からの任期延長議員名簿

正副委員長長の選任

調布市制スタート時の市議会に設置された常任委員会は、「総務」、「財務」、「文教」、「厚生」、「産業」、「建設」、「保険」、及び「議会運営」の八つの常任委員会が設置され、第一回臨時会において「総務」と「財務」については一人の、「文教」、「厚生」、「産業」については八人の常任委員の選任が行われた。そして総務常任委員長には岩田則治議員、同副委員長には大沢重忠議員が、財務常任委員長には小島為蔵議員、同副委員長には中村浪治議員が、文教常任委員長には南正守議員、同副委員長には森田茂八議員が、厚生常任委員長には粕谷昌平議員、同副委員長には小谷田金次郎議員が、産業常任委員長には森屋次郎議員、同副委員長には北島重次議員が、建設常任委員長には永田安太郎議員、同副委員長には神林芳夫議員が、保険常任委員長には吉田清三議員、同副委員長には青木照雄議員が、また議会運営常任委員長には武田勝彌議員、同副委員長には蒲田行静議員が選任された。

監査委員（議選）の選任 地方公共団体の長が議員のうちから選任する監査委員は、正副議長と並んで、俗に三役と呼ばれるほどに議員にとつては意味のある重要なポストであるが、その監査委員には葛勇

議員（任期は昭和三十年四月一日～昭和三十年五月三十一日）が選任された。

2 議案の可決

第一回臨時会には三〇件の議案が提出された。それらのうち、上述の正副議長の出や監査委員の選任のために議題とされた「議長の選挙について」、「副議長の選挙について」及び「監査委員の選任について同意を求めるの件」などの一一件は地方公共団体の組織運営のかなめとなる

人事案件であり、いずれも順当に可決された。もちろん、上記人事案件以外の一九件もまた市の組織運営の確立及び市政の執行にとって不可欠な議案であった。

また、議会に関係するものとしては、「調布市議会会議規則の制定について」、「調布市議会常任委員会及び特別委員会条例制定について」、「調布市議会定例会条例の制定について」、並びに「調布市議会事務局設置条例制定について承認を求めるの件」などの五件がそうであり、それらのうち「調布市議会会議規則の制定について」は修正可決であったが、他の四件は原案どおり可決された。

次に、議会以外の市の組織運営の確立に関係するものとしては、「調布市職員定数条例制定について承認を求めるの件」、「調布市の部課に関する条例制定について承認を求めるの件」、「調布市役所出張所設置条例制定について承認を求めるの件」や、あるいは「調布市監査委員条例制定について」、「調布市固定資産評価審査委員会定数条例制定について承認を求めるの件」などの九件が上程され、それらはすべて原案どおり可決された。

そして、市政の執行に関する議案としては、今臨時会には「昭和三十年度東京都調布市歳入歳出予算について承認を求めるの件」及び「一部借入金について」などの五件が提出され、それらもまた原案どおり可決された。

二 合併直後のハプニング

昭和三十年四月二十五日、「昭和三十年第二回臨時会」が会期を一日限りとして招集された。今臨時会への付議案件は一件で、「調布市選挙管理委員の再選挙について」というその議案名が端的に示唆するように、

招集の目的はそれにあつた。

何故これが提出されたかという点、先に開かれた第一回臨時会において「調布市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」が可決され、選挙管理委員会構成が旧調布町から二人、そして旧神代町から一人という割当で当選人が決定したのであつたが、これを不服とした旧調布町側からの委員が辞退したことにより、選挙管理委員の再選挙をする必要が生じたためであつた。

「調布市選挙管理委員の再選挙について」は可決され、そして第二回臨時会は閉会した。

話は前後するが、旧調布町側委員が選挙管理委員を辞退してからの動きを簡単に補そくするならば、その後任を決める会議を旧調布町議員が独断で開いたことから、それは「選挙管理委員会問題」という疑惑として大きな波紋を呼ぶことになつた。それというのも、市議会議員選挙をめぐつて議会から選挙管理委員会に対し、選挙期日を延期するように申し入れがあつたことを、圧力がかつたと報道され、したがつて、それとはまったく無関係の選挙管理委員の辞退ということ自体が、選挙管理委員会の決定した選挙期日に対して議会が反対したことによる選挙管理委員の首のすげ替えと解釈されたためであつた。

ことの真相はどうであれ、まさにこのことは、合併直後には予期せぬようなハプニングが起こるものだという見本のようなものであつた。

三 想定外議会

たとえ議員の任期がまだ残っているにせよ、既に市議会議員選挙が終了し、新しい議員も決まっていることから、本来であれば招集されることのない議会が昭和三十年五月三十日に招集された。それが「昭和三十

年第三回臨時会」であつた。

確かに、調布市においては市制移行に伴う議員の任期定数の特例によつて議員の任期は五月三十一日まで延長されたが、五月十五日市議会議員選挙が行われ、既に新議会を構成する三〇名の議員が決まつており、後は彼ら及び彼女をメンバーとする議会が開会されるのを待つだけであつた。それにもかかわらず、議員の任期が切れる一日前の五月三十日に臨時会が招集されたのである。

今臨時会には六件の議案が付議され、可決されたが、その中に、「前調布市長職務執行者に対する弔慰金について」という議案が含まれてゐた。推察どおり、臨時会が招集された主たる目的はそれにあつた。

ことの起りは市議会議員選挙と同時に行われた調布市長選挙にあつた。選挙は安沢秀雄旧調布町長と山岡柳吉旧神代町長との一騎打ちとなつた。軍配は山岡旧調布町長に上がり、彼が初代調布市長に当選した。ところが、敗れた前調布市長職務執行者の安沢旧調布町長が選挙戦の過労から急逝したのである。これは想定外のことであつた。そこで、彼の死去について諮るために五月二十二日に全員協議会が開かれ、そして先の議案が第三回臨時会に提出されたというわけである。余談ながら、葬儀は、故人の業績をたたえ、準市葬として執り行われた。

第二章 新生調布市の歩み（昭和三十年六月～昭和三十四年五月）

序説 時代の背景

一 当選者の決定

1 市議会議員選挙

昭和三十年五月十五日 調布市となって最初の市議会議員選挙は昭和執行市議会議員選挙 三十（一九五五）年五月十五日に行われた。

当日有権者数は二万四五二五人、投票者数は二万四〇七人、投票率は八三・二四％であった。この数字は、市議会議員選挙に先立って四月二十三日に行われた東京都議会議員選挙の投票率が五八・三％であったことから、調布市民の選挙に対する関心がいかに高かったか、そして盛り上がった選挙戦であったかということを物語っている。実に、二二人の現職が立候補し、半数の一人人が落選の憂き目にあった。その中には、初代調布市議会議長の萩生田重次の名前があった。

定数三〇人に対し、五八人が立候補し、二人に一人は落ちるという選挙戦を勝ち抜いたのは表25にあげられた人たちであり、そしてめでたくトップ当選を飾ったのは六三〇票を得た神林芳夫（社会党）であった。次点に泣いたのは蒲田行静で、最下位当選の金子万平との表差は三票（選管データでは三・五一九票）であった。

当選者を党派別で見れば、党派が明らかであったのは五人（社会党が

表25 市議会議員選挙の結果*（昭和三十年五月十五日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数**
当	神林芳夫	日本社会党	現	六三〇
当	戸井田正一	無所属	現	五九二
当	石出信治	日本社会党	現	五四四
当	林米一郎	無所属	現	五三六
当	金子操	日本共産党	現	五二三
当	牛越元吉	日本社会党	現	五一六
当	竹内虎雄	無所属	現	五一一
当	永田安太郎	無所属	現	四九四
当	斎藤七五郎	無所属	現	四七六
当	早川数江	無所属	現	四六八
当	安孫子昌美	無所属	現	四五四
当	熊澤文良	無所属	現	四四四
当	田辺八郎	無所属	現	四二九
当	北島重次	無所属	現	四〇七
当	金子作一	無所属	現	四〇〇
当	杉利一	無所属	現	三九八
当	栗原銀次	無所属	現	三九八
当	南正守	無所属	現	三九四
当	藤野俊吉	無所属	現	三九四
当	狩野正明	無所属	現	三七八
当	内山正司	無所属	現	三三五
当	加藤武雄	無所属	現	三六九
当	小川昌雄	無所属	現	三六六
当	小川昌雄	無所属	現	三六六
当	豊山八郎	無所属	現	三六六
当	大竹正生	日本社会党	現	三四八
当	西村鐵徳	無所属	現	三四四
当	小林幸吉	無所属	現	三四四
当	篠崎泰吉	無所属	現	三三二
当	大竹房次郎	無所属	現	三三一
当	金子万平	無所属	現	三二四

*次点までの氏名をあげた。

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

四人、共産党が一人)で、二五人は無所属を名のつた。議会事務局の指摘によれば、その中で保守系とみなされるものは二〇人、そして革新系とみなされるものが五人ということである。

なお、女性の当選者は一人(早川数江)であった。

2 市長選挙

昭和三十年五月十五 調布市長選挙もまた市議会議員選挙と同時に日執行調布市長選挙 われた。市長選挙は、旧調布町長の安沢秀雄と旧神代町長の山岡柳吉との一騎打ちとなり、そして、山岡が安沢に四〇〇票余りの差をつけて、初代調布市長に当選した(表26)。投票者数及び投票率は市議会議員選挙と同じであった。

表26 市長選挙の結果(昭和三十年五月十五日執行)

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	山岡柳吉	六〇	無所属	新	一一、九八〇
	安沢秀雄	六〇	無所属	新	七、六一七

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

山岡市長は、六月十一日に招集された「昭和三十年第一回定例会」において、四年間の任期に当たり、教育内容の充実、建設事業としての上下水道の設置、産業面における農業の振興、調布市の観光資源の活用、及び予防衛生施策の推進の五つの部門から調布市の将来に対して全力を

尽してまいりたいと思うとその所信を述べた。

昭和三十三年四月十四 「昭和三十三年第一回定例会」招集日前日の

日執行調布市長選挙 三月十日、山岡市長が病気を理由に議長あて

に辞職願を提出した。本件は翌十一日の本会議で議題とされ、満場一致で同意された。山岡市長の就任期間は一年一〇カ月であった。

実は、山岡市長が病気を患っていたことは既に「昭和三十一年第四回定例会」の第一日(十二月八日)に行われた『市長所信表明』の中で言及されていた。その箇所を会議録から抜き出すと(「……」は筆者の判断による割愛部分)、

『市政担当以来、円満な市政の運営をいたし、市民の納得のいく市政を行うことに努めて参ったが、たまたま学校問題、橋梁問題等、相次いで不祥事が続発し、……市民に対し申し訳ない、また議会に対しても非常な迷惑をかけたことを心からお詫び申し上げる。この点強く反省し、十分職員等に伝達して、再び起こらぬよう考慮しておったが、病気のため、……。簡単であるが、今後の市政の運営についての所信を申し上げ、了解をいただきたいと述べる。』

山岡市長の退職に伴う市長選挙は四月十四日に行われた。今回の選挙には三人が名のりをあげ、そして七五三七票を獲得した青木貞治が当選した(表27)。

表27 市長選挙の結果（昭和三十二年四月十四日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	青木 貞治	四七	無所属	新	七、五三七
本多 嘉一郎	五三	日本社会党	新	六、八六〇	
浅田 力造	六一	無所属	新	七五一	

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

当日有権者数は二万六九三三人、投票者数は一万五二五一人、投票率は五六・五％であった。前回の市長選挙と比べて、投票率は二六・七四ポイントの下落であった。

青木市長は、六月十日に招集された「昭和三十二年第二回定例会」において『健全なる明るい住みよい調布市を建設する』ために全力を尽くし、万全の措置を講じる所存であると市政運営に対するその決意を示した。

昭和三十三年七月二十 ところが、青木市長が市長就任一年二カ月後六日執行調布市長選挙の昭和三十三年（一九五八）年六月十三日に急逝した。このため、調布市民は四年間に三回市長が変わるといふ異常事態を経験することになった。

青木市長の死去に伴う市長選挙は七月二十六日に行われた。当日有権者数は三万五一人、投票者数は一万五八七一人、投票率は五二・八一％であった。このように、投票率は連続の下降傾向を示した（前回より三・六九ポイントのダウン）。

今回は、市長選挙の一カ月前（六月二十四日）に議長に選出されたばかりであるにもかかわらず、その職も、もちろん議員の身分も捨てて立候補した竹内虎雄と前回次点に泣いた本多嘉一郎との一騎打ちとなり、

結果は、接戦を制した竹内が第三代調布市長に当選した。票差は一二八票であった（表28）。

表28 市長選挙の結果（昭和三十三年七月二十六日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	竹内 虎雄	六〇	無所属	新	七、九六六
本多 嘉一郎	五四	日本社会党	新	七、八三八	

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

竹内市長は、八月十九日に招集された「昭和三十三年第四回定例会」においてあいさつに立ち、『過般行われました市長選挙におきましてその得票差がはなはだ僅少でありましたのみならず、投票率の極めて不成績であったことは市政担当の任にある私としましてこの事態を十分認識いたして市民の福祉と市政の進展に特段の努力をいたさねばならないと深く痛感いたしましたものであります』と述べ、そして調布市の発展への重点施策として都市計画の改定の実施、具体的には用途地域、街路計画及びその他諸公共施設などの基礎的諸計画の策定及び市民生活に直結する諸事業の強力な推進として教育施設、上水道施設、し尿処理場の設置及びそのほか市民福祉のための諸事業などを促進するための新市建設計画案の実施について取り組む姿勢を示した。

二 四年間の世の中の動き

ここで、当選を果たした三〇人の顔ぶれが議員職を務めた昭和三十年六月から昭和三十四（一九五九）年五月までの四年間という時代を簡単に振り返ることにしよう。

政治の動き

最初に、当該期間からは若干ずれるが、昭和三十年四月二十三日に東京都知事選挙と東京都議会議員選挙が行われた。投票率は、知事・都議選とも五八・三三%と戦後最低を記録した。この原因については、二月二十七日に衆議院議員選挙が行われたばかりであったこと、そして投票日が雨続きの後の好天の土曜日であったことが指摘された。

それはともかくとして、都知事選挙は七人が立候補して争われたが、開票の結果、日本民主党及び自由党推薦の現職の安井誠一郎が日本社会党推薦、日本共産党支持の有田八郎を破り、昭和二十二（一九四七）年四月五日の第一回都知事選挙（この時は、他府県は知事選挙だったが、東京都だけは前年の都制改正により都長官選挙として実施された）、昭和二十六（一九五二）年四月三十日の第二回都知事選挙に続いて三選を果たした。安井知事は、首都圏整備法の制定（昭和三十一年四月二十六日公布）と第一次首都圏整備計画の策定（昭和三十三年七月四日）、及びオリンピックの東京招致（昭和三十四年五月二十六日決定）の実現を花道に、都制の舞台から降り、国政へと転じたのであった。

ちなみに、調布市における知事選の投票動向は表29に示されたとおりである。なお、当日有権者数は二万四二九六人、投票者数は一万四一七

表29 東京都知事選挙の結果*（昭和三十年四月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	調布市得票数	全体得票数
当	安井誠一郎	無所属	新	六、八六二	一、三〇九、四八一
当	有田八郎	無所属	新	六、二八三	一、一九一、六〇八

*泡沫候補は除外した。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

一人であった。

一方、都議会議員選挙は、定数二二〇人に対し二九七人が立候補し、自由党、日本民主党及び公正クラブの保守が八〇議席、日本社会党及び日本共産党の革新が三六議席を獲得し、その他の諸会派が四議席であった（表30）。

表30 東京都議会議員選挙の結果（昭和三十年四月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	調布市得票数	総得票数
当	小川 精一	無所属	新	七五三	一五、六三六
当	富沢 仁	自由党	現	五、三五五	一一、七〇〇
当	山崎七次郎	無所属	現	一四八	一一、〇〇八
当	中島 與吉	無所属	現	一五四	一〇、九六七
当	山川 国蔵	日本社会党	新	六七七	九、八四二
当	小泉 武雄	無所属	現	六一一	九、六三七
当	若松貞次郎	無所属	新	一一六	九、四〇三

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

調布市は他自治体を含む六人選挙区として行われ、結果、表中の六人が当選した。落選者の中には、昭和三十七年に第四代調布市長に当選し、以後、四期連続市長職を務めた本多嘉一郎の名前が見られた。彼の調布市における得票数は、富沢仁に次ぐ四一〇二票であった。

昭和三十年という年は政治的に大きく動いた年であった。すなわち、十月十三日に社会党統一大会が開かれ、そして十一月十五日には保守合同による自由民主党が結成されて、いわゆる『五五年体制』が始まった年であった。

昭和三十一年（一九五〇）年十月七日、鳩山一郎首相はモスクワに向かい、十月十九日に『日ソ国交回復に関する共同宣言』が調印された。かくして、十二月十八日に開かれた国連総会において日本の国連加盟案が全会一致で可決され、日本は悲願の国際社会への復帰を果たしたのである。そして、鳩山内閣は十二月二十日に総辞職し、十二月二十三日、石橋湛山内閣が成立した。

しかし、昭和三十二年（一九五七）年二月二十三日、石橋内閣は総辞職し、二月二十五日岸信介内閣が成立した。岸内閣といえ、安保改定であるが、昭和三十三年（一九五八）年九月十四日、ワシントンでの藤山愛一郎外務大臣とダレス国務長官との会談において日米安全保障条約を改定することが同意された。そして、昭和三十四（一九五九）年四月二十五日、安保阻止国民会議第一次統一行動として日比谷公園で中央集会が開かれた。それは安保闘争へのプレリウドであった。

経済の動き

経済については、昭和三十一年七月七日に経済企画庁は『経済白書（日本経済の成長と近代化）』を発表し、「もはや戦後ではない」が流行した。

社会の動き

また、社会の動きを見ると、昭和三十年七月八日に厚生省が発表した『売春白書』は、全国で公娼五〇万人と推定した。売春防止法は昭和三十一年五月二十四日に公布された。しかし、当時、世間の注目を集めた面白い話題は皇太子ご成婚であった。昭和三十三年十一月二十七日、婚約が発表され、翌年の四月十日に結婚式が行われた。テレビが爆発的に普及したのもこのお陰であった（結婚パレード中継の視聴者は推定一五〇〇万人と言われている）。

世界の動き

そして、世界の動きはどうであったかというところ、きな臭い出来事ばかりが目立つ時代であった。例えば、軍事行動ということでは、昭和三十一年十月二十三日にはハンガリー事件が起こり、ソ連の軍隊がこれを鎮圧し、また十月二十九日にはスエズ戦争が始まった。しかし、何と言っても、この時代は核とロケットという大量破壊兵器の開発競争の時代であった。すなわち、昭和三十一年五月二十九日、アメリカはビキニで初の水爆実験を行い、続いて昭和三十二年五月十五日にはイギリスがクリスマス島で第一回目の水爆実験を行い、昭和三十三年九月三十日にはソ連が核実験を再開した。ロケットについては、昭和三十二年十月四日、ソ連は人工衛星スプートニク1号の打ち上げに成功すると、アメリカも昭和三十三年一月三十一日に人工衛星エクスプローラー1号の打ち上げに成功した。こうして、東西は核弾頭搭載のミサイル・ロケットで対峙するという状態に至った。

そのようななかで、新しい流れとしては昭和三十三年一月一日、EECが正式に発足した。将来の欧州統合への道がここに開かれることになったのである。

政治経済などのこうした世の中の動きは多かれ少なかれ、また直接的にせよ間接的にせよ調布市の議会活動に対し影響してきたのであった。

第一節 議会活動

一 議会の構成

(一) 選挙後一年目の役員人事(昭和三十年六月～昭和三十一年五月)

1 市議会三役人事

議長選挙

第一回調布市議会議員選挙後の最初の議会、「昭和三十年第一回定例会」は六月十一日に招集された。出席議員は二十九人で、年長議員の斎藤七五郎議員(明治二十二年五月二十八日生まれ)が臨時議長となり、早速、「議長の選挙について」が議題に供された。

しかし、第一回定例会の招集に先立って六月四日に開かれた「第四回全員協議会」において正副議長の任期は一年とすることが確認されており、そして人選についても「市長が旧神代町側から当選したのだから、議長は旧調布町側からという」暗黙の了承がなされたうえで今回の議長選挙であった。

かくして、議長選挙は投票総数二九票、有効投票数二九票で行われたが、そのうちの二七票を獲得した林米一郎議員が第二回調布市議会議長に選出された。以下、南正守議員が一票、竹内虎雄議員が一票であった。

副議長選挙

議長選挙に引き続き、副議長選挙が行われた。投票の結果、二九票すべてを獲得した旧神代町側の牛越元吉議員が第二代の副議長に選出された。

監査委員(議選)の選任 和三十年六月一日～昭和三十三年六月十一日)を選任することが同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会

市議会発足当時は八つ設置された常任委員会も、本会議第一日(六月十一日)提出の「調布市議会常任委員会及び特別委員会条例の一部を改正する条例について」が即日可決されたことによつて、今議会から市議会に設置される常任委員会は「総務常任委員会(委員数七人)」、「建設常任委員会(委員数七人)」、「厚生常任委員会(委員数七人)」、「産業常任委員会(委員数七人)」及び「議会運営常任委員会」の五つとなった。

引き続き議題とされた「調布市議会常任委員の選任について」が可決されたことを受けて、総務常任委員長には神林芳夫議員、同副委員長には田辺八郎議員が、建設常任委員長には小林幸吉議員、同副委員長には豊山八郎議員が、厚生常任委員長には石出信治議員、同副委員長には永田太郎議員が、産業常任委員長には藤橋俊吉議員、同副委員長には大竹正生議員が、そして議会運営常任委員長には加藤武雄議員、同副委員長には金子万平議員が選出された。

特別委員会

特別委員会については、七つが設置され、それぞれ表31に示された人物がその正副委員長に就任した。

なお、「衛生施設設置特別委員会」は、「塵芥焼却場設置特別委員会」が解散されたことを受けて新たに設置されたものであり、委員長には塵芥焼却場設置特別委員長の石出議員がそれを受け継ぐ形で就任したが、副委員長には新たに小林幸吉議員が選出された。

表31 市議会議員選挙後1年目に設置された特別委員会（昭和30年6月～昭和31年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和30年 6月15日	調布飛行場調査 特別委員会	7	加藤 武雄	神林 芳夫	調布飛行場調査のため	昭和30年 10月25日
昭和30年 6月24日	水難防止対策特 別委員会	10	金子 万平	北島 重次	水難防止対策樹立のため	昭和31年 6月12日
昭和30年 7月30日	第二小学校便所 工事特別委員会	17	神林 芳夫	小林 幸吉	第二小学校便所工事についての 陳情書に基づく調査のため	昭和30年 9月12日
昭和30年 7月30日	市制施行記念祝 典準備小委員会	10	南 正守	内山 松司	30年10月1日調布市制施行記念 祝賀会開催のため	昭和30年 10月1日
昭和30年 11月6日	事業特別委員会	10	永田安太郎	小林 幸吉	31年3月調布市において競輪開 催のため	昭和31年 6月21日
昭和31年 2月20日	塵芥焼却場設置 特別委員会	10	石出 信治	永田安太郎	塵芥焼却場設置敷地獲得のため	昭和31年 3月26日
昭和31年 3月26日	衛生施設設置特 別委員会	8	石出 信治	小林 幸吉	衛生施設設置のため	昭和31年 12月20日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

(二) 選挙後二年目の役員人事（昭和三十一年六月～昭和三十三年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

昭和三十一年六月十二日に招集された「昭和三十一年第二回定例会」の本会議第一日、林米一郎議長よりその辞職願が提出された。その時の会議録によると、議長退席後、副議長から次のように発言されたということが記されている。

「『日程第三の上程を告げる。市議会発足当初の申合せにより、一年で改選ないし再検討することになっておったが、その期限が参ったので、申合せを尊重し議長より辞職願が提出されている。したがって本件についてはこれを許可しないという議会の決定があつたならば、引き続きさらに一年間議長の職を務める結果になるが、さような諮り方ではいかと述べる。』

「議長の辞職願についてはこれを許可しないことで異議ないかと諮る。」

（「異議なし」と叫ぶものあり。）

「異議ないと認め、議長の辞職願を許可しないことに決定すると告げる。」

これが林議長の再任が決定された時の模様である。

副議長選挙

また副議長についてもその辞職願を許可しないことが決定され、林議長同様に牛越副議長の再任も決定した。

2 正副委員長の決定

常任委員会

六月十二日にはまた「調布市議会常任委員会委員の選任について」が議題に供され、常任委員が決定した。そし

表32 市議会議員選挙後2年目に設置された特別委員会（昭和31年6月～昭和32年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和31年 6月12日	又住橋調布中学 調査特別委員会	8	安孫子昌美	金子 操	又住調布中学建設工事に関する 調査のため	昭和31年 6月28日
昭和31年 6月28日	事業特別委員会	8	永田安太郎	小林 幸吉	調布市において競輪開催のため	昭和34年 5月31日
昭和31年 9月30日	首都圏対策特別 委員会	8	竹内 虎雄	篠崎 泰吉	首都圏整備法に関する対策のため	昭和34年 5月31日
昭和31年 12月8日	議会並びに議員 自粛特別委員会	8	神林 芳夫	加藤 武雄	議会並びに議員自粛のため	昭和31年 12月20日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

て、総務常任委員長には田辺八郎議員、同副委員長には南正守議員が、建設常任委員長には加藤武雄議員、同副委員長には内山松司議員が、厚生常任委員長には石出信治議員（留任）、同副委員長には永田安太郎議員（留任）が、産業常任委員長には藤橋俊吉議員（留任）、同副委員長には大竹正生議員（留任）が、そして議会運営常任委員長には神林芳夫議員、同副委員長には金子万平議員（留任）が互選によって選出された。

地方自治法の昭 昭和三十一年改正 十一年六月十二日、地方自治法の一部改正が公布され、九月一日より実施された。今回の昭和三十一年改正は、地方行政の簡素能率化・総合

化を目指したもので、地方議会関係では議会の定例会や常任委員会に関する規程の整備などが行われた。

これを受けて、調布市議会は、九月十日に「調布市議会委員会条例制定について」を可決し、続いて「調布市議会常任委員会委員選任について」を議題とし、各常任委員を決定した。

四常任委員会

議案第八四号の可決により調布市議会に設置された常任委員会（委員七人）、「厚生常任委員会（委員七人）」及び「産業常任委員会（委員七人）」の四つであり、そして、これまで常任委員会として設置されていた「議会運営委員会」は事実上の委員会とされた。なお、四常任委員会の正副委員長について交代は行われなかった。

特別委員会

昭和三十一年六月から翌三十二年五月までの期間において設置された特別委員会は四つであり、その正副委員長には表32に記された議員が就任した。なお、「又住橋調布中学調査特別委員会」は地方自治法第一〇〇条に基づき設置された地方議会の調査委員会、いわゆる「一〇〇条委員会」であった。

（三）選挙後三年目の役員人事（昭和三十一年六月～昭和三十三年五月）

1 市議会三役人事

昭和三十一年六月十日、「昭和三十一年第二回定例会」が議長選挙

招集され、この日、「議長の選挙について」が議題に供された。今回は、副議長による指名推選の形が採られ、引き続き林米一郎議長が選出された。これにより、林議長の在任期間は昭和三十年六月十一日から昭和三十三年六月二十四日までの丸三年となった。

表33 市議会議員選挙後3年目に設置された特別委員会（昭和32年6月～昭和33年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和32年12月18日	離職対策特別委員会	7	金子 万平	早川 数江	駐留軍労務者の離職対策のため	昭和34年5月31日
昭和33年4月2日	20号国道改修特別委員会	10	竹内 虎雄	篠崎 泰吉	20号国道改修のため	昭和34年5月31日

出所：調布市議会事務局、『調布市議事先例集』、平成16年3月、192頁

副議長選挙

引き続き行われた副議長選挙については、議長による指名推選によってこれもまた引き続き牛越元吉副議長が選出された。彼の副議長在任期間も、林議長と同じく丸三年を数えた。

監査委員（議選） また、六月十日には「監査委員の選任について同意を求めるの件」が提出され、安孫子昌美議員（任期は昭和三十二年六月十二日～昭和三十四年五月三十一日）を議選の監査委員に選任することが同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会 四常任委員会委員の選任は「昭和三十二年第二回定例会」において行われ、総務常任委員長には南正守議員、同副委員長には田辺八郎議員が、建設常任委員長には篠崎泰吉議員、同副委員長には杉崎利一議員が、厚生常任委員長には金子万平議員、同副委員長には早川数江議員が、産業常任委員長には石出信治議員、同副委員長には金子金作議員が選出された。

特別委員会

昭和三十二年六月から昭和三十三年五月の期間に市議

会に設置された特別委員会は「離職対策特別委員会」及び「二〇号国道改修特別委員会」の二つであった。「離職対策特別委員会」は「厚生常任委員会」と同じメンバーから構成され、正副委員長も同じく金子万平議員と早川数江議員であった（表33）。また二〇号国道改修特別委員長には竹内虎雄議員が、そして、同副委員長には篠崎泰吉議員が就任した。

なお、「昭和三十二年第二回定例会」での常任委員の選任に伴い、首都圏対策特別副委員長には加藤武雄議員が、また事業特別副委員長には竹内虎雄議員が就任した。

（四）選挙後四年目の役員人事（昭和三十三年六月～昭和三十四年五月）

1 市議会三役人事

三度にわたる 昭和三十三年六月から昭和三十四年五月までというのは議長選挙 議員任期の最後の一年に当たるといってもかかわらず、議長選挙が三回も行われるという異常な一年であった。

2 一回目の正副議長選挙

申し合わせに従い、「昭和三十三年第二回定例会」において正副議長選挙が行われた。六月二十四日、「議長の選挙について」が議題とされ、直ちに投票が行われた。投票総数及び有効投票は二八票であった。結果は、竹内虎雄議員一八票、神林芳夫議員一〇票であった。かくして、第三代議長に竹内議員（任期は昭和三十三年六月二十四日～昭和三十三年七月十六日）が就任した。

副議長選挙

議長選挙に続いて副議長選挙に移り、投票の結果、一六票を獲得した南正守議員（任期は昭和三十三年六月二十

四日（昭和三十三年八月十九日）が第三代の副議長に選出された。副議長選挙の投票総数及び有効投票は二五票で、残る九票は安孫子昌美議員に投ぜられた。

3 二回目の正副議長選挙

議長選挙

ところが、不慮の出来事が生じた。すなわち、昭和三十三年六月十三日に青木貞治市長が急逝し、竹内議員が市長選挙に出馬するために七月十六日に議員を退職したのであった。かくして、議長は空席となり、八月十九日に招集された「昭和三十三年第四次臨時会」において議長選挙が行われた。この日、「議長の選挙について」が上程され、直ちに投票が行われ、副議長であった南議員（任期は昭和三十三年八月十九日～昭和三十四年三月十七日）が第四代調布市議会議長に選出された。投票結果は、投票総数二九票、有効投票二八票、無効投票一票、南正守一五票、白票一三票であった。

副議長選挙

そして、副議長選挙の投票の結果は、投票総数二九票、有効投票二九票、田辺八郎一六票、加藤武雄一二票、大竹正生一票であった。かくして、田辺議員が第四代副議長に就任した。

4 三回目の正副議長選挙

さらにまた、「昭和三十四年第一回定例会」中の三月十七日、議長選挙が行われた。

議長選挙

ことは、昭和三十四年二月二十七日に招集された「昭和三十四年第三回臨時会」を南議長が欠席したことが本当に病気によるものであるのかどうか問題となったことから始まった。そして、会期決定時の臨時会最終日の三月七日、議長の欠席問題で会議が紛糾したことから、これについて調整を図るため会期を二日間延長したが、三月九日、結局のこ

ろ議長問題について解決がつかなかったため、会議は休憩したまま会期終了を迎えて自然閉会となり、第三回臨時会は流会した。その結果、議案五件などが審議未了となった。

三月十一日、「昭和三十四年第一回定例会」が招集されたが、今定例会は議長欠席の下に開会された。そして、南議長から議長及び議員辞職願が出されたことから、三月十七日、これが諮られ、南議長の辞職は認めるが、議員辞職については却下とすることが決定された。

後任の議長については会議休憩中に満場一致で議長候補者が決定されていた。そこで、会議再開後直ちに「議長の選挙について」が議題とされ、年配議員の金子万平議員（明治二十五年十一月九日生まれ）の告知により、加藤武雄議員（任期は昭和三十四年三月十七日～昭和三十四年五月三十一日）が第五代調布市議会議長に当選した。

加藤議長がその就任あいさつで『満場一致をもって指名を頂き光栄である。短期間ではあるが、粉骨碎身議会運営に努力する』と手短に述べたことは印象的であった。

副議長選挙

副議長は指名推選により第五代副議長は先の金子議員（任期は昭和三十四年三月十七日～昭和三十四年五月三十一日）に決定した。

5 正副委員長の決定

常任委員会

「昭和三十三年第二回定例会」初日（六月十二日）、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の選任が行われた。そして総務常任委員長には篠崎泰吉議員、同副委員長には狩野正明議員が、建設常任委員長には加藤武雄議員、同副委員長には大竹正生議員が、厚生常任委員長には西村鐵徳議員、同副

委員長には小川光昌議員が、産業常任委員長には北島重次議員、同副委員長には栗原銀次議員が選出された。なお、昭和三十四年三月十七日に加藤武雄議員が議長に就任したことから、建設常任委員長には永田安太郎議員が選出された。

特別委員会

昭和三十三年六月から昭和三十四年五月の期間には新たな特別委員会は設置されなかったが、「昭和三十三年第二回定例会」での常任委員の選任に伴い、既設の特別委員会の正副特別委員長については交代があった。すなわち、首都圏対策特別委員長には牛越元吉議員、同副委員長には熊澤文良議員が、事業特別副委員長（委員長は留任）には藤橋俊吉議員が、離職対策特別委員長には西村鐵徳議員、同副委員長には小川光昌議員が、そして二〇号国道改修特別委員長には田辺八郎議員、同副委員長には加藤武雄議員が就任した。

二 議会の動き

普通、年度という使い方は四月から翌年の三月までの一年間を指すが、調布市議会の場合、議員の任期は六月から始まり、その四年後の五月をもって終わることから、ここでは便宜的に市議会議員選挙後の六月から翌年の五月までを一年度とし、その間に起こった議会の動きの中から特に記録に留めたいことのみを取りあげて記述することにした。

1 昭和三十年度の動き

提出議案
昭和三十年六月十一日に招集された第一回定例会から昭和三十一年五月十七日に招集された第四回臨時会まで調布市

において開会された定例会及び臨時会の数は、前者が四回、後者が六回の合わせて一〇回であった。そして、議会に提出された議案の総数は一七五件であった。

また、議会の意思の表明として地方自治法の改正、並びに地方財政再建促進特別措置法に対して反対決議が行われた。

地方自治法の 一部改正反対
「昭和三十年第一回定例会」ではまず、「政府が今次国会に提出する地方自治法の一部改正案について」、それが「憲法に保障する地方自治の本旨に反する、民主政治に逆行する措置といわざるを得ない。……かかる改正については断固反対の決議をする」ということが表明された。

昭和三十年度 予算の議定
また、今定例会においては、六月二十五日、「昭和三十一年度東京調布市歳入歳出予算議定の件」が提出され、

その提案理由の説明において、山岡柳吉市長は、その編成方針が教育面については二部授業の解消、建設面では道路の拡張、産業面では町の資格で行われていたものの市の資格での統合、衛生面では予防衛生にあると述べた。

本件は六月二十九日に可決され、これにより実質的な調布市政の基礎固めが行われることになる。

競輪事業
十月二十七日、「昭和三十年第六回臨時会」が招集され、この日、「自転車競争の施行について」が可決された。そ

して、翌年の競輪開催のため「事業特別委員会」が設置されることになった。

また、十二月九日に招集された「昭和三十年第三回定例会」では次の八件の議案が上程可決（ないしは修正可決）され、競輪開催の準備は着々と整えられていった。

・「京王閣自転車競争場使用契約専決について承認を求めめるの件」、十二月九日提出、同日可決

・「調布市営競輪自転車競技条例制定に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

・「調布市営競輪自転車競争実施規程制定に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

・「調布市営競輪自転車競争入場者及び入場料並びに競輪場内取締規程制定に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日修正可決

・「調布市営競輪自転車競争勝者投票及び払戻規程制定に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

・「自転車競争場実施委任契約に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

・「昭和三十年調布市営競輪歳入歳出予算各款内各項流用議決に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

・「昭和三十年調布市営競輪歳入歳出予算議定に関する件」、十二月九日提出、十二月二十日可決

昭和三十一年 三月十二日、昭和三十一年度当初予算案を審議する「昭
度施政方針 和三十一年第一回定例会」が招集された。この日行わ

れた市長施政方針演説のポイントは次のようであった。すなわち、第一に、住宅地としての調布市の発展に即応した施設を考えていかなければならないとし、住宅地、観光地としてこれに伴う交通機関の誘致、道路の整備が必要であるということが、第二に、財政面については財政計画を立て、健全財政をとっていくということが、第三に、義務教育については二部授業の解消を図り、また、社会教育についてもその推進を図るということが、第四に、建設面では五カ年計画（都市計画）を推進するということが、そして、以下ガスの布設、産業の振興、観光事業の推

進、環境衛生の整備、社会福祉事業の合理化、市民生活の安定、町名地の改正、及び事務の刷新を図ることが述べられた。

かくして、このような方針で編成された昭和三十一年度当初予算額は二億三八九万五四七〇円であった。そして、予算案は三月二十九日に可決された。

なお、市長の施政方針に対しては一人の議員が質問を行い、そして質疑を打ち切って予算案は総務常任委員会に付託されるといったように、まさに調布市議会は言論の府の面目躍如であった。

2 昭和三十一年度の動き

提出議案 昭和三十一年度（昭和三十一年六月～昭和三十一年五月）
において定例会は四回、臨時会は五回招集された。そし

て、都合九回開会された議会に提出された議案の総数は一六件と前年度よりも四九件少なかった。

また、昭和三十一年度には次の決議及び声明書が可決された。

・ 既成市街地指定に関する決議（「昭和三十一年第三回定例会」九月二十九日可決）

・ 綱紀粛正に関する勧告決議（「昭和三十一年第六回臨時会」十一月二十九日修正可決）

・ 議会並びに議員自粛に関する声明書（「昭和三十一年第四回定例会」十二月十二日可決）

・ 国鉄運賃値上げ反対に関する決議（「昭和三十一年第四回定例会」十二月十五日可決）

・ 児童遊園予定地に公務員住宅建設反対の決議（「昭和三十一年第一回臨時会」一月十日可決）

一〇〇条委 「昭和三十一年第二回定例会」は六月十二日に招集され、委員会の設置した。この日、散会間際、安孫子昌美議員が緊急質問に立ち、調布市野川の又住橋架橋工事をめぐる不正問題を追求した。そして、この緊急質問が発端となって、地方自治法第一〇〇条に基づく、いわゆる「一〇〇条委員会」として「又住橋調布中学調査特別委員会」が設置されることになり、疑惑追及の当事者、安孫子議員が委員長に就任した。

特別委員会の名称が「又住橋調布中学」となったのは、もう一つ、調布中学校増改築問題が持ち上がり、これも並行して調査することになったためである。調布中学校増改築問題とは、工事請負業者が工事を途中で投げ出したため、工事契約が解約され、下請業者と市が直接取引をして工事を完成したのであるが、その際に、不正があったのではないかと見られ、また実際に違約金あるいは工事残金問題が表面化していたというものであった。調査の結果、又住橋問題では入札書変造が明るみに出され、入札妨害などで一人が逮捕された。そして、調布中学校問題については、経営内容の悪化が噂されていた建設業者になぜ市が工事を請け負わせたのかを明らかにするところまではいかなかったが、その後捜査のメスが入り、落札に不正並びに談合があったとして三人が逮捕された。

『六月二十八日、特別委員会は定例会において調査結果の中間報告をなし、（これ以上の調査は委員会の権限外であるので中止する）として調査を打ち切ることになった。この種の特別委員会として、約二週間の間に委員会開催八回、証人の喚問延べ二六人とスピーディに処理し、次々と新事実を究明していった努力は大いに評価されるべきであった。』

（『調布市議会20年史』より）

首都圏整備法に 昭和三十一年六月一日、「首都圏整備法」が施行される対する議会対応した。これに対して、調布市は敏感に反応した。なぜなら、同法には東京二三区の周囲を開発抑制地帯（グリーンベルト）に指定して、東京の市街地が拡大することを防ぐという構想が盛り込まれており、そのことは開発抑制地域から除外される都区内（既成市街地）と近郊地帯に指定される地域、特に二三区に隣接する地域との間には著しい開発格差が生ずることが予見されたからである。

『昭和三十一年第三回定例会』の初日（九月十日）、議会は「首都圏対策特別委員会」を設置して、この問題に対応することにした。九月中に特別委員会は六回開催されるといったように精力的に活動した。そして、定例会最終日の九月二十九日、議会は「既成市街地指定に関する決議」を可決した。その結論部分は、「本市の全域を隣接する世田谷区と同様既成市街地として指定されるよう望む」というものであった。

その後の経緯について簡単に述べると、調布、府中など四市と北多摩郡の一三町は十一月四日に「緑地帯設定反対期成同盟」（十一月二十日、「東京都近郊緑地帯設定反対期成」に改称）を結成した。しかし、四市のうち、武蔵野市と三鷹市は、既成市街地に指定されることが明確になったため期成同盟から脱落した。期成同盟は展開し、関係機関に働きかけていったが、次第に運動は絶対反対から条件闘争へと変わり、そうこうするうちに都市化の波が近郊地域にも押し寄せ、地価の高騰がもたらされるに至って、首都圏整備法は事実上棚上げされることになったのである。

流会議会

「昭和三十一年第五回臨時会」が十一月二十一日に招集されたが、今臨時会は会期決定をすることができないまま、

流会するという珍しい議会となった。なぜそうなったかを会議録を引用することでその場面を再現すると、副議長の発言として、

『議事運営の面については会期を決定できない事態にある。と申すのは、この臨時会については、配付された第一号から第四号の議案だけでは、地方自治法第一〇一条によって議員が請求した案件については議案とならないということを出されなかった。そこで水道の四議案で招集し、請求された問題については単に日程にのせる形をとって来た。議員から請求のあった件が議案にならないものなら、議案になるよう新鮮味を出して指導し連絡をとるべきでないか、というような意見があり、地方自治法に基づく請求による議会と今回の議会との時期についての問題もあり、議長としても何とか結論を出すべく、理事者とも協議したわけであるが、やはり根本の問題において結論が出ないので、一応ここで休会を致し、議長などとまた協議の上、善処したいと考えるので了承を乞うと述べ、休会を告げる。』

かくして、会議は休会したまま再開されなかったことにより自然閉会となり、そして水道関係四議案は審議未了となったというわけである（それらの四件は十一月二十九日招集の「昭和三十一年第六回臨時会」で可決）。

職務代理者による 三月十一日、「昭和三十一年第一回定例会」が招集
暫定予算案の提出 された。そして、この日、山岡柳吉市長の退職が

同意され、そして職務代理者の橋本小一郎総務課長によって「昭和三十一年度東京都調布市歳入歳出暫定予算議定の件」が提出され、三月二十

日に可決された。

3 昭和三十一年度の動き

提出議案 昭和三十一年度（昭和三十一年六月～昭和三十一年五月）
において定例会は四回、臨時会は六回招集された。そして、都合一〇回開会された議会に提出された議案の総数は一二二件であった。

昭和三十一年 第二代調布市長に就任した青木貞治市長は、六月十日

度施政方針 招集の第二回定例会において施政方針演説を行い、教

育施設の完備、建設事業の推進、産業の振興、市民の保健と環境衛生の向上、社会福祉の向上、治安消防の強化、市役所事務の能率化に取り組む姿勢を明らかにすると同時に、「首都圏整備法」に基づき調布都市計画及び五カ年計画などの再検討に取りかかると述べた。

このような方針において編成された六月十一日提出の「昭和三十一年度東京都調布市歳入歳出予算議定の件」は六月二十九日に可決された。可決された昭和三十一年度当初予算額は二億七六九五万八三〇円であった。

昭和三十三年 「昭和三十三年第一回定例会」の初日の三月十日、市

度施政方針 長施政方針演説が行われた。市長は、まず一般概況に

ついて触れ、その中で、「健全なる明るい住みよい調布市にすることを
目途に進み度い」と述べ、今年度取り組むべき施策を、例えば、教育、
土木建設、産業経済、観光・統計、保健衛生、国民健康保険、社会及び
労働施設、消防、市役所事務、税収、競輪事業、上水道事業についてど
のような施策を推進していくのかを具体的に明示したのであった。

そして、市長が提案した昭和三十三年度当初予算額は三億六七〇万一

五〇〇円であった。三月二十八日、三月十日提出の「昭和三十三年度調布市歳入歳出予算議定について」が可決されたことよって、当初予算は確定した。

市長不信任 三月二十五日、「調布市長の不信任について」が提出され、

案の否決 翌二十六日に議題とされた。

これをめぐっては、本件が提出された時、石出信治議員から先議すべきとの動議が出され、これに賛成するものが挙手したことにより、動議は成立した（動議は一人以上の賛成で成立）。そこで、先議の動議について起立を求めたところ、これは起立少数により否決された。したがって、市長不信任案は翌日の上程となった。

この日、会議を青木市長が欠席したことをめぐって一もんちゃくあり、然る後、神林芳夫議員から提案理由の説明が行われた。そして、以下の順で、一〇人の議員によって賛成及び反対討論が行われた。

・賛成討論…熊澤文良議員

・反対討論…竹内虎雄議員

・賛成討論…小林幸吉議員

・賛成討論…豊山八郎議員

・賛成討論…石出信治議員

・反対討論…南 正守議員

・賛成討論…杉崎利一議員

・賛成討論…牛越元吉議員

・賛成討論…金子 操議員

・反対討論…篠崎泰吉議員

討論終了後、採決が行われ、投票の結果、投票総数二八票、有効投票

二八票、賛成八票、反対二〇票で、市長不信任案は否決された。

4 昭和三十三年度の動き

提出議案

昭和三十三年度（昭和三十三年六月～昭和三十四年五月）において定例会は四回、臨時会は七回招集された。そして、都合一一回開会された議会に提出された議案の総数は一七五件で、実に前年度よりも五三件増加した。

市長欠席

「昭和三十三年第二回定例会」は六月十二日に招集されたが、この日はまず、会議冒頭に議長から青木貞治市長が病気のため欠席するということが報告され、続いて議長の辞表が撤回され、そして会議を切り上げて休会が宣言された。翌十三日、青木市長は急逝し、塚沢貞夫助役が職務代理者となった。なお、議長選挙は六月二十四日に行われ、竹内虎雄議員が選出された。ところが、竹内議長はその一カ月後に行われた市長選挙に立候補したのであった。

警職法反対決議

昭和三十三年十月

八日、安保改定を控えていた岸内閣は、予想される混乱に備えて警察官職務執行法（警職法）改正案を「第三〇回国会（臨時会）」に提出した。これに対し、日本社会党はそ



議会風景（昭和33年）

の即時撤回を主張すると同時に、総評とともに反対行動を展開し、調布市議会でもこれに呼応した動きがみられた。すなわち、「昭和三十三年第五回臨時会」が招集された日の十一月十三日、革新系議員から「警察官職務執行法改正案反対決議について」が出された。しかし、本件は賛成少数により否決された。

昭和三十四年 市長の施政方針は三月十一日招集の第一回定例会の初度施政方針 日に示された。この日登壇した竹内市長は、まず、調

布市の都市的形態の整備にとつてまちづくりの第一義である土木建設事業、道路整備、教育施設の拡充が^{しょうび}焦眉の問題であるという認識を示し、続いて『したがって昨年議決を願いました新市五カ年計画に基づく事業を強力に執行推進し、市民の福祉の向上に加えて財源確保を併せ持つ当市に適應する工場誘致、ガス布設並びに水道事業などを早期に実現したい』という姿勢を明らかにし、そして『昭和三十四年度予算編成に当たりましては、土木費、教育費を特に重点施策と致し、中小企業の振興、常備消防の強化など市民生活に直結する施策にも充分意を用いた』と述べた。

この施政方針に基づいて計上された昭和三十四年度当初予算額は三億八九七一万六八七〇円であった。三月二十九日、三月十一日提出の「昭和三十四年度調布市歳入歳出予算議定について」は可決された。

なお、「昭和三十四年第一回定例会」についてその質問状況から一言付け加えると、昭和三十四年度予算編成に対しては一五人の議員が質疑を行い、またそのほかに一般質問が三件あり、そしてそれに対する関連質問に七人が立つといったように、今定例会は、質問が活発に行われた議会であった。

第二節 市議会を悩ましたこと

一 特飲街廃止をめぐる騒動

1 全員協議会に緊急動議提出

『特飲街』という言葉は今では死語になってきているが、昭和三十三年（一九五八）年に「売春防止法」が施行されるまでは、

特飲街というのがあり、それが賑いを見せていたのも事実であった。

調布市においても特飲街（通商仲町特飲街）の歴史は古く、幕末のころの調布遊廓をその起源とするが、戦前及び戦中においてそれは細々と昔の名残りをとどめるのみであったということである。

ところが、戦後を迎えて、新宿方面の業者が流れ込んできた結果、昭和二十七年、八年にはその最盛期を迎え、営業店は一四軒を数えた。しかし、一四軒のうち、風俗営業の許可を受けていたのはたった三軒だけであり、そのため都売春等取締条例違反により司直の手が度々入り、次第に客足は遠のき、昭和三十一年（一九五六）年末までに四軒が廃業、二月初めに二軒が休業、そして残る八軒も転業準備を始めるといった状況に陥った。当然のことながら、こうした急激な状況の変化は、従業員の更生をどうするかという問題を発生させることになった。

緊急動議提出

当時、売春の問題は人権上の社会的な大問題となっており、また業者と政治家との癒着は世論の関心事となっていた。そのような背景があったとき、昭和三十一年二月六日の『天声人語』（朝日新聞）が「自発廃業の調布の場合を最初のモデルケースとして見事に処理してみせてもらいたい」という文章を載せたことは、

その問題の先行市としての調布市の名を世間に知らしめる契機となった。

二月九日に開催された全員協議会において調布市議会唯一の女性議員、早川数江から「調布特飲街問題について」緊急動議が出されたが、これは、業者の廃業や転職及びそれに伴う更生問題に対処するよう求めたものであった。

2 厚生常任委員長と副委員長との対立

厚生常任委員会 本件は、厚生常任委員会に付託され、そこにおいての決定事項 具体案が練られることになった。二月十二日、厚生

常任委員会は、一、特飲街の実態調査、二、政府国会への要望、三、売春禁止の市条例案の作成・提出、四、従業員のための婦人ホームなどについて決定をし、本会議に議長提案として提出することを決めた。余談ながら、二月十四日に神近市子や赤松常子らの社会党婦人議員団及び同党売春対策委員が視察に訪れたことは調布市の対応に全国的な耳目を集めさせることになった。

決定事項に 二月二十日、「昭和三十三年第一回臨時会」が招集され、対する抵抗 この日、石出信治厚生常任委員長から委員会報告があり、

先の決定事項が提案された。これに対し、二月十二日の委員会を欠席した永田安太郎同副委員長が「たとえ厚生委員会が決裂しようとも、この四項目の審議には絶対反対する」と絶叫し、委員長と真っ向から対立したため、会議は混乱した。しかし、会議は最終的に集団廃業の自発性を尊重し、実行への援助及び更生問題を政府国会へ要望する決議の方向で、この件を厚生常任委員会に付託するという事に落ち着いた。

同日、厚生常任委員会が開かれ、審査が行われたが、一部議員から

「先の四項目は白紙撤回して特飲街実態調査をすべき」との意見が出され、委員会は荒れ、審査は継続とされた。

第二回臨時会の本会議第二日（二月二十五日）、神林芳夫議員によって「国会の売春防止法案制定の促進を要望する決議」が出され、議場は騒然となった。この日は、議会運営委員会が時間延長を認めなかったため、結論は次回への持ち越しとなった。

二月二十七日（第二回臨時会最終日）、本件についての採決が行われ、それは八対一五で否決された。

厚生常任委員会は、委員長と副委員長との対立状態が続くなか、何度か開催され、その間に残存業者がすべて廃業の運びとなり、業者間の問題については解決の方向へと向かったが、肝心の売春禁止市条例の制定などをめぐっては審査に入ることができないまま依然として足踏み状態であった。

三月二十八日、厚生常任委員会は、売春防止法制定促進決議案問題をめぐって賛否両論が対立したことから委員会としての結論を出すことができなくなったことにより、本会議へは不統一のまま二つの結論を報告するという異例の形となった。このため、石出委員長は責任をとり、辞表届けを出した。

決議案は、「昭和三十一年第一回定例会」の本会議第六日（最終日）の三月二十九日に採決され、無記名投票の結果、一五対一二で否決された。また、引き続き、厚生常任委員会審議の打ち切りが可決された。そして、これをもって「特飲街」問題で二カ月間揺れ動いた市議会はこれに幕を閉じるようになった。

マスコミは「大山鳴動して委員長辞表一枚」と擲^つ擲^つしたが、その委員

長辞任問題は保留となり、結局はうやむやのままに終わったのである。

二 塵芥焼却場設置問題

1 塵芥焼却場建設用地決定までの経緯

特別委員会設置

今日、ごみ問題は大きな社会問題として地方自治体すべきことに、調布市においては早くも「昭和三十一年第一回臨時会」の二月二十日に施設建設用地の取得のための「塵芥焼却場設置特別委員会」が、そして「昭和三十一年第一回定例会」の三月十二日には施設設置のための「衛生施設設置特別委員会」が設置され（これによって同日「塵芥焼却場設置特別委員会」は解散）、ごみ問題の解決へと動き出したのであった。

非常手段

もちろん、それ以前に水面下で極秘に厚生常任委員会で施設建設用地の取得が検討されていた。委員会において候補にあがったのは、府中市、三鷹市及び小金井町に隣接した上石原野の山林であった。ここは、調布市北西部に突き出した形で他市町と隣接し、西武鉄道多摩川線と国際基督教大学に東西をはさまれ、付近に民家がないということから立地条件としては申し分がなかった。

しかし、ここを建設用地として市長に持ちかけたところ、市長は予算がないからと難色を示した。そこで、委員会は、個人名義で土地を買収し、市長の決断がつか次第、市がそれを買上げるといふ非常手段に出た。

石出信治議員はそのいきさつについて『調布市議会20年史』の中で次のように語っている。

『当時、三鷹や武蔵野などの都下にある市がごみ処理問題に困ってい

たんです。今のうちにごみ処理場をつくらないと将来用地の確保が難しくなると議会に話しを持ちかけ検討していたところ、たまたま昔の中島飛行場の三鷹研究所跡がいいということで議会の皆さんにも見てもらい理想的なところだということで議長や市長に話したんです。しかし、市長にふんざりがついていないんですよ。だからH氏に「土地だけ確保してしまえばあとは市の方で買い取ってもらえばいいんじゃないか。とにかく立地条件は一番いいんだから」ということで、Hさんも大乗の見地から賛成してくれ買ったわけです。だから議会の方が市長よりもセンスが先行していたわけです。」

2 経営形態を議決

塵芥焼却場建設 「昭和三十一年第一回定例会」本会議第四日（三月二十日）、三月十二日提出の「衛生施設用地敷地の件」計画認可申請



焼却場（昭和33年）

が可決され、用地の正式取得が済んだことから、四月十七日、市は塵芥焼却場建設計画認可を東京都の都市計画事業として東京都都市計画審議会に申請し、そして三鷹市、府中市及び武蔵野市の各市長に協力を要請した。

塵芥焼却場建設
計画は、調布市

上石原野水一、九八六の敷地
六四六坪に高さ三五メートル

の煙突を有する塵芥処理室を中心にしてその周りに芝地による回廊式土堤、並びに土堤内部二〇〇坪の中央に直径六メートルの噴水を設置し、小公園の形態を整えるというものであった。

反対期成同盟 予想されていたことであったが、申請と同時にそれが報
盟の結成 道され、住民の知るところとなった。そして、四月二十

三日に建設反対の烽火が上がり、翌日には府中市山谷及び紅葉丘両地域の住民によって「調布市営ゴミ焼却場設置反対期成同盟」が結成され、それに国際基督教大学と西武鉄道の代表も加わるといったように運動は広がりを見せていった。

煙突に対す しかも、近くに調布飛行場を持つ運輸省航空局から「高
るクレーム さ三〇メートル以上の煙突は航空制限に違反、また煙が

霧滴化し飛行場の視界を遮る」として、用地変更を迫られたが、「衛生施設設置特別委員会」はこの申し入れを拒否することを申し合わせ、その旨を航空局に通知した。また、五月十七日には市議会議長及び特別委員会の正副委員長など代表が航空局を訪れ、話し合った結果、この問題は航空局が折れて、一件落着した。

後日談になるが、煙突に対しては設置認可が出された後に、米軍から煙突に対してクレームがつき、そのために建設省が告示を躊躇したことから、その説得に時間がかかり、告示は大幅に遅れたが、これもまた「衛生施設設置特別委員会」をはじめとする調布市議会の熱意が実を結び、障害は取り除かれたのであった。

3 反対運動を乗り越えて工事着工へ

共同経営 昭和三十一年六月十二日、調布市議会は、塵芥焼却場を調

布市、府中市及び小金井町の二市一町で組合組織として共

同経営するという「塵芥焼却場設置申請について」を可決した。そして、この日、「二枚橋衛生組合」が発足した。もちろん、府中市も、また小金井町も同様の議決を行った。かくして、二市一町は東京都都市計画審議会の認可を得るために共同設置の申請書を六月二十三日に建設省並びに東京都建設局に提出した。なお、計画執行はすべて調布市に一任された。

また、六月議会では、六月二十八日、「塵芥焼却場新設費起債について」が可決され、こうして調布市では建設準備が着々と進められていた。

都市計画審議会特 別委員会の結論 他方で、反対派住民も関係各市長及び都庁へ何度も陳情に訪れたり、署名運動を展開したり、ある

いは用地に向かう車両の通行を妨害したりして反対運動を繰り広げていた。そのため、都市計画地方審議会による塵芥焼却場設置計画の審議は遅れていたが、七月三十一日に審議会が開かれ、そこにおいて特別委員会を設置し、再審査のうえ八月十五日までに結論を出すということになった。

八月十四日、都市計画審議会特別委員会は塵芥焼却場設置を認めるとの結論を下した。

反対運動の激化

しかし、認可は出たものの、前述の煙突に対する米軍からのクレームが生じたため、建設省の告示が出

されたのは、その四カ月後の十二月十四日であった。そして、これを受けて、調布市議会は、「昭和三十一年第四回定例会」の最終日（十二月二十日）、「組合立塵芥焼却場設置に関する件」及び「二枚橋公園管理組合議会議員の選出について」の二議案を可決し、かくして、工事着工へのおぜん立てはそろった。

しかしながら、昭和三十三年二月二十二日、焼却場建設反対の立場を崩さない反対期成同盟は、建設大臣に対し「建設省の告示は違法であり、不当である」として告示取り消しの請願を提出した。そしてまた、二月十七日には反対期成同盟は、「総決起集会」を開き、請願が却下されれば行政訴訟に持ち込むという方針を採択した。さらに、三月に入ると、反対期成同盟は、現場に監視所を設け、四六時中見張りを続けるという行動に出た。

そこで、不測の事態も予測されるということで、三月二十八日、都市計画審議会は、事業の実施年度を一年間延長することを決定した。

しかし、焼却場は住民の生活にとって必要な施設であることから、二枚橋衛生組合並びに近隣自治体などの関係者は粘り強く説得工作を続け、それが功を奏し、七月二十三日に建設地の調査が、そして二十五日には測量が行われた。

昭和三十三年十月五日、反対派住民との話し合いが付き、ここに工事は着工の運びとなった。地鎮祭は十月十八日で、翌日の新聞には「反対派代表も参加」と報じられた（「調布市史下巻」、八二三頁）。そして、昭和三十三年四月一日、調布市議会の苦勞が実り、「二枚橋塵芥焼却場」は作業を開始した。

第三章 市議会の新思潮（昭和三十四年六月～昭和三十八年五月）

序説 時代の背景

一 当選者の決定

1 市議会議員選挙

昭和三十四年四月三十日 市制施行以来四年の歳月が流れ、市議会の改選執行市議会議員選挙 選期がやってきた。そして、二回目となる市議会議員選挙は昭和三十四（一九五九）年四月三十日に行われた。当日有権者数は前回よりも一万人増えて三万四一三三人となったが、しかし、投票者数は二万五六六五人と五〇〇〇人増加しただけであり、投票率は八ポイント・ダウンの七五・二四％であった。今回の選挙には四五人が立候補し、競争倍率は一・五倍であった。トップ当選は現職の林米一郎（無所属）で、得票数は一〇四四票であった。前回落選の初代調布市議会議長の萩生田重次（無所属）は第三位で返り咲いた。女性の当選者は今回も一人（早川数江）であった。

表34はめでたく当選を果たした面々である。

党派別で見ると、社会党が八人、共産党が二人と倍増し、その結果、無所属は前回よりも五人減り、二〇人となった。

なお、昭和三十四年七月十二日に高橋貞作議員（無所属）が亡くなられ、次点の清水穰（無所属）が繰り上げ当選した。

表34 市議会議員選挙の結果*（昭和三十四年四月三十日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数*
当	林 米一郎	無所属	現	一、〇四四
当	熊澤 喜由	無所属	現	〇四〇
当	萩生田 重次	無所属	元	八九四
当	反町 秀雄	日本社会党	新	八九九
当	荒井 一男	無所属	新	八一三
当	猪瀬 和質	日本社会党	新	七五一
当	早川 数江	無所属	現	七〇四
当	鴨居 博	無所属	現	六八七
当	大竹 房次郎	無所属	現	六八六
当	加藤 武雄	無所属	現	六八〇
当	原 健	日本社会党	新	六七六
当	矢田部 良平	無所属	新	六七三
当	豊山 八郎	日本社会党	現	六六〇
当	松井 忠則	無所属	新	六五一
当	藤橋 俊吉	無所属	現	六三二
当	鈴木 敏治	日本社会党	新	六二九
当	金子 操	日本共産党	現	六二八
当	田村 正一	無所属	新	六二二
当	高橋 貞作	無所属	現	六一四
当	篠崎 泰吉	無所属	現	六一四
当	永田 安太郎	無所属	現	六〇二
当	小林 幸吉	無所属	現	六〇〇
当	森田 吉五郎	日本社会党	新	五八六
当	伊藤 孟	無所属	新	五七四
当	蔦藤 正勇	無所属	現	五五九
当	大竹 正生	無所属	現	五四八
当	金子 万平	無所属	現	五四六
当	清水 芳夫	日本社会党	新	五三三
当	阿部 信治	日本共産党	新	五二〇
当	石出 みのる	日本社会党	現	五一七
当	清水 みのる	無所属	新	四九五

*次点までの氏名をあげた。
**得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

昭和三十七年七月二十二日 昭和三十七（一九六二）年七月二十二日、
執行市議会議員補欠選挙 市長選挙と同時に阿部徳寧議員（共産党）

の死去（昭和三十四年八月二十八日）に伴う市議会議員補欠選挙が行われた。補欠選挙は女性対女性の、そしてまた革新対革新の争いとなり、結果、当選したのは石塚敦子（社会党）であった（表35）。当日有権者数は四万六六六七人、投票者数は二万一二四二人、投票率は四五・五二％であった。

表35 市議会議員補欠選挙の結果（昭和三十七年七月二十二日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	得票数
当	石塚 敦子	日本社会党	新	一三、〇九六
	兄 玉 美年子	日本共産党	新	三、七三七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

2 市長選挙

昭和三十七年七月二十 この選挙は、富沢仁都議会議員の死去（昭和
二日執行調布市長選挙 三十七年五月二十九日）に伴う東京都議会
議員補欠選挙に竹内虎雄市長が立候補したことによって執行されたもの
である。市長選挙には三人が立候補し、三度目の正直で本多嘉一郎（社
会党）が当選した（表36）。

投票者数及び投票率は市議会議員補欠選挙よりも少し上回り、前者は
二万一二五四人、そして後者は四五・五四％であった。投票率は前回よ
りもまた七ポイントほどダウンしたが、低投票率となった背景には、竹
内市長が一期をまっとうしないで突然都議にくらがえをしたこと、そし

表36 市長選挙の結果（昭和三十七年七月二十二日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党 派	新現元	得票数
当	本多 嘉一郎	五八	日本社会党	新	一〇、八二五
	塚 沢 貞夫	六一	無所属	新	九、二四七
	中川 義 信	五七	無所属	新	四七七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

て保守陣営に乱れが生じたことに加えて、実際に立候補した顔ぶれを見
ると、革新系候補者以外に有力候補者が見当たらなかったことがあっ
た。それはともかくとして、調布市に革新市長が誕生したことは、以後
の革新市政時代の到来を告げるものであった。

本多市長は、九月十八日から開会された「昭和三十七年第三回定例会」
の初日に所信表明演説を行い、審議会（本多候補者を会長とする政策審
議会のことで、市政要綱「健康住宅都市『調布』」を作成した）から結
論を得た『新市五カ年計画』を調布市一〇〇年の大計の礎とし、この新
しい構想のもとに市政を進めていくと述べた。

二 四年間の世の中の動き

昭和三十四年六月から昭和三十八（一九六三）年五月までの四年間は
以下のトピックスに象徴されるような時代であった。

政治の動き

昭和三十四年四月三十日執行の市議会議員選挙に先立っ
て、四月二十三日に東京都知事選挙と東京都議会議員選
挙が行われた。これは、五五年体制成立後の初めての統一地方選挙であ
り、しかも長年の懸案事項であった戦後賠償問題が片付き、岩戸景氣が
到来して、日本が大衆消費社会に突入するという、まさに戦後日本の転
換期に当たる時期に行われた選挙であった。特に、東京都知事選挙は、

東京オリンピックを控えて、それを日本の本格的な国際社会復帰へのシンボルとするために政府与党にとっては負けられない選挙であり、候補者にIOC委員の東龍太郎を擁立したのもそのためであった。

都知事選挙には一〇人が立候補したが、事実上は、自民党公認の東と前回次点に泣いた社会党公認の有田八郎の一騎打ちであった。投票日は木曜日であり、しかも前夜からの雨が残り、有権者の出足が心配されたが、これは杞憂に終わり、投票率はこれまでの最高の七〇・一二％を記録した。開票の結果、東が有田に一七万票に近い差をつけて当選し、そして彼の都知事就任を期に、オリンピックを旗印としての東京大改造が始まるのであった。言うまでもなく、その象徴は高速道路の建設であった。

表37 東京都知事選挙の結果*（昭和三十四年四月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	調布市得票数	全体得票数
当	東 龍太郎	無所属	新	一一、二七一	一、八二一、三四六
有	有田 八郎	日本社会党	新	一一、七七五	一、六五二、一八九

*次点までとした。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

なお、調布市における都知事選の当日有権者数は三万三二四四人、投票者数は二万三九二六人、投票率は七二・二三％であった。また、その投票動向は表37にあるとおりである。ちなみに、調布市では得票数が逆転しているのは当市の革新勢力の強さを物語っていることの証左である。

一方、都議会議員選挙は、定数一二〇人に対し二八四人が立候補し、自民党が七三議席、社会党が四二議席、共産党が二議席、そして無所属が三議席という結果になり、保守の差が多少縮まった。投票率は七〇・一三％であった。

調布市は、今回の都議会議員選挙から調布市選挙区（定数一人）となり、現職の富沢仁都議会議員と昭和三十年の市議会議員選挙でトップ当選の神林芳夫との自社対立の一騎打ちとなり、結果は三〇〇票余りの差で現職に軍配が上がった（表38）。投票者数及び投票率は都知事選よりもほんの少しだけアップし、前者は二万三九三七人、そして後者は七二・二六％であった。

表38 東京都議会議員選挙の結果（昭和三十四年四月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	富沢 仁	自由民主党	現	一一、五一七
	神林 芳夫	日本社会党	新	一一、二〇八

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

また、昭和三十七年七月二十二日、前述の市長選挙と市議会議員補欠選挙と合わせて、東京都議会議員補欠選挙も行われた。これは富沢仁都議会議員の死去に伴うもので、竹内虎雄と神林芳夫が立候補した。開票の結果、竹内が当選し、都議の議席は、保守が守った（表39）。都議会選挙の投票者数と投票率は市長選よりは少しだけダウンの、そして市議選よりは逆に少しだけアップの二万二四七人と四五・五三％であった。

昭和三十四年六月から昭和三十八年五月の期間の中で最も世間の関心

表39 東京都議会議員補欠選挙の結果（昭和三十七年七月二十二日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	竹内 虎雄	無所属	新	一一、一二七
	神林 芳夫	日本社会党	新	九、八一〇

出所…調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

を集めた政治的な事柄は明らかに安保改定問題であった。岸首相は、その内閣の発足の時から日米安全保障条約の改定を執行する意思を表明していた。そして、改定前年の昭和三十四年になるとその動きは具体化するに至った。すなわち、十月二十六日、自民党は両院議員総会で安保改定の党議を決定してから、世上はうるさくなり出した。十一月二十七日、国会請願のデモ隊約二万人が国会構内に入るといふ事件が起きた。しかし、それは序の口で、十二月二十九日に「第三四国会」が召集され、昭和三十五（一九六〇）年二月十九日に衆議院安保特別委員会が審議を開始する段になり、国会周辺は騒然としてきた。そして、五月二十日未明に衆議院で「新安保条約・協定」が強行採決されると、以後、国会周辺では連日デモが行われるという有様であった。「新安保条約・協定」は六月十八日に自然承認となり、六月二十三日に「新安保条約批准書」が交換され、発効したが、それまでの間にデモ隊の首相官邸への乱入、東大女子学生の死亡、アイゼンハワー米大統領の訪日取り止めといったような事件が起きた。

岸首相は新安保条約の発効を見届けて退陣を表明し、七月二十五日に岸内閣は総辞職し、七月十八日に召集された「第三五臨時国会」で池田勇人が首相に指名された。かくして、「寛容と忍耐」の池田政治が始まるのである。

確かに、安保が目立って、そのほかの政治的な動きは霞んでしまったかのように見えるが、それ以外にも注目すべき動きは存在した。例えば、昭和三十四年六月二日に行われた参議院議員選挙での創価学会員六人の当選や昭和三十五年一月二十四日の民社党の結成は後の多党化時代を予兆させる出来事であった。

経済の動き

経済面では、昭和三十四年に日本の輸出量は戦前水準を回復し、そして昭和三十五年十二月二十七日には池田内閣の高度成長政策の代名詞となった「国民所得倍增計画」が閣議決定された。こうして、日本の高度経済成長の指標とされたGNPは飛躍的に増大していくのであった。実に、昭和三十五年の経済成長率は実質で一五・六%、名目では二一・三%を記録した。

しかし、反面、暗い話題もあった。昭和三十五年一月二十五日、三井鉱山三池鉱はロックアウトに入った。会社側による合理化と組合潰しを目指しての指名解雇通告に端を発した三井三池争議は、第二組合が組織されたり、組合員が暴力団に殺されたり、さらには組合のピケ隊と警官隊が衝突するなど泥沼化した。この争議は、昭和三十五年十一月一日に中労委の斡旋案を受けて解決したが、結局は組合側の敗北に終わった。この是非はともかくとして、これはある意味で、日本のエネルギーが石炭から石油へと移り変わるといふ時代の流れの中で起きた事件であった。

社会の動き

社会の動きとしては、テレビ時代が到来した。昭和三十五年九月十日、カラーテレビの本放送が始まり、家電の冷蔵庫、掃除機及び洗濯機の三種の神器が流行語となったのはこの年であった。そして、昭和三十七（一九六二）年三月一日、テレビ受信契約

者数は一〇〇〇万人を突破した。一〇〇〇万人といえ、東京都の在住人口が推計でこの数字を突破したのは二月一日であった。そして、この年、特筆すべきこととして、東京における日本住宅公団住宅の申込み競争率は五二・五倍と、東京における住宅難の深刻さを示した。

世界の動き

世界の動きをみれば、昭和三十四年は中ソの意見対立が激化した年であった。それは、九月三十日にフルシチョフ首相が訪中し、毛沢東と会談したが、共同声明が出されなかったことに端的に示された。昭和三十五年二月十三日、フランスが原爆実験に成功し、核拡散が始まり出した。そして、世界を震撼させたのは昭和三十七年十月二十二日の「キューバ海上封鎖」であった。米ソ首脳の冷静な判断によりキューバ危機は回避されたが、一歩間違えば、全面戦争になるところであった。

また、昭和三十六年四月十二日、ソ連は有人宇宙船の打ち上げに成功し、これにより米ソによる宇宙競争の時代へと突入した。こうした動きのなかで、調布市の議会活動が行われたのであった。

第一節 議会活動

一 議会の構成

(一) 選挙後一年目の役員人事(昭和三十四年六月～昭和三十五年五月)

1 市議会三役人事

議長選挙 第二回調布市議会議員選挙後の最初の議会となる「昭和三十四年第二回定例会」は六月二十二日に招集された。出席

議員は全員出席の三〇人で、年長議員の萩生田重次議員(明治二十一年二月七日生まれ)が臨時議長となり、早速、「議長の選挙について」が議題に供された。議長選挙は指名推選によって行われ、林米一郎議員が第六代調布市議会議長に就任した。

副議長選挙

議長選挙に引き続き、副議長選挙が行われ、これもまた指名推選によって小林幸吉議員(任期は昭和三十四年六月二十二日～昭和三十五年六月二十四日)を第六代調布市議会副議長に決定した。

監査委員(議選) そして、議選監査委員には鴨居田博議員(任期は昭和三十四年六月二十三日～昭和三十五年六月二十二日)を選任することが同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会 六月二十二日には調布市議会常任委員会委員の選任も行われ、総務常任委員長には石出信治議員、同副委員長には

は加藤武雄議員が、建設常任委員長には豊山八郎議員、同副委員長には

表40 市議会議員選挙後1年目に設置された特別委員会(昭和34年6月～昭和35年5月)

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和34年 6月22日	事業特別委員会	8	篠崎 泰吉	永田安太郎	調布市競輪開催のため	昭和35年 6月24日
昭和34年 7月27日	離職対策特別委員会	8	猪瀬 和質	松井 忠則	駐留軍労務者の離職対策のため	昭和37年 3月30日
昭和34年 9月22日	衛生施設設置対策特別委員会	13	石出 信治	藤橋 俊吉	衛生施設設置のため	昭和34年 12月15日
昭和34年 12月3日	ガス誘致促進特別委員会	8	鴨居田 博	原品 健	ガス誘致促進のため	昭和35年 6月24日
昭和34年 12月3日	町名地番整理特別委員会	8	鈴木 敏治	清水 穰	町名地番整理のため	昭和35年 8月18日
昭和34年 12月15日	衛生施設対策特別委員会	8	藤橋 俊吉	早川 数江	衛生施設設置のため	昭和35年 6月24日
昭和35年 5月4日	市税徴収に関する調査特別委員会	8	豊山 八郎	金子 万平	市税徴収に関する調査のため	昭和35年 9月30日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

永田安太郎議員が、厚生常任委員長には藤橋俊吉議員、同副委員長には早川数江議員が、産業常任委員長には秋生田重次議員、同副委員長には矢田部良平議員が選出された。

特別委員会

昭和三十四年六月から昭和三十五年五月までの期間において調布市議会に設置された特別委員会は七つであった。

そのうちの一つ、「離職対策特別委員会」は前議会から継続して設置されたもので、委員長には猪瀬和質議員が、同副委員長には松井忠則議員が選出された。残る六特別委員会は新規に設置されたものであり、それぞれ表40に示された議員がその正副委員長に就任した。なお、六特別委員会のうち、「事業特別委員会」と「離職対策特別委員会」は前議会で一度解散したものが、再度設置されることになったものであり、また、「市税徴収に関する調査特別委員会」は地方自治法第一〇〇条に基づく「一〇〇条委員会」であったし、さらに、「衛生施設対策特別委員会」は、「衛生施設設置対策特別委員会」が解散されたことを受けて新たに設置されたものであった。

(二) 選挙後二年目の役員人事（昭和三十五年六月～昭和三十六年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

昭和三十五年六月二十四日招集の第二回定例会の本会議第一日、林米一郎議長より辞職願が提出され、これを受けて、「議長の選挙について」が議題に供され、指名推選によって、林議長（任期は昭和三十四年六月二十二日～昭和三十六年六月十四日）が再任された。

副議長選挙

続いて、小林幸吉副議長からも辞職願が出され、「副議長の選挙について」が議題とされた。そして、石出信治議員（社会党）（任期は昭和三十五年六月二十四日～昭和三十六年六月十四日）が指名推選によって第七代副議長に選出された。

今回の正副議長人事は六月二十二日の全員協議会において内定したものであったが、注目すべき点は、ここへきて、社会党が第二代副議長に牛越元吉議員を出して以来、そのポストを受けずに完全野党としての立場を堅持することに徹するということから、議会内での地歩を固めるということに路線変更したことが、人事で日本社会党の石出議員を副議長ポストに推すということになって表れたということである。

監査委員（議選） 六月二十四日には「監査委員の選任に関し議会の同意の選任 意を求めることについて」が提出され、鈴木敏治議員（任期は昭和三十五年六月二十五日～昭和三十八年六月二十三日）を

議選の監査委員に選任することが同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会

六月二十四日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の決定が行われた。そして、総務常任委員長には永田安太郎議員、同副委員長には鴨居田博議員が、建設常任委員長には金子万平議員、同副委員長には篠崎泰吉議員が、厚生常任委員長には豊山八郎議員、同副委員長には藤崎俊吉議員が、産業常任委員長には大竹正生議員、同副委員長には伊藤吉五郎議員が選出された。

特別委員会

昭和三十五年六月から翌三十六年五月までの期間において新たに設置された特別委員会はなかった。そして、昨

年度からの七特別委員会のうち、「事業特別委員会」、「ガス誘致促進特別委員会」及び「衛生施設対策特別委員会」の三つは、「昭和三十五年第二回定例会」の第一日（六月二十四日）に任務終了により解散となった。したがって、前記期間に実際に活動したのは残る四特別委員会ということになる。なお、「町名地番整理特別委員会」の正副委員長の交代が行われた。すなわち、大竹正生議員が委員長に就任し、そして委員長であった鈴木敏治議員は副委員長に横滑りした。

(三) 選挙後三年目の役員人事（昭和三十六年六月～昭和三十七年五月）

1 市議会三役人事

昭和三十六年六月十三日、第二回定例会が招集され、そしてその翌日の六月十四日に「議長の選挙について」が議題に供された。議長選挙は指名推選によって行われ、豊山八郎議員（社会党）（任期は昭和三十六年六月十四日～昭和三十七年六月二十五日）が第七代の調布市議会議長に選出された。

副議長選挙

続いて副議長選挙に移り、指名推選によって、第八代副議長には小林幸吉議員（一成会）（任期は昭和三十六年六月十四日～昭和三十七年六月二十五日）が就任した。

昭和三十六年という年は調布市議会に会派が結成された年であり、最大会派は一九人を擁する「一成会」であったが、議長のポストを得たのは社会党に無所属議員を加えた第二会派の「革新議員団（所属議員数一〇人）」であった。こうした変則の形となったのは、その後の「一成会」の分裂に集約されるように、既に内部の結束が乱れていて、一致して議長候補を推すということができなくなっていたからである。

2 正副委員長の決定

常任委員会

四常任委員会委員の選任は「昭和三十六年第二回定例会」本会議第二日（六月十四日）に行われ、総務常任委員長には藤崎俊吉議員、同副委員長には森田孟議員が、建設常任委員長には金子万平議員、同副委員長には原品健議員が、厚生常任委員長には伊藤吉五郎議員、同副委員長には矢田部良平議員が、そして産業常任委員長には石出信治議員（再任）、同副委員長には永田安太郎議員が選出された。

特別委員会

昭和三十六年六月から昭和三十七年五月の期間に市議会に設置された特別委員会は二つであり、その一つの「離職対策特別委員会」は前年度からの継続であり、正副委員長の交代もなかった。そして、もう一つだけが新たに設置されたのであった（表41）。

(四) 選挙後四年目の役員人事（昭和三十七年六月～昭和三十八年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

「昭和三十七年第二回定例会」は六月二十二日に招集された。そして、議長選挙は六月二十五日に行われた。この日、「議長の選挙について」が議題とされ、直ちに投

表41 市議会議員選挙後3年目に設置された特別委員会（昭和36年6月～昭和37年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和36年9月27日	賃金増加対策特別委員会	8	伊藤吉五郎	金子万平	失業対策事業就労者の賃金増加対策のため	昭和37年3月30日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』、平成16年3月、193頁

票が行われた。投票総数及び有効投票は二八票であった。結果は、林米一郎議員が二六票、豊山八郎議員が一票、早川数江議員が一票であった。かくして、林議員（任期は昭和三十七年六月二十五日～昭和三十八年五月三十一日）が第八代市議会議長に当選した。

副議長選挙

議長選挙に続いて副議長選挙に移り、投票の結果、一六票を獲得した森田孟議員（社会党）（任期は昭和三十七年六月二十五日～昭和三十八年五月三十一日）が第九代の副議長に選出された。以下、加藤武雄議員が一票、金子万平議員が一票であった。

2 正副委員長の決定

常任委員会

正副議長選挙が行われたのと同じ日の六月二十五日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の選任が行われた。そして総務常任委員長には加藤武雄議員、同副委員長には反町秀雄議員が、建設常任委員長には金子万平議員（再任）、同副委員長には猪瀬和質議員が、厚生常任委員長には石出信治議員、同副委員長には矢田部良平議員が、産業常任委員長には原品健議員、同副委員長には鴨居田博議員が選出された。

表42 市議会議員選挙後4年目に設置された特別委員会（昭和37年6月～昭和38年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和37年10月2日	中央自動車道対策特別委員会	8	豊山 八郎	田村 正一	中央自動車道対策のため	昭和38年5月31日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』、平成16年3月、193頁

特別委員会

昭和三十七年六月から昭和三十八年五月の期間に設置された特別委員会は一つであった（表42）。

3 会派の動向

会派の結成

初期の調布市議会では、社会党及び共産党以外の無所属議員は明確にその旗幟を鮮明にしていなかったために、彼らはただ単に大雑把に保守系と革新系とに分けられるだけであったが、昭和三十六年ごろから会派結成の動きが活発となった。

その先駆けとなったのが昭和三十六年四月十八日に一九人の議員で結成された「一成会」であった。そして、これに対抗する形で六月十四日に一〇人の議員で結成されたのが「革新議員団」である。

しかし、「革新議員団」が議員の任期が終了する昭和三十八年五月三十一日まで続いたのに対して、「一成会」は昭和三十七年三月十六日に解散し、代わって、三月二十六日に「第一クラブ」（所属議員数七人）が、そして三月三十日には「民主クラブ」（所属議員数一二人）が結成された。「第一クラブ」は昭和三十七年七月十一日に、また「民主クラブ」は昭和三十七年八月三十一日に解散した。したがって、本格的な会派の結成を迎えるためにはもう一度選挙を経ることが必要とされたのである。

二 議会の動き

「第一部第二章第一節」でも述べたように、ここにおいても便宜的に市議会議員選挙後の六月から翌年の五月までを一年度とし、その間に起こった議会の動きの中から特に記録にとどめたいことのみを取りあげて記述することにした。

1 昭和三十四年度の動き

提出議案

昭和三十四年六月二十二日に招集された「昭和三十年第一回定例会」から昭和三十五年五月三十日に招集された「昭和三十五年第三回臨時会」まで開会された定例会及び臨時会の数は、前者が四回、後者が六回の合わせて一〇回であった。そして、議会に提出された議案の総数は一四七件であった。

また、昭和三十四年度には次の決議が可決された。

- ・電話設置についての債券値上げ法案反対の決議（昭和三十五年第一回定例会）三月三十一日可決）

監査請求

「昭和三十四年第二回定例会」の本会議第二日（六月二十三日）に行われた一般質問の中で、今回の選挙において、ポスターの採寸について選挙管理委員会側の不手際があり、再裁断するなどの事故が生じ、この憂き目にあった一部の候補者に対し、選挙管理委員長個人名で見舞金が出されたことについてただされ、不明瞭な点が多いとして地方自治法第九八条第二項による監査請求が行われた。

「昭和三十四年第六回臨時会」の初日（七月二十七日）、監査委員の報告があり、見舞金の出所が選挙管理委員長の交際費であったことなどが明らかにされ、監査委員と革新系議員との間で激しい議論のやり取りが交されたが、選挙管理委員長の陳謝と交際費に対する姿勢を正すということで、この問題は終止符が打たれたのであった。

時間切れ流会

「昭和三十四年第四回定例会」の最終日（十二月二十三日）、議会の選任同意を求める三件の人事案件（収入役、教育委員、固定資産評価審査委員）が追加上程され、これをめぐって保革が対立したことから、休憩及び時間延長が繰り返され、最終的に

延長時間を午後十時と定めて意見調整が行われた。しかし、会議再開後、今度は国民健康保険特別会計審査報告に食い違いが生じ、審議を続けるために一時間の時間延長が諮られたが、反対意見が出され、意見の收拾を図っているうちに午後十時を過ぎたことから、会議は流会となってしまった。したがって、これで会期終了となったため、決算関係議案三件、更正予算関係議案二件、及び人事関係議案三件の都合八件の議案が審議未了となった。

昭和三十五年 昭和三十五年三月十二日、昭和三十五年度当初予算案
度施政方針 を審議する第一回定例会が招集された。この日、竹内

虎雄市長は、その昭和三十五年度予算の編成方針の説明において、まず、「市政運営の中心施策は民生安定、教育の振興、産業経済の発展にあり、適正な施策と相まって、これら実現のために財政力の充実に特段の努力を払わなければならない」とし、続いて「本年度における根本的施策方針としては、従来の人口急増による過渡的施策より、さらに一歩前進して、恒久的将来を考慮しての都市整備を配慮したい」と述べた上で、「予算編成に当たり、下水道、道路、清掃の整備拡充が焦眉の課題となっている」との認識を示し、そして四億五三四三万八七〇円の昭和三十五年度当初予算案を提案したのであった。当日上程の「昭和三十五年度調布市歳入歳出予算議定について」は、総務常任委員会での審査の後、定例会最終日の三月三十一日に可決された。

今定例会から質問のやり方が変えられた。会議録は、その部分についての林米一郎議長の発言を次のように記している。

『一般質問に先立ち、予算に関係ある質問は予算の議案審議のときに一般質問のみの質問を願ひ、同時に市長から答弁を願うということで了

承願い、市長の施政方針に対する質問は整理の都合もあるので、一般質問終了後、逐次質問を行いたい旨、了承願いたい。現在、施政方針に対する質問は五名ほど出ているが、一般質問終了後、一応拳手を願って整理したい。その点合わせて了解願うと述べる。』

2 昭和三十五年度の動き

昭和三十五年度（昭和三十五年六月～昭和三十六年五月）
提出議案

において定例会は四回、臨時会は五回招集された。そして、都合九回開会された議会に提出された議案の総数は一三七件であった。

また、昭和三十五年度においては次の意見書及び決議が可決された。

- ・国会正常化についての決議（「昭和三十五年第二回定例会」七月五日可決）
- ・国民年金改正に関する決議（「昭和三十五年第三回定例会」九月三十日可決）
- ・綱紀肅正に関する決議（「昭和三十五年第三回定例会」九月三十日可決）
- ・失業対策労務者の賃金改善に関する決議（「昭和三十五年第四回定例会」十二月二十三日可決）
- ・国鉄運賃値上げ反対に関する決議（「昭和三十六年第一回定例会」三月十八日可決）
- ・調布基地閉鎖に伴う払い下げ要求に関する決議（「昭和三十六年第一回定例会」三月十八日可決）
- ・日中政府間貿易協定締結促進に関する意見書（「昭和三十六年第一回定例会」三月三十日可決）

・新市町村促進法の一部改正に関する意見書（「昭和三十六年第一回定例会」三月三十日可決）

・離職者更生事業の育成に関する減免措置要請の決議（「昭和三十六年第一回定例会」三月三十日可決）

・国民生活を守る諸事項に関する決議（「昭和三十六年第一回定例会」三月三十日可決）

綱紀肅正に 「昭和三十五年第三回定例会」の最終日（九月三十日）、
関する決議 「綱紀肅正に関する決議について」が上程され、可決された。

ことの起こりは、四月二十一日に開かれた全員協議会において税務課職員の市税横領事件が明るみに出され、そして石出信治議員（社会党）など一〇人の請求によって五月四日に招集された「昭和三十五年第二回臨時会」において「市税徴収に関する調査特別委員会」（一〇〇条委員会）が設置されたことであった。

こうして、九月三十日、特別委員会の調査結果並びに結論が報告され、そして「綱紀肅正に関する決議」が行われたというわけである。なお、この日をもって、「市税徴収に関する調査特別委員会」は任務を終了し、解散した。

昭和三十六年 昭和三十六年度予算審議のための三月議会の第一回定
度施政方針 例会は三月十一日に招集され、そしてこの日、竹内市長は予算編成方針について次のように説明した。

『発展途上にある当市の行政施策は、一次的には中小学生の急増対策としての教育の施設、環境衛生の整備拡充、恒久的な都市計画策定方針に基づく区画整理、街路整備、上水道事業計画の完成などに向けられな

ければなりません。それにはできる限り消極的経費を節約し、投資的経費に予算を投入すべく努力いたした次第であります。』

疑惑の条例改正案

しかし、こうして提案された「昭和三十六年度調布市歳入歳出予算の議定について」であったが、「調布市長等有給特別職の職員給与及び旅費等支給条例の一部を改正する条例について」をめぐって議論が白熱した。なぜなら、本件は、助役の給料が市長より高い、また給与条例改正が常勤特別職に限られているなど、不明瞭な議案提出であったことから、これについてのさまざまな憶測や疑惑が飛び交ったからであった。結果、本件が付託された総務常任委員会での修正が行われ、そしてこれが三月二十九日に本会議で可決されたのであった。

昭和三十六年度当初 給与条例改正案の修正可決に連動して、一般会
予算案の修正可決 計中の市役所費の一部が修正されることになり、

かくして、昭和三十六年度当初予算案も、三月三十日、修正可決されるということになった。

修正可決された昭和三十六年度当初予算額は五億九四九四万八六五〇円であった。

3 昭和三十六年度の動き

昭和三十六年度（昭和三十六年六月～昭和三十七年五月）
提出議案 において定例会は四回、臨時会は六回招集された。そし

て、都合一〇回開会された議会に提出された議案の総数は一六三件と、前年度よりも四一件の増であった。

また、昭和三十六年度においては次の決議が可決された。

・公共料金値上げ反対の決議（「昭和三十六年第二回定例会」六月二

十四日可決）

・物価安定要請に関する決議（「昭和三十六年第三回定例会」九月二十七日可決）

・政治的暴力行為防止法に関する決議（「昭和三十六年第三回定例会」九月二十七日可決）

・地方税法改正に伴う要求決議（「昭和三十六年第四回定例会」十二月二十三日可決）

・国民の郵便事業の充実に関する要望決議（「昭和三十六年第四回定例会」十二月二十三日可決）

・全国一律八〇〇〇円最低賃金制度確立に関する決議（「昭和三十七年第一回定例会」三月三十日可決）

ワシントンハイ 「昭和三十六年第五回臨時会」は十一月八日に招集
ツの受け入れ され、この日、「調布水耕農園に関する今後の対策に

ついて」が上程され、翌九日に可決された。これによって、オリンピックク村として返還された米軍施設のワシントンハイツを調布水耕農園（水耕農園とは進駐軍に生鮮野菜を供給するため調布飛行場跡地に造られた米軍施設の農場である）に受け入れることになった。

振り返れば、この件は、十一月五日に「昭和三十六年第五回臨時会」

が「調布水耕農園関係三市の動向と本市の今後の対策について」を付議案件として藤橋俊吉議員など一七人の請求によって招集され、しかもそれが審議未了により廃案となったにもかかわらず、時を置かずして再びそれが持ち出されたことをめぐって、市長が議員を動かしたのではないかという疑惑が取りざたされた問題であった。

とはいえ、米軍施設を受け入れたことがその見返りとして野川の整備

や道路整備などにつながったことも事実であった。

昭和三十七年 「昭和三十七年第一回定例会」は三月十二日に招集され
度施政方針 た。そして、三月十四日、市長施政方針演説が行われ、

竹内市長は予算の編成方針を次のように説明した。すなわち、七月には市長の改選が行われ、市長の任期も間近に迫っていることから、『新年度予算編成に当たっては、特段の意を用い、八月以降における次期理事者として、新たな企画と新たな構想によつて新規事業が立案実施されるべきが本質的であり、行政運営においても新生面の生ずることを期待して編成を行った』ものであり、歳出面については、『人件費などの義務的経費、経常的性質を有する経費、継続的事業経費の一部とその他やむを得ない最小限の経費を計上するにとどめた』こと、そして市税においては予想される収入額より一部減額計上したこと、並びに競輪事業収入繰入金の上を取りやめたことが述べられた。

かくして、提案された昭和三十七年度当初予算額は前年度当初予算よりも約三〇〇〇万円減額の五億七五二〇万五二四〇円であった。そして、「昭和三十七年度調布市歳入歳出予算の議定について」は三月三十日に可決された。

4 昭和三十七年度の動き

提出議案 昭和三十七年度（昭和三十七年六月～昭和三十八年五月）
においては定例会は四回、臨時会は二回招集された。蛇足

ながら、昭和三十七年度以降から臨時会の招集回数が少なくなってくる傾向が見られる。それはさておき、今年度、都合六回開会された議会に提出された議案の総数は一三二件で、前年度よりも三二二件の減であった。

また、昭和三十七年度においては次の宣言及び決議が可決された。

・失業対策事業の改悪に反対する要請決議（昭和三十七年第三回定例会）十月二日可決

・中央自動車道東京―富士吉田間整備計画変更に関する決議（昭和三十七年第三回臨時会）十一月八日可決

・児童福祉施設充実に関する決議（昭和三十七年第四回定例会）十二月二十二日可決

・公明選挙都市宣言（昭和三十八年第一回定例会）三月十一日可決

・多摩川添上下水道及び併用自動車道設置実現方に関する決議（昭和三十八年第一回定例会）三月十九日可決

・駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案の国会成立決議（昭和三十八年第一回定例会）三月三十日可決

・全国一律一万円最低賃金制度確立に関する決議（昭和三十八年第一回定例会）三月三十日可決

公明選挙都市宣言 「昭和三十八年第一回定例会」初日（三月十一日）、
調布市議会は「公明選挙都市宣言」を満場一致で

可決した。

この件は、昨年の十二月議会に提出され、総務委員会付託の「公明選挙都市宣言に関する請願」が十二月十三日に採択され、そして二十五日に開かれた全員協議会において「公明選挙都市宣言」することが全員一致で決定されたことを受けて、統一地方選挙前に、この三月議会で「公明選挙都市宣言」として議決されたものであった。

議決された宣言文は次のとおりであり、そして、公明選挙都市宣言をしたのは調布市が全国で四〇番目、都内では西多摩郡多摩町に次いで第

二番目であった。

【公明選挙都市宣言】

民主政治の健全なる発展のためには、選挙が公明かつ適正に行われなければならない。近く統一選挙が行われるこの時期に際し、公明選挙の実現を期することが民主政治確立の道であると信ずるものである。よって調布市議会は決議をもって公明選挙都市たることを宣言する。

調布市選挙公報 また、選挙関係では、三月十一日、「調布市選挙広報

発行条例 行条例制定について」が上程された。本件は総務常任

委員会に付託され、そして三月二十九日の本会議において同委員会において修正されたものが可決された。

調布市選挙公報発行条例は、調布市議会議員選挙及び調布市長選挙について、選挙人に候補者の氏名、経歴、政見などを知らせるとともに、候補者にこれらの発表の機会を与えるために、また選挙公報を発行するために制定されたもので、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを五〇〇字以内で掲載した公報を選挙期日の前日までに各世帯に対し配付するというものであった。そして、条例の修正部分は、その第五条に選挙公報の配付を選挙期日の前日までに行うという項が加えられたのであった。

かくして、調布市においては四月三十日の市議会議員選挙から選挙公報が発行されることになった。

昭和三十八年 昨年七月に市長に当選した本多嘉一郎市長が昭和三十

年度施政方針 八年度の予算編成と施策についての方針を説明する舞

台となる三月議会における市長施政方針演説は三月十三日に行われた。

本多市長は、まず、一〇万人を超えようという飛躍的な人口増加率に

対処する施策を急がなければならないという認識を示し、続いてそのための具体的な取り組みとしては、第一に市民サービスの向上と事務処理の簡素化及び迅速を図るための市役所機構の改革を、第二に教育施設の充実拡充を、第三に都市計画などの推進を、第四に清掃事業の向上を、第五に道路敷の整理を、第六に商工業の指導及び育成を、そして第七に農業特産物の増産を掲げた。最後に、市勢の将来についてはただいま科学的調査を進めており、それに基づいて調布市の市づくりを立案したいと述べて、次のように演説を結んだのであった。

『市民各位の御意見御要望等を集約調整し予算を編成した次第であります。健康住宅都市建設のため、全身体当たりでの覚悟をもっており、これを充分御理解下さいますようお願いいたします。』

提案された昭和三十八年度当初予算額は八億八九一萬九四〇〇円であった。そして、三月二十九日、「昭和三十八年度調布市歳入歳出予算の議定について」が可決されたことよって、本予算案は確定した。

調布市議会 三月議会にはまた、議員の身分に係する非常に重要

員定数条例 な議案が提出された。すなわち、三月三十日、「調布市

議会議員定数条例について」が上程され、同日可決された。これによつて、調布市議会の議員定数は三〇人とすることに決定した。

【調布市議会議員定数条例（調布市条例第一三三号）】

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第九十一条第二項の規定により、調布市議会議員の定数を三〇人とする。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

昭和三十五年の国勢調査で調布市の人口は六万八〇〇〇人となり、五万人を超えたことから、地方自治法の規定により調布市の議員定数は三十六人となることになっていた。したがって、現行の定数（三〇人）のままにするためには条例を定める必要があった。

この問題については、先の十二月議会に「市議会議員の定数に関する陳情」が出されたが、所管の総務常任委員会は反対五人（保守系議員四人、共産党一人）、賛成二人（社会党）で否決されたという経緯があった。

しかし、市議会議員選挙を四月に控えて、これに対する請願及び陳情が多数出され（朝日新聞の記事（昭和三十八年三月二十一日）によれば、四二通）、議会としてはこれを無視することができず、三月二十九日に開かれた総務常任委員会は、請願及び陳情の主旨を採択することを全員一致（欠席一人）で決め、同日の本会議においてそれは委員長報告どおり決定されたのであった。

かくして、三月三十日にこの請願及び陳情の採択に基づいて上記議案が上程され、そして満場一致で可決されたというわけである。

第二節 新課題への取り組み

一 し尿処理場建設に全力投球

1 し尿処理場建設計画

衛生施設設置対策 「調布市史下巻」(八二六頁)によれば、昭和三十三年から昭和三十七年まで市長を務めた竹内虎雄にとって、「在任中最も困難を極めたのは、し尿処理場の建設であった」ということである。

し尿処理場問題について今日までの経過並びに現状が市長から議会に報告されたのは、昭和三十四年九月二十二日に開かれた全員協議会においてであった。これを受けて、議会は、この日、「衛生施設設置対策特別委員会」を設置した。

建設計画の経緯

し尿処理場問題は調布市にとっても、また、近隣市にとっても以前からの懸案事項であり、幾度か建設計画が立てられては、その都度種々の事情により立ち消えとなってきたという、いわば『いわく付き』の問題であった。したがって、調布市の場合には、し尿処理場がないため、し尿は市内の山林の中に分散投棄していたというのが実情であった。

これを解決するために、調布市をはじめ、三鷹市及び武蔵野市もそれぞれ独自に処理場建設計画を立てて、厚生省並びに東京都に申請し、場所の選定を急いでいた。三鷹市が設置場所として用地買収に取りかかったのは調布市野ヶ谷の土地であった。そこは調布市でも土地買収の計画を立てていた場所で、そこが調布市内にあることから、共同計画案が生

まれ、武蔵野市も加えての三市共同組合方式が考えられたが、しかし、予定した用地附近の仙川地区住民の反対でこの案は立ち消えになった。

その後、調布市と三鷹市が調布市深大寺野ヶ谷に処理場を建設する計画を進めたところ、計画から外された武蔵野市がこれに反発したため、計画から武蔵野市は抜けることになった。

2 工事中工へ向けて

ふじみ衛生 こうした経緯をたどりながら、調布市議会においては「衛生施設設置対策特別委員会」を設けて、衛生施設設置に

向けて努力が重ねられてきたのであった。それが実を結び、「昭和三十四年第八回臨時会」の本会議第一日(十一月三十日)、し尿処理場建設並びにその維持と運営に関する事務を共同処理するための組合を設置する「ふじみ衛生組合の設立について」が可決され、そして、十二月三日、調布市と三鷹市の両市による一部事務組合としての「ふじみ衛生組合」が正式に東京都に申請された。

衛生施設特別 「昭和三十四年第四回定例会」の本会議第二日(十二

月十五日)、石出信治衛生施設設置対策特別委員長が経過報告を行い、そして東京都への設置申請も終わり、委員会任務が終了したという判断から委員会の解散が了承された。この解散を受けて、この日今度は、新たに処理場建設のための「衛生施設特別委員会」が設けられた。

昭和三十五年一月二十日、し尿処理場の建設が認可されたので、議会は、昭和三十五年一月三十日に招集された第一回臨時会において「ふじみ衛生組合議会議員の選挙について」を議題に供し、四人の同組合議会議員を決定した。

三月二十八日、東京都地方都市計画審議会は、し尿処理場建設計画を正式に都市計画決定し、これをもって法的事務手続きはすべて完了した。なお、翌日の第一回定例会の本会議第八日（三月二十九日）に、この日提出の「し尿処理水の放流について」が可決されたが、これは、「ふじみ衛生組合」の処理水を仙川上流の三鷹市で放流することを認めたもので、当時としてはやむを得ない対応であった。

そして、昭和三十五年四月二十八日、工事は着工されたのであった。

二 競輪事業をめぐる保革対立

1 意見対立

総務常任委員 昭和三十五年三月十二日、「昭和三十五年度調布市競輪会での審議 事業特別会計歳入歳出予算議定について」が上程され、総務常任委員会に付託された。

競輪事業特別会計予算は三月十九日に開かれた総務常任委員会において議題とされ、審査に入った。しかし、競輪の社会悪など根本問題の討論となり、委員会は結論を得ないまま休会となった。意見の対立点は、保守系が「競輪自体は存続するのだから、市の競輪事業を認めるべきだ」というのに対して、革新系が「世評から強く攻撃されている競輪を実施し、収益を見込むのは不健全財源である」ということであった。

採決の結果

三月二十二日、総務常任委員会は、結論の持ち越しとなっていた「昭和三十五年度調布市競輪事業特別会計歳入歳出予算議定について」の採決に入った。結果、保守系議員が一人欠席したこと、可否同数となり、委員長裁決により本件は否決と決定した。

総務常任委員会の結論 この決定を受けて、総務常任委員会は、代替財源として「新市町村建設促進法」による地方交付金を充てるべきこと、並びに以前より京王電鉄から陳情の出されていた京王線調布駅南口の市有地払い下げで賄うことを提案することを決めた。また、革新系議員団が競輪条例の廃止案を本会議に合わせて提案するということになった。

2 からうじて競輪存続

正副議長の辞表提出騒ぎ 「昭和三十五年第一回定例会」本会議第七日（三月十四日）は市長と議会とが対立するという状態で始まった。原因は、この日提出の五議案のうち、「消防事務の委託について」などの三件を即決してほしいという理事者からの提案に対して、「これは議会の円滑な運営を妨げるものである」として議会が強く反発したためである。それというのも、従来、議案を即決する場合には、理事者は事前に議長に連絡することが慣例となっていたにもかかわらず、今回に限り申し入れがなかったからである。競輪事業特別会計予算が総務常任委員会で否決された動揺がこういう行動に出たものと見られるが、しかし、これは市長による議会運営の無視であり、議会を混乱させるものであるとして林米一郎議長と小林幸吉副議長が辞表を提出するという騒ぎまでに発展した。

競輪開催条例廃止案の委員会付託

しかし、市長の陳謝と、そして正副議長の辞表は正常化したところで、社会党議員団より提出された「調布市営自転車競技条例を廃止する条例について」など六件の議案が総務常任委員会に付託されたのである。

三月二十六日、総務常任委員会は「調布市営自転車競技条例を廃止する条例について」を可決し、三月二十九日の本会議に「原案は多数をもって賛成した旨」の審査結果が総務常任委員長から報告された。

本会議での採決

引き続き討論に入り、二日間にわたって賛成及び反対討論が行われた。そして、三月三十日に採決が行われ、結果、本件は起立少数により否決された。また、同じ日、「昭和三十五年度調布市競輪事業特別会計歳入歳出予算議定について」も可決された。このように、本会議では数に勝る保守系議員が総務常任委員会の決定を覆し、かくして、調布市においては市営競輪を存続することになったのであった。

なお、調布駅南口市有地の払い下げの陳情については、三月二十五日に開かれた総務常任委員会と建設常任委員会との合同委員会において付帯条件を付して採択することが了承されたが、これをめぐっては、革新系は競輪廃止に伴う代替財源として決定したと主張し、そして保守系は競輪問題とは別に払い下げを決定したと主張するといったように、両者の間には解釈の相違が見られた。

3 競輪収益金の予算計上

追加更正予算の提出 昭和三十七年七月に行われた市長選挙において社会党候補者として出馬し、当選を射止めた本多嘉一郎市長にとって初議会となる「昭和三十七年第三回定例会」は九月十八日に召集された。

今定例会で注目を浴びたのは社会党市長の手になる「追加更正予算の提出」であった。なぜなら、追加更正予算額一億四〇〇〇余万円のうちには競輪事業繰入金七〇〇〇万円が計上されていたからである。そして

これは、競輪事業の廃止を叫んできた社会党のこれまでの主張と矛盾するものであった。そのため、保守系議員一六人が競輪事業繰入金計上について従来の経緯に対する申し入れを社会党に行った結果、追加更正予算が提案される前に三日間にわたって両者の間で話し合いが行われたというわけである。話し合いの結果、九月二十六日、社会党は保守系議員に対して次のように回答した。

【回答書】

昭和三十七年九月二十六日

社会党市議会議員団

調布市議会議長 林 米一郎 殿

保守系申し入れ議員各位の代表に次の通り回答し、議会の円満なる運営をはかりたいと考えますので、御尽力下さるようお願いいたします。

記

- 一、過去の議会において社会党議員団が社会悪を追求するあまり市財政がいかなる状況にあるうとも、競輪収入の廃止を主張し、その真意とすると十分説明できなかった言動について反省し、今後は慎重に注意を払います。
- 二、競輪収入については市財政健全化の立場から今後保守系議員各位と十分話し合い財政特別委員会で検討いたします。
- 三、議会報で市民に伝えます。

追加更正予算の可決 これを受けて、「昭和三十七年度調布市歳入歳出追加更正予算の議定について」は九月二十六日に上程され、各所

管常任委員会が先議した後、総務常任委員会に付託され、十月一日、総務常任委員会は本件を原案了承した。そして、十月二日の本会議において「昭和三十七年度調布市歳入歳出追加更正予算の議定について」は可決され、これによって競輪事業繰入金は調布市の貴重な財源として保革ともに認知される存在となったのである。

党が議席を得たこと、及び無所属が一五人と、前回よりもまた五人減ったことであった。明らかにこのことは、調布市議会が多党化と、そして政党化の時代を迎えたことを意味するものであった。

昭和四十一年六月二十六日 昭和四十（一九六五）年七月八日、金子佐執行市議会議員補欠選挙 一郎議員（自民党）が都議選に立候補するために退職し、これに伴う市議会議員補欠選挙が調布市長選挙及び東京都議会議員補欠選挙とあわせて同時に昭和四十（一九六六）年六月二十六日に執行された。

補欠選挙には三人が立候補し、女性候補の川畑信子（社会党）が第二位の小川広吉（自由民主党）に約四五〇〇票の差をつけて当選した（表44）。当日有権者数は七万二二六八人、投票者数は三万四二四七人、投票率は四七・四五％であった。

表44 市議会議員補欠選挙の結果（昭和四十一年六月二十六日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	川畑信子	日本社会党	新	一七、三七八
	小川広吉	自由民主党	新	一二、七〇八
	入江一郎	日本共産党	新	三、三二五

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

2 市長選挙

昭和四十一年六月二十 市長選挙の投票者数は市議選よりも七人多い六日執行調布市長選挙 三万四二五三人であり、投票率は〇・〇一ポイント高い四七・四六％であった。

市長の席をめぐって、三人が立候補したが、現職の本多嘉一郎市長が圧倒的な強さを見せつけ、次点の藤原繁太郎に一万四四〇〇票余りの大差をつけて再選を果たした（表45）。

表45 市長選挙の結果（昭和四十一年六月二十六日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	本多嘉一郎	六二	日本社会党	現	一三、二四〇
	藤原繁太郎	六九	自由民主党	新	八、八〇九
	久保俊造	三七	日本共産党	新	一、八一八

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

本多市長は、再選ということもあり、選挙後直近の九月十二日に招集された第三回定例会においてその所信を表明するということとはしなかつた。

二 四年間の世の中の動き

さて、昭和三十八年六月から昭和四十二（一九六七）年五月までの期間の中での主だった動きについて政治、経済、社会及び国際の分野に従って振り返ってみよう。

政治の動き

調布市議会議員選挙の二週間前の昭和三十八年四月十七日、東京都知事選挙及び東京都議会議員選挙が行われた。今回の選挙は、オリンピックを一年半後に控え、そして東京都の人口が一〇〇〇万人を超えたなかでの選挙であった。

都知事選挙には前回の一〇人を上回る一三人が立候補し、候補者乱立の様相を呈したが、実際には今回もまた、自民党推薦、公明政治連盟支

持の現職の東龍太郎と社会党及び共産党推薦、民社党支持の阪本勝（前兵庫県知事）とによる保革の対決の選挙であった。

争点は、東の史上最大のオリンピック工事の完成ということに対する坂本の水不足、交通マヒ、大気汚染、住宅難などに示される大都市問題の深刻化をもたらした建設重視の東都政批判ということに明確に二分化された。

結果は、予想以上の大差（約六六万票差）をもって東都知事が再選された。オリンピック・ムードに流された都民の選択は、その後、大都市問題の付けを背負わされることになるのである。それはともかくとして、投票率は前回は約二・四ポイント下回り、六七・七四%であった。

調布市においては当日の有権者数は五万一九三六六人、投票者数は三万三・八四%であった。なお、調布市の都知事選における投票動向は表46に示されたとおりである。

表46 東京都知事選挙の結果*（昭和三十八年四月十七日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	調布市得票数	全体得票数*
当	東龍太郎	無所属	現	一七、三四一	二、二九八、六一六
当	阪本勝	無所属	新	一四、五八八	一、六三四、六三四

*泡沫候補は除外した。

**得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

一方、都議会議員選挙は、定数一二〇人に対し二四五人が立候補し、自民党が六九議席、社会党が三二議席、公明政治連盟（後の公明党）が

一七議席、そして共産党が二議席を獲得した。投票率は六七・八五%で、同じ日の都知事選よりは〇・一ポイント高かった。この選挙での注目点は、公明政治連盟の進出であり、これによって自民党は前回よりも三議席、そして社会党に至っては、一〇議席も減らした。

調布市選挙区（定数一人）には二人が立候補し、結果は、都議選全体では凋落傾向を示した社会党の神林芳夫が現職の竹内虎雄（自民党）を破って当選し（表47）、調布市が社会党の牙城であることを天下に知らしめたのであった。なお、都議選調布市選挙区における投票者数は三万三・一六四人、そして投票率は六三・八六%で、都知事選よりも投票数で一〇人多く、したがって、投票率では〇・〇二ポイント高かった。しかし、都議選全体の投票率で比較すると、それは四ポイントほど低かった。

表47 東京都議会議員選挙の結果（昭和三十八年四月十七日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	神林芳夫	日本社会党	新	一六、三九二
当	竹内虎雄	自由民主党	現	一五、五八七

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

昭和四十（一九六五）年七月二十三日にまた東京都議会議員選挙が執行された。本来であれば、昭和四十年四月に行われるべきものが、前回の選挙から二年経過した時点で執行されることになったのには次のような事情が存在した。この起りは、昭和四十年三月六日に行われた第二〇代都議会議長選挙に絡む汚職であった。まず、三月十六日に三人の都議が逮捕されたのを皮切りに逮捕者が続出し、その数は一五名に達し

た。しかも、これとは別にボーリング場をめぐる不正事件で二人の逮捕者を出した。そして、四月十六日、東京地検は議長逮捕に踏み切った。当然、都民は議員全員の辞職による出直しを求め、また、公明党と共産党はリコール署名運動を展開した。

地方自治法上、任期途中で地方議会が解散するためには、住民によるリコールの成立、首長に対する不信任案が可決された場合の首長による解散権の発動、及び議員の全員辞職の三つの方法しかなかった。もちろん、知事とは関係のない事件での不信任案というのは筋が通らないことであり、さりとてリコールの成立というのは議会の自主性が問われることになり、残る方法は議員全員辞職による自主解散しかないということになった。しかし、自民党の三人の議員と共産党の二人の議員がこれに反対したため、自主解散は不可能となった。ここで、急ぎよ、国会は一年限りの時限立法として次の内容の「地方議会の解散に関する特例法」を可決成立させた。

1、地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることが出来る。

2、前項の規定による解散の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならない。

かくして、この法律に基づき、都議会は六月十四日に解散し、そして七月二十三日に都議選が行われることになったというわけである。

今回の選挙には定数一二〇人に対して前回よりも五四人多い三〇八人が立候補した。都民の政治不信の高まりのせいなのか、投票率はこれまでの最低の五八・五八％を記録した。それは前回よりも九ポイントのダウンであった。

結果は、批判の集中砲火を浴びた自民党が議席を前回よりも三一議席減らして三八議席、社会党が一三議席増やして四五議席、公明党が六議席増やして二三議席、共産党が四倍増の九議席、民社党が新たに議席を得て四議席、そして無所属が一議席であった。かくして、自民党が第一党の座から滑り落ち、それに代わって社会党が第一党に躍り出たのであった。

調布市選挙区（定数一人）には三人が立候補し、前職の神林芳夫が社会党の上げ潮ムードに乗って再選を果たした（表48）。調布市選挙区の当日有権者数は六万九二〇六人、投票者数は三万八一〇五人、そして投票率は五五・〇六％で、前回よりも九ポイント近く低く、また都議選全体の投票率よりも三・五二ポイント低かった。

表48 東京都議会議員選挙の結果*（昭和四十年七月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新前*元	得票数
当	神林 芳夫	日本社会党	前	一九、三一
	金子 佐一郎	自由民主党	新	一四、九〇

*次点までとした。

**これまでは現で表示していたが、「選挙の記録」の表示が「前」に変わったことから、これに従った。

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

前記選挙以外の政治の動きに注目すれば、昭和三十八年八月五日、米英ソ三カ国は、大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する「部分的核実験停止条約」に正式に調印し、これが十月十日に発効し、日本でも昭和三十九（一九六四）年五月二十五日に成立した。この

問題について、共産党は党の決定に反してこの条約を支持した志賀義雄と鈴木市蔵を除名した。

東京オリンピックが閉会したその翌日の昭和三十九年十月二十五日、池田勇人首相が退陣し、自由民主党は十一月九日その後継に佐藤栄作を決定し、そして佐藤政権は、この日から佐藤内閣が総辞職する昭和四十七（一九七二）年七月六日までおよそ七年八カ月続いたのであった。

経済の動き
経済の動きについて振り返ると、日本は、昭和三十九年四月一日にはIMF（国際通貨基金）八条国に移り、そして四月二十八日にはOECD（経済協力開発機構）に加盟した。こう

して、名実ともに日本は先進諸国の仲間入りを果たしたのであった。また、経済成長は依然として順調で、昭和四十年下半期から昭和四十五年下半期にかけて「いざなぎ景気」と称される景気上昇を達成した。

しかし、経済成長と裏腹の関係で、都市問題や公害問題としていろいろなゆがみが表面化してくるのも時期としては昭和三十八年以降のことであり、特に昭和四十年に入ると顕著になってくるのであった。

社会の動き
昭和三十九年十月十日、日本中の人が待ちに待っていた「第一八回東京オリンピック東京大会」が開催された。

十月二十一日には、オリンピックの花と言われる「マラソン」が国立競技場―飛田給折り返しコースで行われ、エチオピアのアベベ選手が、そして日本の円谷幸吉選手が快走したのを記憶している調布市民も多いと思う。

その前年の昭和三十八年四月一日には、一般海外渡航が自由化され、一二万七〇〇〇人が海外に出かけた。そして東京オリンピックを経て、日本人の目が海外に向けられたこともあり、昭和四十一（一九六六）年の

海外旅行者数はほぼ倍増の二二万六九一人に上った。その一方で、昭和四十一年の交通事故による死者は一万三九〇四人と、史上最高記録となり、『交通戦争』という言葉が生まれた。

世界の動き
世界の動きとしては、昭和三十七年の「キューバ危機」を教訓に、昭和三十八年六月二十日、米ソ間に『ホット

ライン（直通通信）協定』が調印され、八月三十日に機能が開始された。しかし、その立役者のケネディ大統領は、十一月二十二日暗殺された。この模様はリレー衛星で日本にもリアルタイムで伝えられ、大統領の死は日本国民にとってショックであったが、その伝達はまた情報化という新しい時代の到来を予感させた。そして、もう一人の立役者のソ連のフルシチョフ首相も昭和三十九（一九六四）年十月十五日に失脚した。

また、アジアに目を移すと、昭和四十年二月七日、南ベトナム民族解放線がブレイク米軍基地を襲撃したことに對し、米機が北ベトナムのドンホイを爆撃した。これが北爆の開始であり、これによってアメリカのベトナム戦争への深入りが始まるのであった。

そして、中国では、昭和四十一（一九六六）年五月十六日「文化大革命」が始まり、紅衛兵旋風が吹き荒れることになるのであった。

以上のような事柄で語られる時代、それが昭和三十八年六月から昭和四十二年五月という期間である。

第一節 議会活動

一 議会の構成

(一) 選挙後一年目の役員人事（昭和三十八年六月～昭和三十九年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙 昭和三十八年執行の調布市議会議員選挙後の初議会、「昭和三十八年第二回定例会」は六月十四日に招集された。年

長議員の萩生田重次議員（明治二十二年二月七日生まれ）が臨時議長となり、彼の主宰において早速、「議長の選挙について」が議題に供された。そして、指名推選によって、萩生田議員（任期は昭和三十八年六月十四日～昭和三十九年六月二十二日）が第九代の議長に選出された。

副議長選挙 議長選挙に引き続き、副議長選挙が行われ、これもまた指名推選によって鈴木敏治議員（任期は昭和三十八年六月

月十四日～昭和三十九年六月二十二日）を第一〇代調布市議会副議長に決定した。

正副議長の決定について、『調布市議会20年史』は次のように記述している。

『六月三日、十一日と二度にわたり全員協議会が開かれ、新議会の運営、議会人事についての協議がなされおおかたの筋は決定していた。保守系無所属議員の一部が萩生田重次氏を議長にかつぎ出したわけだが、この議長選出の内幕を少しひもとくと何ともユーモラスな決め方であった。萩生田氏かつぎ出しに一役買った熊澤氏は当時の裏話を次のように

話してくれた。「実はあの時、急遽井の頭の弁天様のお堂に集まって相談しようということになったんですよ。前期から保守系の中でも幾つかに分かれていましたね。前期からのしこりみたいのがあったんですね。」このあたりの人事を伴う会派の動きが、後の保守系無所属から分かれて「三八会」の結成へと向かう温床となっていたことは確かである。

そして副議長には、社会党の鈴木敏治氏を選出された。これは最多数派である保守系無所属から議長、そして第二多数派である社会党から副議長という默契が交されていたようであった。」

監査委員の選任 そして、監査委員には豊山八郎議員（任期は昭和三十八年六月二十四日～昭和四十年八月七日）を選任

することが同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会 前定例会の「昭和三十八年第一回定例会」において調布市議会委員会条例が改正され、今議会より「産業常任委

員会」に代わって「財政経済常任委員会」が置かれることになった。

調布市議会常任委員会委員の選任は六月十四日に行われ、そして総務常任委員長には原島鋭太郎議員、同副委員長には井上欣一議員が、建設常任委員長には内山松司議員、同副委員長には杉本金八議員が、厚生常任委員長には原品健議員、同副委員長には金子操議員が、財政経済常任委員長には豊山八郎議員、同副委員長には菊地久男議員が選出された。

特別委員会

昭和三十八年六月から昭和三十九年五月までの期間において調布市議会に設置された特別委員会は四つであった（表49）。それらのうち、「中央自動車道対策特別委員会」は、前議会での議員の任期満了により解散となったものを「昭和三十八年第二回定例会」

表49 市議会議員選挙後1年目に設置された特別委員会（昭和38年6月～昭和39年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和38年 6月22日	中央自動車道対策特別委員会	8	安孫子昌美	熊澤 喜由	中央自動車道対策のため	昭和38年 12月13日
昭和38年 6月22日	多摩川沿上下水道及び併用自動車道対策特別委員会	8	猪瀬 和質	金子佐一郎	多摩川沿上下水道及び併用自動車道対策のため	昭和42年 5月31日
昭和38年 12月21日	中央自動車道対策特別委員会	8	安孫子昌美	熊澤 喜由	中央自動車道対策のため	昭和39年 3月27日
昭和38年 12月21日	行政区画対策特別委員会	10	大場 成男	井上 欣一	行政区画対策のため	昭和39年 9月29日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

の最終日（六月二十二日）に再度設置したものである。そして、昭和三十八年十月二十一日設置の「中央自動車道対策特別委員会」は、六月二十二日設置の「中央自動車道対策特別委員会」が十二月十三日に解散したのを受けて、新たに設置し直されたものである。したがって、正副委員長の交代は行われなかった。

(二) 選挙後二年目の役員人事（昭和三十九年六月～昭和四十年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

昭和三十九年六月二十二日招集の「昭和三十九年第二回定例会」の本会議第一日、「議長の選挙について」が上程され、指名推選によって、小林幸吉議員が第一〇代調布市議会議長に就任した。

副議長選挙

続いて、「副議長の選挙について」が議題とされ、原品健議員（社会党）（任期は昭和三十九年六月二十二日～昭和四十年五月十七日）が指名推選によって第一一代副議長に選出された。

2 正副委員長の決定

常任委員会

六月二十二日にはまた、「調布市議会常任委員会委員の選任について」も議題に供され、常任委員が決定した。そして、総務常任委員長には安孫子昌美議員、同副委員長には西山知夫議員が、建設常任委員長には森田孟議員、同副委員長には佐野孝則議員が、厚生常任委員長には石出信治議員、同副委員長には菊地久男議員が、財政経済常任委員長には新井一男議員、同副委員長には反町秀雄議員が選出された。

特別委員会

昭和三十九年六月から翌四十年五月までの期間において新たに設置された特別委員会はなかった。また、昨年度からの継続は「多摩川沿上下水道及び併用自動車道対策特別委員会」と「行政区画対策特別委員会」の二つであった。そして、両特別委員会の正副委員長の交代はなかった。

(三) 選挙後三年目の役員人事（昭和四十年六月～昭和

四十一年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

正副議長選挙は昭和四十年八月五日招集の第二回臨時会において行われた。その理由は、六月の「昭和四十年第二回定例会」が正副議長以下、各種委員の選出について話し合いがつかなかったことから、議会が空転し、流会となったためである。八月五日、「議長の選挙について」が議題とされ、投票が行われた。投票総数及び有効投票は二八票で、一七票を獲得した小林議長が再選された。残り一票は金子操議員に投ぜられた。

副議長選挙

副議長選挙は議長選挙に先立って行われた。なぜなら、原品副議長は昭和四十年五月七日に街灯補助金流用問題により辞職し、その間、副議長は不在となっていたからである。八月五日に「副議長の選挙について」が議題とされ、一三票を獲得した猪瀬和質議員（社会党）（任期は昭和四十年八月五日～昭和四十一年六月十四日）が第一二代副議長に当選した。投票総数は二八票、そのうち無効投票が一三票、そして熊澤喜由議員が一票、大場成男議員が一票であった。

監査委員（議

選）の選任

議選の監査委員の選任の同意を求める議案、「調布市監査委員の選任について」は八月六日に上程され、安孫子昌美議員（任期は昭和四十年八月八日～昭和四十二年五月三十一日）を選任することが同意された。

表50 市議会議員選挙後3年目に設置された特別委員会（昭和40年6月～昭和41年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和41年1月27日	近郊整備地帯対策特別委員会	9	内山 松司	西山 知夫	近郊整備地帯対策のため	昭和41年9月12日

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

2 正副委員長の決定

常任委員会

四常任委員会委員の選任は「昭和四十年第二回臨時会」本会議第二日（八月六日）に行われ、総務常任委員長には豊山八郎議員、同副委員長には薫森貞治議員が、建設常任委員長には内山松司議員、同副委員長には西山知夫議員が、厚生常任委員長には熊澤喜由議員、同副委員長には菊地久男議員が、そして財政経済常任委員長には反町秀雄議員、同副委員長には井上欣一議員が選出された。

特別委員会

昭和四十年六月から昭和四十一年五月の期間に市議会に設置された特別委員会は二つであった。その一つ、前年度からの継続の「多摩川沿上下水道及び併用自動車道対策特別委員会」の委員長には大場成男議員が、同副委員長には井上欣一議員が就任した。新規の特別委員会は表50の委員会だけであった。

(四) 選挙後四年目の役員人事（昭和

四十一年六月～昭和四十二年五

1 市議会三役人事

議長選挙

「昭和四十一年第二回定例会」は最終日（六月十四日）に議長選挙のみを行って流会するといった幕切れとなった。

まず、「議長の辞職願について」が上程され、許可された後、直ちに「議長の選挙について」が議題とされた。議長選挙は投票によって行われ、投票総数は二六票、有効投票は二五票、そして無効投票が一票であった。結果は、一五票を獲得した小林議長が三度再選された。以下、金子操議員が一〇票、白票が一であった。

副議長選挙

続いて、副議長の辞職願が許可され、「副議長の選挙について」が議題に供された。副議長選挙は、投票の結果、票が割れて同数となり、そのまま收拾がつかず、会議は時間切れ閉会となっていました。かくして、副議長及び今定例会に予定されていた常任委員の改選などは次の市議会まで持ち越されることになった。

仕切り直し選挙

副議長選挙は九月十二日の「昭和四十一年第三回定例会」でようやく決着を見た。この日、「副議長の選挙について」が上程され、指名推薦により反町秀雄議員（社会党）（任期は昭和四十一年九月十二日～昭和四十二年五月三十一日）が第一三代調布市議会副議長に選出された。

ところが、六月議会で選ばれた小林議長が辞職願を提出するというハプニングが起きた。この辞表の取り扱いをめぐる、議会は空転し、会議は時間切れとなって散会した。そのため、予定されていた議案の上程ができないということになってしまった。

九月十四日、「議長の辞職願について」が議題とされ、投票が行われた。投票総数及び有効投票は二五票、そのうち賛成が一五票、反対が一〇票であった。かくして、議長の辞職は許可され、引き続き、議長選挙が行われた。投票総数は二七票で、そのうち有効投票が一七票、そして無効投票が一〇票であった。結果、一五票を獲得した小林議長（任期は

昭和三十九年六月二十二日～昭和四十二年五月三十一日）がまたまた再選されたのである。

2 正副委員長の決定

常任委員会

市議会常任委員会委員の改選は九月十二日に行われた。そして、総務常任委員長には豊山八郎議員（再任）、同副委員長には安孫子昌美議員が、建設常任委員長には西山知夫議員、同副委員長には佐野孝則議員が、厚生常任委員長には有山守三議員、同副委員長には菊地久男議員（再任）が、財政経済常任委員長には猪瀬和質議員、同副委員長には金子操議員が選出された。

特別委員会

昭和四十一年六月から昭和四十二年五月の期間に設置された特別委員会は前年度からの継続の「多摩川沿上下水道及び併用自動車道対策特別委員会」と「近郊整備地帯対策特別委員会」の二つであり、両特別委員会とも、正副委員長の交代はなかった。

3 会派の動向

会派の結成

昭和三十八年の市議会議員選挙後に会派結成に最初に動き出したのは社会党の看板を背負って当選を果たした議員諸氏であった。六月一日に、「社会党議員団」が一〇人の議員によって結成された。これに続いたのが共産党であった。六月四日に「日本共産党議員団（所属議員数二人）」が結成された。

昭和三十九年四月十五日、「民社党（所属議員数一人）」、「三八会（所属議員数一三人）」、「無所属クラブ（所属議員数二人）」及び「公明党（所属議員数二人）」の四つの会派が結成された。

こうして、三〇人の議員はいずれかの会派に属することになり、そして市議会の運営は会派中心に行われるという運営システムが確立されて

くるのであった。

そして最後に、「三八会」を脱退したメンバーによって「市民クラブ（所属議員数二人）」が昭和四十年六月二十二日に結成された。

二 議会の動き

前と同様のスタイルにおいて、ここでも便宜的に市議會議員選挙後の六月から翌年の五月までを一年度とし、その間に起こった議会の動きの中から特に記録にとどめたいことのみを取りあげて記述することにした。

1 昭和三十八年度の動き

提出議案 昭和三十八年六月十四日に招集された第二回定例会から昭和三十九年三月十二日に招集された第一回定例会まで開会

された定例会及び臨時会の数は、前者が四回、後者が四回の都合八回であった。そして、議会に提出された議案の総数は一九七件と、市制施行以来ここまでの最多であった。

また、昭和三十八年度においては次の意見書及び決議が可決された。

- ・ 失対法改正反対に関する決議（昭和三十八年第二回定例会）六月十八日可決）

・ 在日朝鮮公民の祖国との



市議会風景（昭和38年）

往来に関する意見書（昭和三十八年第二回定例会）六月二十二日可決）

・ 北多摩土木事務所設置に関する意見書（昭和三十八年第一回臨時会）十月二十二日可決）

・ 調布地区都道整備補修促進に関する決議（昭和三十八年第二回臨時会）十一月二十五日可決）

・ 固定資産評価に関する意見書（昭和三十八年第四回定例会）十二月二十一日可決）

・ F105D戦闘爆撃機横田基地移駐反対に関する決議（昭和三十八年第四回定例会）十二月二十一日可決）

・ 国鉄安全輸送に関する意見書（昭和三十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・ 最低賃金制度確立に関する決議（昭和三十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・ 学童交通擁護員の身分保障に関する決議（昭和三十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

予算外義務負担 「昭和三十八年第三回定例会」第二日（九月十四日）、「予算外義務の負担について」が上程された。周知

のように、予算は、当該年度の歳入歳出についての確な見積りを基に金額を計上して編成することを建前とするが、例えば、学校敷地などの公共用地の取得についてその事業費を財源の関係で直ちに予算に組めない場合に、次年度に組んでもらうことを前提にして議会の議決を得てその年度のうちに事業を行おうとすることがある。予算外義務負担とは、そのような時に、当該年度の予算に組まれた以外の市の新たな義務にな

る負担のことを言い、本件は、調布市上水道浄水場用地を取得するために提出されたものであり、建設常任委員会、並びに財政経済常任委員会の審査を得て、九月二十一日の本会議において可決された。

人事案件の 十月二十二日に招集された「昭和三十八年第一回臨時会」**審議未了** において提出された「教育委員会委員の選任について」、

「監査委員の選任について」、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び「人権擁護委員の推せんについて」の四件の議案がすべて審議未了となる珍現象が起きた。今臨時会が招集されたのは、九月初めまでに各委員の欠員が生じ、これを補充することが急務とされたためである。

調布市議会ではこれらの人事について教育委員と監査委員は保守系から出し、また、固定資産評価審査委員及び人権擁護委員については保守系から二人を、そして革新系から二人を出すという申合せがなされていたのであったが、しかし、保守系内部の派閥争いにより人選ができません。臨時会は流会となったというのがこの真相であった。

調布市新市建設 「昭和三十九年第二回臨時会」は「調布市新市建設計画の審議未了 計画について」を審議するために二月二十六日に招

集された。しかし、本件については、保守系議員が、突然提案されて、それを一日や二日で審議するということではできないとつけたことから、このことが本多与党の社会党議員の怒りを買ひ、野党議員には資料も配付されないという状況となり、混乱のうちに今臨時会は流会となり、審議未了となった。

その背景について、『調布市議会20年史』は、『この新市建設計画には、工場誘致条例の廃止や健康住宅都市促進などの案件が盛り込まれていた

ため、財政の見通しや計画の実施が疑わしいと一部議員の不評を買ったようであった」と記している。

昭和三十九年 三月十二日、昭和三十九年度当初予算案を審議する「**昭
度施政方針** 和三十九年第一回定例会」が招集され、三月十六日に市長施政方針演説が行われた。

昭和三十九年度予算編成と施策について説明するに当たって、本多嘉一郎市長は、まず一〇万都市調布市の現況について触れ、人口の急増に処する教育対策として施設の完備を取り急ぐとともに社会福祉の充実、道路交通網、上下水道、そのほか社会施設の整備を重点としたこと、加えて、市の多角的変貌を精密に予測して機能的形成の都市をつくるための建設計画を考慮して努力する所存であることを表明した。そして、昭和三十九年度予算編成では、小中学校の新設などの教育施設の整備、児童会館や保育所の建設などの福祉行政の充実と文化的条件の向上、及び清掃車の増車や道路整備などの生活環境の整備の三点に特に意を用いたことが強調され、施政方針演説を次のように締めくくった。

『以上本年度施策の大綱を述べましたが、市勢進展のため年来の宿願であります健康都市の市造りと市民福祉の増進に各位の全幅の御協力を賜りたく存するものであります。』

「昭和三十九年度東京都調布市一般会計歳入歳出予算の議定について」において示された昭和三十九年度当初予算額は一三億二八一〇万三〇〇〇円であり、初めて一〇億円を突破した。そして、本件は三月二十八日の本会議において賛成者多数をもって可決された。一言付け加えれば、財政経済常任委員会における予算案の付託部分の審議の中で、光熱費の項目が各科目全部落ちていることが発見されたことから、それが否決さ

れるという異常事態が起きたが、本会議で可決されたことによって本件はことなきを得たのである。

2 昭和三十九年度の動き

提出議案

昭和三十九年度（昭和三十九年六月～昭和四十年五月）において定例会は四回、臨時回は二回招集された。そして、

都合六回開会された議会に提出された議案の総数は一〇六件と、前年度よりも九一件の激減であった。

また、昭和三十九年度には次の意見書及び決議が可決された。

- ・都営バス八王子線（八王子―新宿西口間）廃止撤回に関する意見書（昭和三十九年第二回定例会）六月二十七日可決

- ・生活保護基準引き上げに関する決議（昭和三十九年第三回定例会）九月二十九日可決

- ・国道二〇号線沿道の交通安全確保に関する意見書（昭和三十九年第三回定例会）九月二十九日可決

- ・物価値上げ抑制に関する決議（昭和三十九年第四回定例会）十二月十八日可決

- ・ミサイル基地建设に関する決議（昭和四十年第一回定例会）三月二十六日可決

調布市特別職報酬 昭和三十九年五月二十七日、自治省は、第三者機

等審議会条例制定 関の特別職報酬審議会設置の通達、並びに審議会準則を出した。この通達の狙いは、地方議会におけるお手盛りによる報酬引き上げを抑制することにあった。

この通達に基づき、第二回定例会の六月二十二日に「調布市特別職報酬等審議会条例について」が提出され、六月二十七日に可決された。

審議会は一五人の委員で構成され、早速、審議を開始し、九月二十五日に報酬引き上げを本多市長に答申し、これがそのまま、第三回定例会の九月二十八日に認定された。

これによって、昭和三十六年十月以来据え置かれてきた議員報酬は十月一日より引き上げられることになり、そして武蔵野四市最低の地位を脱して他の三市並みとなった。

『調布市議会20年史』によれば、「この報酬改正に共産党議員二名が反対し、可決された後の値上げ分を受け取らず、当時議長であった小林幸吉氏が二人分の給料を預かり保管していたが、一年後によく話し合いが付き、二人の手もとに渡った」という一幕もあった。

調布市議会 「昭和三十九年第四回定例会」最終日（十二月十八日）**会議規則** に議員提出議案の「調布市議会会議規則について」が提出され、満場一致をもって同日可決された。

これは市制施行当初に制定された会議規則が一〇年を経て、いろいろ改正すべき点が出てきたことから、議会運営委員会で半年間検討してきた結果、全文について改めることになったものである。

今度の会議規則は、第一章総則以下、第二章議案及び動議、第三章議事日程、第四章選挙、第五章議事、第六章発言、第七章委員会、第八章表決、第九章請願、第一〇章秘密会、第十一章辞職及び資格の決定、第十二章規律、第十三章懲罰、第十四章会議録、第十五章補足の一章一八〇条から成り、昭和四十年三月一日以降の会議から適用された。

昭和四十年 市長施政方針演説は三月十一日招集の第一回定例会の本**度施政方針** 会議第三日（三月十三日）に行われた。

この日登壇した本多市長は、冒頭、「当調布市も市制施行後、記念す

べき一〇周年を迎え、本市将来の発展史上一つの区画を刻むことに相なったのであります」と述べ、「健康住宅都市建設の目標のなかから住宅地域、商業地域、軽工業地帯的要素を計画行政の基本とし、生活環境施設の充実が最も急務である」という認識において、「本年度において最も重点施策としましたのは、環境整備並びに社会福祉の文化的向上と小・中学校の急増対策に伴う教育施設の充実を重点とした次第であります」と言葉を続け、本年度の各部門の施策について具体的に言及した後、最後に、「今後、市行政の運営に当たり市議会並びに市民の皆さまの要望を十分勘案し、でき得る限り弾力性のある財政確保をいたし、健全なる市政の確立と健康住宅都市づくりに努力したいと存じます」とその施政方針演説を締めくくった。

そして、この施政方針に基づいて計上された昭和四十年当初予算額は一五億八六八二万六〇〇〇円であり、三月十六日提出の「昭和四十年度東京都調布市一般会計予算について」が三月二十六日に可決されたことによって、前記予算額は確定したのである。

3 昭和四十年年度の動き

昭和四十年年度（昭和四十年六月～昭和四十一年五月）において定例会は四回、臨時回は三回招集された。そして、都合七回開会された議会で提出された議案の総数は一一四件であった。

提出議案

また、昭和四十年年度中に以下の意見書及び決議が可決された。

・沖繩の祖国復帰に関する決議（昭和四十年第三回定例会）九月二十八日可決）

・東西貿易促進に関する意見書（昭和四十年第三回定例会）九月二十八日可決）

・三多摩都バス路線拡充に関する意見書（昭和四十年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・生活保護基準に関する決議（昭和四十年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・義務教育の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する意見書（昭和四十一年第一回定例会）三月二十八日可決）

・建設業法改正反対に関する決議（昭和四十一年第一回定例会）三月二十八日可決）

・失業対策労務者の賃金改善に関する決議（昭和四十一年第一回定例会）三月二十八日可決）

・三多摩地区交通擁護員の身分切りかえと処遇改善に関する決議（昭和四十一年第一回定例会）三月二十八日可決）

定例会流会 昭和四十年六月二十二日、「昭和四十年第二回定例会」が招集され、会期は六月二十六日までの五日間と決定されたが、しかし、第二回定例会は空白のまま、流会してしまい、提出された議案九件は審議未了となった。

流会の原因は本多与党の社会党と野党の自民党、公明党、民社党及び無所属の対立であった。

対立の原因は三つであった。一つはいつもながらの人事をめぐる対立であったが、今回の場合は根が深く、その溝は埋まらなかった。それとというのも、五月に原品健副議長が市から出されている街灯補助金を流用したという記事が新聞に載ったことから、原品副議長はその責任をとる形で辞職し、その間、副議長ポストは不在となっていたという経緯があり、それが尾を引いて六月議会での正副議長並びに各種委員の話し合

いがつかなかつたというわけである。

二つ目は野党提案の「調布市議会議員定数条例を廃止する条例について」をめぐる対立であった。これは、現行の定数条例を廃止して、地方自治法にのっとり定数を三六人にするというものであったが、社会党はこれに反対であった。

そして、三つ目も野党提案の「神代団地の地元割当に関する調査特別委員会設置について」をめぐる対立であった。これは六月初めに起こった神代団地地元優先割当をめぐる疑惑について「神代団地入居調査特別委員会」を設置して、優先入居に不正がなかったかどうか調査しようという野党とそれに反対する社会党との対立であった。

与野党の対立点は以上の三つであったが、直接には、それらの二つの議案に対して社会党が反対したため、議会運営委員会で話し合いがつかなかったことが五日間の空白を生じ、それが流会を招いたのである。

その結果、議員定数問題及び調査特別委員会の設置問題はご破算となった。

狛江町との 一月二十七日招集の「昭和四十一年第一回臨時会」における境界変更 いて「市・町の境界線変更について」が上程され、この日可決された。

住宅供給公社「多摩川住宅」は、同じ建物なのに玄関が狛江町、居間が調布市というようにややこしく入り組んだ行政区画で分割されており、このままでは、通学、ごみの収集やし尿処理などで行政上煩わしいうえに、入居者にも不便をかけることになることは目に見えていた。

そこで、調布市、狛江町及び公社の三者の話し合いが行われ、話し合いがついたことから前記議案が提出されたというわけであった。そし

て、それが可決されたことによって、これまで調布市であった上ヶ給、小島町、下布田の一部が狛江町に、また狛江町の和泉地区の一部が調布市に編入されることとなった。

昭和四十一年 予算を審議する三月議会の「昭和四十一年第一回定例度施政方針 会」は三月十日に招集され、市長施政方針演説としての「市長の昭和四十一年度における予算編成の施策について」は三月十二日に行われた。

本多市長は、「地方自治の危機という叫びがひときわ強くなっております現情勢下において、わたくしは市財政における建設的経費の増大を極力はかり、補助金の確保、行政格差の是正など、国あるいは都に対しての要求をいっそう強めるとともに、物をたいせつにし、むだな経費をできるかぎり節約して市民の要求によりよくこたえてまいりたいと強く決意しております」とその決意を表明し、そして昭和四十一年度の編成に当たっては、一「くみ取り便所を水洗に」、二「調布駅北口開発計画の立案と安く良い品を提供する地元商業の育成」、三「こどもを大切にする市政」、四「明るい町づくり」、及び五「むだをはぶき、物を大切にする市政」の五つの重要政策を定めたと述べた。

そして、このような方針において編成されて三月十日に上程された「昭和四十一年度東京調布市一般会計予算について」は三月二十八日に可決された。可決された昭和四十一年度当初予算額は一九億二八六万七〇〇円であった。

交付金及び補助金 昭和四十一年度予算において特徴的なことは、各種団体の補助金 助金の支出 体への保持預金及び交付金が目立っていることである。

先に招集された一月二十七日の第一回臨時会の休憩中に開かれた全員

協議会において、近年における各種団体による予算のぶんどりのための陳情合戦の激化に伴い、その額は年々増加の一途をたどる傾向にあり、それが地方財政圧迫の原因にもなっていることから、補助金及び交付金は市民の福祉に役立つものに限り、各団体の均衡を図ることが決定されたのである。

これによって、昭和四十一年度予算においては市原水爆禁止協議会交付金、日米親善体育大会の補助金、工場誘致奨励交付金、議会政務調査研究費などが姿を消した。しかし、それでもなお、調布市が各種団体へ出している交付金及び補助金は八〇を超え、その支出は当初予算の割にあたる一億三〇〇〇万円にも上った。

また、昭和四十一年度予算では、全国で初めて「学級費」の半額を市で負担する費用が盛り込まれた。

4 昭和四十二年の動き

昭和四十一年度（昭和四十一年六月～昭和四十二年五月）提出議案 において定例会は四回、臨時回は一回招集された。そして、都合五回開会された議会に提出された議案の総数は一〇五件であった。また、昭和四十一年度においては次の意見書及び決議が可決された。

・小選挙区制反対に関する決議（昭和四十一年第二回定例会）六月十四日可決）

・三多摩地区学童交通擁護員の身分並びに処遇に関する意見書（昭和四十二年第一回定例会）三月十八日可決）

・人口急増地域の教育施設整備に対する財政措置に関する意見書（昭和四十二年第一回定例会）三月十八日可決）

積み残し議会

「昭和四十一年第二回定例会」は、最終日（六月十四日）に議長選挙のみが行われただけで、副議長並びに各種委員の改選を行わないで流会するという結果に終わってしまった。

このてん末について簡単に述べると、六月七日に招集された今回の六月議会もまた、恒例となった与野党間で人事についてもめるといっただしであった。そのため、人事の決定期間を三日間設けて、各派の交渉に入ったが、結局、話し合いはまとまらなかった。そこで、人事案件を後回しにして、先に一三件の議案を最終日の十四日まで可決した。

それらが済んだ後、「議長の辞職願について」が上程され、直ちに議長選挙が行われ、そして小林幸吉議長が再選された。

しかし、続く副議長選挙に落とし穴があった。すなわち、副議長の辞職願が許可され、副議長選挙が投票によって行われたところまでは順調であったが、しかし、投票の結果は二者同数となり、混乱のまま、会議は時間切れ閉会となってしまった。

かくして、副議長のポストは完全に空白のままとなり、また予定されていた常任委員会などの改選もできずに、それらは次の市議会が招集されるまで持ち越されることになった。

特別職等給与と条例及び一般会計補正予算の否決 二日、「調布市長等有給特別職の職員の給与及び旅費等支給条例等の一部を改正する条例について」、「調布市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び「調布市非常勤特別職の職員の報酬並びに費用弁償条例等の一部を改正する条例について」の三件の特別職等給与と条例関係議案と、これに伴う補正予算の「昭和四十一年度調布市一般会計補正予算について」の以

上四件が上程され、審査のため所管の各常任委員会に付託された。

そして、本会議最終日（九月二十一日）、それらは議題に供され、それぞれの委員長からの報告の後、採決にかけられ、否決された。

昭和四十一年九月二十二日、第三回定例会において否決された四議案をもって「急施臨時会」が招集された。しかし、会議は開かれたものの、署名議員の指名のみで、会期を決定することができなく、時間切れにより流会となった。

調布市工場誘致条例の廃止 昭和三十四年三月二十九日、「調布市工場誘致条例制定致条例の廃止 について」が可決された。本条例は、財源確保と、そして首都圏整備法の緑地地帯に調布市が割り当てられることへの対抗措置を目的として制定されたものであったが、調布市における急激な人口増とそれに伴う地価の高騰により条例による工場誘致は困難となり、有名無実の存在となってしまった。

そこで、「昭和四十一年第四回定例会」本会議第一日（十二月十三日）、「調布市工場誘致条例を廃止する条例について」が上程された。これはまた、「健康な住宅都市に」という本多市長の施政方針にのっとって提案されたものでもあった。

本件は、定例会最終日の十二月二十二日に可決され、これによって、調布市では工場の建設が制限され、そして住宅都市づくりが進められていったのである。

**昭和四十二年 昭和四十二年予算編成に伴う市長施政方針演説は、
度施政方針 「昭和四十二年第一回定例会」の初日（三月六日）に
行われた。**

昭和四十二年度における予算編成の施策の説明に立った本多市長は、

『五つの重点施策を中心として今後の市政をより精神的に推進して参りたいと思います』と述べた。五つの重点施策とは、一「公共下水道の計画実施」、二「調布駅北口開発計画の立案と安く良い品を提供する地元商業の育成」、三「子どもを大切に市政」、四「明るい町づくり」、及び五「物を大切に市政」の五つで、前年の三月議会での施政方針演説で述べた五つの重要政策を定めたものとはほぼ同じであった。

それはそれとして、このような方針に基づいて編成された昭和四十二年当初予算額は二億三四二万七〇〇〇円と、二〇億円を超えた。

三月六日に上程された「昭和四十二年調布市一般会計予算について」は三月十八日に可決された。

なお、この三月議会から市長の施政方針に対する質問が各派代表質問の形式に行われるようになった。

第二節 都市整備の推進

一 上下水道の整備

1 水源確保を目指して

水道事業の 山岡柳吉初代調布市長が当選後の初議会である昭和三十一年六月十一日に開会された六月議会において行ったそのスタート 年六月十一日に開会された六月議会において行ったその最初の施政方針演説の中で「吾々が現在建設事業の上において一番考慮しなければならぬことは上下水道の設置であると思います」と述べたように、調布市においては市制施行時から水道の設置は非常に重要な政策課題であった。

『調布市史下巻』（八一―五頁）によれば、調布市においては水道を設置しなければならぬ切実な理由が存在した。その部分を引用すると、
『理由の第一は、人口増加である。その傾向は東京の近郊都市として今後も続くであろうとみていたが、実際の人口増はその見通しを遥かに越えるものであった。第二は消化器系伝染病患者の増加であった。昭和二十五年から昭和三十年まで五か年に患者八百七十四人を出している。理由の第三は、第二の理由から当然予想される飲料水の水质であるが、これについては計画中の給水区域内の十八カ所の井戸水中、十六カ所が飲料水に不適當であると判定された。第四の理由は火災発生の際の消火能力であるが、家庭用の井戸水に頼る消火能力では都市化した実情に適さず、昭和二十五年から昭和三十年までの五年で六十四件の火災が発生し、損害額は十四億二千万円に達していた。』

かくして、上下水道を整備するために昭和三十一年十一月二十九日

に招集された第六回臨時会に「東京都調布市上下水道の新設について」など四件の議案が提出され、それら四件は、「昭和三十一年第四回定例会」の十二月十五日に可決された。それらの内容は、昭和三十一年度から昭和三十六年度を期間として総額三億五八八三万三〇〇〇円の予算でもって起債、償還方法、償還財源などについて定め、そして特別会計を設置するということであった。

多摩川添上下水道及び併用自動車道設置実現方に関する決議
こうしてスタートし、着々と進められ、急激な人口増に備えるにはそれだけでは不十分と映った。

そこで、議会は、「昭和三十八年第一回定例会」の三月十九日に「多摩川添上下水道及び併用自動車道設置実現方に関する決議について」を提案し、可決したのである。

【多摩川添上下水道及び併用自動車道設置実現方に関する決議】

市民生活に最も重要な関連を持つ上下水道の水源確保及び下水処理並びに京浜国道を結ぶ自動車道路の建設は、調布市民のみの問題でなく、広く多摩川流域の住民の将来にとって重要な問題であり、最近の三多摩地区における急激な住宅並びに工場等の増加は近い将来市民の文化的生活の根底を脅かすに至ることは明らかである。よって調布市議会は、国及び東京都に対し、次の諸点について早急に実現を計るよう強く要望するものである。

一、多摩川添に上下水道を建設し、多摩川を水源とする地域住民の飲料水の確保、工業用水、農業用水等に活用を計らいたい。

二、地勢的に下水の放流を多摩川にもとめる現況下から水質汚染を防止し、上水道水源を確保するため、多摩川添に下水道を建設し東京湾流水口に総合的な終末処理場を建設されたい。

三、三多摩と京浜国道、羽田飛行場を直結する上下水道との併用道路を建設されたい。

昭和三十八年三月十九日

調布市議会

多摩川添上下水道及び併用自動車道対策特別委員会の設置　そして、同決議に基づき、「昭和三十八年第二回定例会」初日（六月十四日）に

「多摩川添上下水道及び併用自動車道対策特別委員会」が設置された。

その目的は、三多摩地区の地下水の低下が目立ち、水源確保の問題が大きな問題として浮かび上がってきたことから、特別委員会を設置して、三多摩各市町村に呼びかけて、決議にうたわれたようなことを実現するために国や都に働きかけていこうということにあった。

かくして、昭和三十八年九月九日、調布市の呼びかけに応じて、三多摩一市と北多摩一〇町の議会代表が参集し、そして都下二一市町村の連合体として「多摩川添上下水道観光産業道路建設促進協議会」を設立することを申し合わせた。

『調布市議会20年史』の記述に従えば、「この連合体の目的は、都内二十三区で利用している多摩川の水を自分たちが活用できないのはおかしい、二十三区は一部を利根川などの水を利用し、多摩川の水を三多摩が使用すればいい。また、……、多摩川沿いの堤防を広げて産業観光用環状道路として多摩と京浜工業地帯、羽田空港とを直結しようというも

のでこの三つを早期実現しようとするものが目的であった。」ということであった。なお、連合体は、十月二十一日、「三多摩上下水道および道路建設促進協議会」という名称で発足した。

九月二十日に、都知事をはじめとする東京都と三多摩地区三二市町村長との間で会合がもたれ、「三多摩地区給水対策連絡協議会」が設置されることになったのも、調布市議会が率先してこの問題に取り組んできたということの一つの成果であった。

2 公共下水道建設に向けて

公共下水道建　「昭和四十年第四回定例会」最終日（十二月二十三日）、**設計画の決定**　「調布市下水道事業認可申請について」が可決された。

調布市においては先に触れたように、市制施行当初から下水道の必要性については認識されていた。なぜなら、下水道が布設されれば、それはし尿問題を抜本的に解決することになるからである。

竹内虎雄市　もちろん、下水道の重要性はだれもが容易に理解できる**長の英断**　ことではあったが、それに着手するための最大のネック

は莫大な工事費用がかかることであった。しかし、し尿問題が難航したのを目撃した竹内虎雄市長は、「昭和三十五年第一回定例会」に「調布市下水道事業施行について」を提出した。本件は、昭和三十四年四月二十三日に施行された「改正下水道法（昭和三十四年四月二十四日公布）」に基づいたもので、施行年度を昭和三十五年より昭和三十九年までの五年、事業費を一億九〇〇万円、そして区域を飛田給町、上石原、下石原、小島町並びに国領町の各一部とするものであり、三月二十九日の本会議において可決された。

この計画は確かに不十分かつ不完全なものではあったが、昭和三十五

年に下水道事業が始められたということは画期的なことであった。

時代の要請

昭和四十年代に入ると、調布市は宅地造成に伴う人口増加によって市街化が進み、それにつれて雨水及び汚水の排水がますます困難となり、下水道建設は待たなしの状況となった。

そして、そこで提出されたのが先の議案「調布市下水道事業認可申請について」であった。事業の計画内容は、第一期事業計画として調布排水区の第二分区、第三分区及び処理場について七カ年計画で行うというもので、総事業費は約二億四〇〇〇万円であった。なお、総事業費のうちには受益者負担二億七〇〇〇万円ほどが見込まれていた。これについて、市当局は、当初受益者負担を考えていなかったが、しかし、受益者負担を入れないと、補助金及び起債などが不可能となり、認可が遅れるということが問題となったため、やむなく受益者負担に踏み切ったという経緯が存在した。

追加補正

「調布市下水道事業認可申請について」が可決されたことよって、直ちに建設省に対して事業認可申請が行われた。調布市の下水道事業が都市計画事業として認可されたのは昭和四十二年十一月であった。これを受けて、「昭和四十二年第四回定例会」において議会は、年度当初に見積もられていた予算七五〇万二五〇〇円の追加補正をして（総額二二五〇万円）、向こう五カ年計画の第一期工事に備えることにした。

また、昭和四十三年十一月十二日には全員協議会において受益者負担とすることが承認され、これに基づき、調布市は、建設大臣に対して受益者負担金を徴収する根拠となる省令の公布を申請した。昭和四十四年一月三十一日、「調布都市計画下水道事業受益者負担に関する省令」が

公布され、これにより調布市の下水道事業における受益者負担制度は実施されることになった。

そして、「昭和四十四年第一回定例会」初日（三月十一日）には「調布市下水道事業特別会計条例の制定について」と「昭和四十四年度調布市下水道事業特別会計予算について」の二件の議案が提出され、両件が三月議会最終日の三月二十九日に可決されたことよって、調布市における下水道事業は本格的にスタートを切ることになった。ちなみに、下水道事業の完成を見るのは金子佐一郎市政においてである。

二 町名改正

町名地番整理 昭和三十年代半ばに入ると、都市化の波にますます拍車
理の先駆け がかり、開発が進み、従来のままの町名地番では不便

この上ない状態になりつつあった。しかも、旧地名では人権に対し支障をきたすという問題も生じた。したがって、このころにはすでに町名地番整理は行政上の問題としても、また社会的問題としても避けては通れない、言うなれば『時代の要請』の問題であった。昭和三十年五月十日、「住居表示に関する法律」が公布・施行されたのもその表れであった。

他市の場合、多くはこの法律の制定を待って、町名地番の整理に乗り出したが、調布市は国の動きに先行して町名地番整理事業に手を付けたのであった。

確かに、父祖代々からの町名は由緒があり、しかも地元住民には慣れ親しんだものであるだけに彼らにとってそれを変えることには抵抗があることはわかるが、しかし、調布市については、その町割りは全国的に見ても非常に複雑に入り組んでいるだけでなく、飛び地も多く散在し、加えて新住民の数が旧住民の数を凌駕するに至っては、町名地番を整

理しないままにしておくことはとてもできない相談であった。これが、国の施策を待たずに調布市において地番整理事業が実施されたゆえんである。

初期の町名地番整理事業　そこで、調布市では「昭和三十四年第八回臨時会」の「**本会議第二日（十二月三日）に「町名地番整理特別委員会」が設置され、町名地番整理のための規則や基準などが検討されることになった。**そして、昭和三十五年八月十八日、「昭和三十五年第四回臨時会」において「町名地番整理特別委員会」は解散され、同日、「調布市町名地番整理協議会」が発足した。協議会による最初の事業は昭和三十六年十一月一日の仙川一～三丁目及び緑ヶ丘一・二丁目の改正であった。

新町名の誕生

昭和四十年には新しい町名を誕生させる議案が相次いで提出された。すなわち、「昭和四十年第三回定例会」

初日（九月二十日）に飛田給町、下石原、深大寺町の一部を富士見町一丁目～四丁目に改正する「字区域の一部を廃し、その区域をもって新たに町区域を画することについて」が上程された。本件は本会議最終日の九月二十八日に可決され、これによって、十一月一日から新たに富士見町が誕生することになった。また、「昭和四十年第四回定例会」初日（十二月十三日）には下布田町、国領町上ヶ給、柴崎町、金子町、大町の一部を国領町一丁目～八丁目に改正する「字区域の一部を廃し、その区域をもって新たに町区域を画することについて」が上程され、本件は最終日の十二月二十三日に可決された。これによって、翌年の三月一日から新しく国領町が生まれた。さらに、「昭和四十一年第二回定例会」初日（六月七日）に上程された上布田、下布田、国領町、小島町、上ヶ給の

表51 調布市における町名地番整理事業

施行年月日	誕生した町名
昭和36年11月1日	仙川1～3丁目、緑ヶ丘1・2丁目
昭和37年5月1日	若葉町1～3丁目、入間町1～3丁目
昭和40年11月1日	富士見町1～4丁目
昭和41年3月1日	国領町1～8丁目
昭和41年7月1日	染地1～3丁目
昭和42年3月1日	上石原1～3丁目
昭和41年6月1日	飛田給1～3丁目
昭和43年5月1日	東つつじヶ丘1～3丁目
昭和43年7月1日	西つつじヶ丘1～4丁目
昭和44年3月1日	菊野台1～3丁目
昭和45年3月1日	柴崎1・2丁目、西町、野水1・2丁目
昭和46年6月1日	布田1～6丁目
昭和47年3月1日	調布ヶ丘1～4丁目
昭和50年11月1日	小島町1～3丁目
昭和51年9月1日	下石原1～3丁目
昭和52年10月1日	多摩川1～7丁目
昭和59年11月1日	深大寺元・南・東・北町
昭和60年9月1日	八雲台1・2丁目、佐須町1～5丁目

出所：調布市史編集委員会、「調布市史研究資料 5. 行政資料に見る調布の現代」より作成

一部を染地一丁目～三丁目に改正する「字区域の一部を廃し、その区域をもって新たに町区域を画することについて」は六月十一日に可決され、これによって、染地が新しく誕生した。

事業終了　町名地番整理事業は昭和六十年九月一日の八雲台一・二丁目及び佐須町一～五丁目の改正をもって終了となったが（表51）、結果として、上ヶ給、金子、大町、北野などの長い歴史をもつ地名は市域から消えたのである。

第五章 健康な住宅都市を目指して（昭和四十二年六月～昭和四十六年五月）

序説 時代の背景

一 当選者の決定

1 市議会議員選挙

昭和四十二年四月二十八日（一九六七）年四月二十八日、調日執行市議会議員選挙が執行された。当日有権者数は前回よりも三万五〇〇〇人近く増えて八万七千七百人であったが、しかし投票率がまた前回よりも九ポイント余り下がった、これまでの最低の五四・三九％であったことから、投票者数は五万人に届かない四万七八〇〇人であった。

今回の選挙には四三人が立候補し、トップ当選を飾ったのは女性の川畑信子（社会党）で、得票数は二〇五四票であった。そして、女性も一人当選したことから、女性議員は二人になった。

表52の当選者が所属する党派のカテゴリーから明らかのように、この選挙によって調布市議会における多党化減少の傾向が定着したのである。なぜなら、初めて自民党所属の議員が当選し、これで国政同様に、社会党、公明党、共産党、民社党の五つの政党がそろい踏みしたからである。

そこで、党派別の勢力を見ると、社会党が九議席、公明党が四議席、

表52 市議会議員選挙の結果*（昭和四十二年四月二十八日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	得票数*
当	川畑信子	日本社会党	現	二、〇五四
当	増岡兼治	無所属	新	一、九六八
当	小川広吉	自由民主党	新	一、六八二
当	林米一郎	無所属	現	一、六三九
当	児美年子	日本共産党	現	一、六二一
当	西山知夫	無所属	現	一、四六一
当	熊澤徹	無所属	現	一、四三七
当	山口喜由	無所属	現	一、四五九
当	熊澤徹	公明党	現	一、四五三
当	山守三	公明党	現	一、四四四
当	有山徹	公明党	現	一、四四四
当	菊地久男	公明党	現	一、四四四
当	猪瀬和久	日本社会党	現	一、四〇四
当	小瀬吉	無所属	現	一、三九六
当	入江幸郎	日本共産党	現	一、三六六
当	福重隆夫	公明党	新	一、三四八
当	青柳源一	公明党	新	一、三三〇
当	榎本正身	無所属	新	一、三二九
当	安孫子昌美	民主社会党	現	一、二三四
当	反町秀雄	日本社会党	現	一、一九五
当	北添進	日本社会党	新	一、一五六
当	鈴木良治	自由民主党	現	一、〇八一
当	薫森治	無所属	現	一、〇七四
当	浅田貞一	無所属	現	一、〇六一
当	豊山八郎	日本社会党	現	一、〇四九
当	中山貞良	無所属	現	一、〇〇七
当	大場成男	日本社会党	元	九九〇
当	大竹正生	無所属	現	九八〇
当	井上欣一	無所属	現	九七九
当	富沢進	無所属	現	九七九
当	森田孟	日本社会党	現	九六九
当	石森寿	無所属	現	九六六
当	小島義直	無所属	新	九二二

*次点までの氏名をあげた。

**得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。

出所…調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

共産党が二議席、自民党が二議席、そして民社党が一議席と、政党に所属する議員が一八人となり、その結果、無所属は前回よりも八人減り、一二人となった。

昭和四十五年七月五日執行 大場成男議員（社会党）の辞職に伴う市議会
行市議会議員補欠選挙 議員補欠選挙は、市長選挙とあわせて昭和四十五年（一九七〇）年七月五日に行われた。

なぜ大場議員が議員を辞職したのかについて簡単に説明すると、彼は小切手盗用事件で書類送検され、そのため議会は、「昭和四十四年第四回定例会」の本会議最終日（十二月十六日）に議員提案による「議員辞職勧告決議について」を可決した。しかし、彼から議長に対し辞職願が提出されたのは翌昭和四十五年四月二日であり、そしてそれが受理され、許可されたのは六月二日であった。かくして、補欠選挙が行われることになったというわけである。

当日有権者数は九万九七六一人で、投票者数が四万四三八四人、そして投票率は四四・四九%であった。

補欠選挙には三人が立候補し、本多八郎が当選したことで、社会党は一議席を死守した（表53）。社会党議員の不祥事にもかかわらず、社会党の候補者が勝利したということは、とりもなおさず、当時の調布市で

表53 市議会議員補欠選挙の結果（昭和四十五年七月五日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	本多 八郎	日本社会党	新	一九、六八七
	竹部 好子	無所属	新	一四、七四二
	福地 正夫	日本共産党	新	八、四七二

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

はいかに社会党の勢力が強かったかということの裏返しでもあった。

2 市長選挙

昭和四十五年七月五日 昭和四十五年七月五日に行われた市長選挙には日執行調布市長選挙 二人が立候補し、現職の本多嘉一郎市長が実に一万六〇〇〇票の差をつけて三選を決めた（表54）。

表54 市長選挙の結果（昭和四十五年七月五日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	本多 嘉一郎	六六	日本社会党	現	二九、八五九
	黒田 龍雄	六五	無所属	新	一三、八二四

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

市長選挙での投票者数は同時に行われた市議会議員補欠選挙のそれよりも二〇人多い、四万四四〇四人であった。投票率は四四・五一%と、これまでで最低の投票率を記録した。なぜこのように低調な選挙になったのかというと、確かに投票日は台風二号の影響を受けて、時折強い雨が降る悪天候がたたったということもあるが、実際には戦う前から本多市長の圧倒的な有利が伝えられ、既に勝敗は見えているということが棄権につながったことの要因であった。

かくして、本多市長は昭和四十六（一九七二）年十一月十五日に完成し、業務を開始した市役所新庁舎の主におさまったというわけである。

それはともかくとして、三選された本多市長は、議会では特にその所信を述べるということはしなかったが、『市報ちようふ』（昭和四十五年七月二十日号）の記事、「三選にあたり」において、市の行う幅広い仕事の中で力を注ぐポイントを鮮明にすれば、下水道の整備があげられる

として、市長が標ぼうする「健康住宅都市調布」建設の基本課題としてこれに優先的に取り組むということを表明したのである。

二 四年間の世の中の動き

政治の動き

まずは昭和四十二年六月から昭和四十六（一九七二）年五月までの期間における政治の動きについて見ることにしよう。

昭和四十二年四月二十八日執行の調布市議会議員選挙に先立って四月十五日に東京都知事選挙が執行された。改めて指摘するまでもなく、この選挙は保守逆風の中で行われた選挙であった。なぜなら、今回の都知事選挙は、前述したように、昭和四十年に都議会議長選挙をめぐる汚職事件で自民党都議会議員一五人が逮捕され、その出直し選挙で自民党は議席を大幅に減らし、議員定数の三分の一以下の少数党に転落したばかりか、昭和四十二年一月の、『黒い霧』解散・総選挙でも自民党は、その政党得票率が初めて五割を割るという政治状況の下で行われた選挙であったからである。

しかも、このように保守自民党には不利な状況であったのに対して、革新にとつては、昭和三十八年の統一地方選挙で横浜市、大阪市、京都市及び北九州市の大都市に革新市長が誕生したのに加えて、調布市をはじめとする武蔵野市、保谷市、田無市などの東京圏各市においても革新市長が誕生するという有利な状況が存在した。したがって、必然的に都知事選挙の帰趨は全国の注目を浴びるところとなっていた。

都知事選挙には一〇人が立候補したが、有力と見られたのは自民党及び民社党推薦の松下正寿、社会党及び共産党推薦の美濃部亮吉、そして公明党推薦の阿部憲一の三人であり、東都政を継承するか、あるいは批

判するかが争点であった。

結果は、社共の政策協定が功を奏し、松下に一三万六〇〇票余りの差をつけて、東京に革新知事が誕生した。しかし、世間で注目されたわりには、投票率は上がらず、前回のそれを〇・三五ポイント下回る六七・四九%であった。

調布市における都知事選挙の当日有権者数は八万九一〇七人、投票者数は五万六二六三人、そして投票率は六三・一四%と、全体のそれよりも四ポイント余り低かった。その投票動向は表55にあるとおりである。

表55 東京都知事選挙の結果*（昭和四十二年四月十五日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	調布市得票数	総得票数
当	美濃部亮吉	無所属	新	二九、四七六	二、二〇〇、三八九
	松下正寿	無所属	新	一九、四八四	二、〇六三、七五二
	阿部憲一	無所属	新	六、四四六	六〇一、五二七

*泡沫候補は除外した。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

いずれにしても、美濃部革新都政の誕生は、佐藤長期政権とのコントラストの中で後の政局にもまた施策の展開にも影響を及ぼしてくるのであった。

一方、東京都議会議員選挙は昭和四十四（一九六九）年七月十三日に執行され、一二六議席をめぐって二五五人が立候補し、投票率は五九・七三%であった。

選挙結果は、自民党が前回よりも一六議席増の五四議席を獲得し、第一党に返り咲いた。以下、公明党が二五議席、社会党が二四議席、共産党が一八議席、民社党が四議席、そして無所属が一議席という順であっ

た。今回の選挙では、社会党の落ち込みが著しく前回よりも二議席減らし、第一党の座を滑り落ちただけでなく、公明党にも抜かれた。これに対し、共産党は前回の二倍増の大躍進であった。

今回から調布市での都議会議員選挙は、これまでの調布市域を一選挙区とするのではなく、区域を広げた定数二人の選挙区において実施されることになり、三人が立候補して争われた。結果は、一議席については現職の神林芳夫都議会議員（社会党）が三期連続の当選を決め、そしてもう一議席は自民党の新井一男が占めた（表56）。調布市の当日有権者数は九万五三八二人、投票者数は四万七六七一人、そして投票率は四九・九八%であった。調布市における都議会議員選挙の投票率が全体の投票率を一〇ポイント近くも下回った原因が第一義的には新住民による調布市の人口増加に起因することは疑いないことのように思われる。

表56 東京都議会議員選挙の結果（昭和四十四年七月十三日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	調布市得票数	総得票数
当	神林 芳夫	日本社会党	現	一九、九六〇	二六、七三七
当	新井 一男	自由民主党	新	一八、〇六五	二五、六四五
	本田 栄一	日本共産党	新	八、九一九	一一、六五五

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

東京都知事選挙及び東京都議会議員選挙から離れて、そのほかの政治的な動きとして真っ先にあげるべきことはやはり「沖縄返還」であろう。

昭和四十四（一九六九）年十一月二十一日に行われた佐藤・ニクソン会談において沖縄返還が決定した。

また、創価学会による言論出版の妨害問題が表面化したのもこの年で

ある。十二月十三日のNHKテレビ討論会でこの問題が取りあげられ、そして翌昭和四十五年三月二日、社会党、民社党及び共産党の三党は、公明党による言論・出版妨害問題で衆議院に調査特別委員会を設置した。このことが、創価学会と公明党の分離につながったのであった。

経済の動き

経済的には依然として「右肩上り」の経済成長が続き、昭和四十二年には日本のGNPは資本主義国で第三位となり、そして昭和四十三年にはアメリカに次いで第二位となった。

しかし、工業化社会の進展はその一方で農業の後退を招いた。実に、昭和四十二年には農業就業人口は一九・三%となり、二〇%を初めて割った。

また、昭和四十四年十二月三十日、IMFの増資決定に伴い、日本の新出資額は一二億ドルと第五位になり、日本はIMFの任命理事国に昇格した。

社会の動き

社会的には、昭和四十二年六月から昭和四十六年五月までの期間というのは、「大学紛争の時代」であった。既に大手大学では、例えば、昭和四十一年一月二十八日に慶応大学生が学費値上げ反対を理由に全学ストに入るとか、あるいは昭和四十一年一月十八日に早稲田大学生が授業料値上げ反対を叫び、大学本部を占拠するといったように、各大学で大学紛争は起きていたが、その後、紛争校の数は増大していった。その極めつけは、昭和四十四年一月十九日に東京大学安田講堂を占拠していた学生が機動隊によって排除され、そして二十日には東大入試の中止が決定されたことである。昭和四十四年十二月十七日、文部省は「大学紛争白書」を発表したが、それによると、昭和四十四年における紛争大学は六二校（国立一五、私立四七）であり、大学

臨時設置法施行後の機動隊導入校は四一に上った。

また、公害がクローズアップされたのもこの時期であった。いわゆる、四大公害と言われる「新潟水俣病」が提訴されたのは昭和四十二年六月十二日であり、以下、「四日市ぜんそく」は九月一日、「イタイイタイ病」は昭和四十三年三月九日、そして「熊本水俣病」は昭和四十九年六月十四日であった。厚生省は、昭和四十三年五月八日にイタイイタイ病を、また九月二十六日に熊本水俣病と新潟水俣病を公害病と正式に認定した。

また、昭和四十五年七月十八日の東京都内における光化学スモッグの発生は都市住民に公害が身近に迫っていることを意識させた。

公害に対応する施策としては、昭和四十二年八月三日に「公害対策基本法」が公布され、昭和四十三年六月十日には「大気汚染防止法」及び「騒音規制法」が公布された。さらに、東京都は昭和四十四年七月二日、「東京都公害防止条例」を公布した。

しかしながら、公害は改善されるどころか、昭和四十五年には、先的光化学スモッグが繰り返し発生したのをはじめとして、ヘドロ公害、牛乳のポリ容器問題、多摩川のシアン公害、カドミウム汚染米、農薬汚染、廃棄物の不法投棄など、多様な公害が発生するといった状況であった。

世界的動き
国際的には、「反戦運動の高まり」が見られた時代であった。例えば、昭和四十二年十月十六日、アメリカの三〇

都市でベトナム反戦デモが行われ、日本でも昭和四十四年十月二十一日の「国際反戦デー」には各地で集会やデモが行われた。

核については、昭和四十三年七月一日、世界六二カ国は「核拡散防止条約」に調印した。日本の調印は昭和四十五年二月三日であった。そし

て、三月五日、「核拡散防止条約」の発効式がワシントン、モスクワ及びロンドンの三都市において行われた。条約に調印した国は九七カ国であった。

明るい話題を特に一つだけあげれば、昭和四十四年「アポロ一号」は月面に着陸し、人類が初めて月に降り立った。

以上が昭和四十二年六月から昭和四十六年五月までの期間における時代の背景を織り成す主な動きである。

第一節 議会活動

一 議会の構成

(一) 選挙後一年目の役員人事（昭和四十二年六月～昭和四十三年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙
昭和四十二年六月十四日、四月二十八日の市議会議員選挙で当選した議員諸氏にとって記念すべき初議会となる「昭和四十二年第二回定例会」が招集された。

しかし、議会は招集されたものの、人事をめぐって各会派の間で調整がつかなかったことから、「議長の選挙について」が議題に供されたのは六月十九日であった。

議長選挙は投票によって行われ、投票総数及び有効投票は二一票であった。そして、一九票を獲得した林米一郎議員（保守第一クラブ）が第一代調布市議会議長に当選した。残る二票は入江一郎議員（共産党）に投ぜられた。

副議長選挙

議長選挙に引き続き、副議長選挙が行われ、投票の結果は、安孫子昌美議員（社会党）が一九票、そして児玉美年子議員（共産党）が二票であった。かくして、安孫子議員（任期は昭和四十二年六月十九日～昭和四十三年十二月九日）が第一四代調布市議会議長に就任した。

監査委員（議選）の選任

議選の監査委員の選任の同意を求める議案、「調布市監査委員の選任について」は六月二十日に上程され、菊

地久男議員（公明党）（任期は昭和四十二年六月二十日～昭和四十五年六月十三日）の選任が同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会

調布市議会常任委員会委員の選任は六月十九日に行われ、

総務常任委員長には薫森貞治議員（保守第二クラブ）、同副委員長には浅田耕一議員（保守第二クラブ）が、建設常任委員長には熊澤喜由議員（保守第一クラブ）、同副委員長には菊地久男議員（公明党）が、厚生常任委員長には富澤進議員（保守第二クラブ）、同副委員長には有山守三議員（社会党）が、財政常任委員長には反町秀雄議員（社会党）、同副委員長には小川広吉議員（自民党）が選出された。

特別委員会

昭和四十二年六月から昭和四十三年五月までの期間において調布市議会に設置された特別委員会は表57の一つだけであった。

表57 市議会議員選挙後1年目に設置された特別委員会（昭和42年6月～昭和43年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和43年3月30日	京王沿線対策特別委員会	11	大竹 正生 (保守第一クラブ)*	西山 知夫 (社会党)*	京王相模原線並びに対京王懸案事項の解決のため	昭和46年3月24日

*所属会派は昭和42年6月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

(二) 選挙後二年目の役員人事（昭和四十三年六月～昭和四十四年五月）

1 市議会三役人事

「昭和四十三年第二回定例会」は昭和四十三年六月三日に招集された。そして、六月八日、林議長から提出された辞職願、「議長の辞職願について」が議題に供され、これが許可されたため、続いて「議長の選挙について」が議題とされ、投票が行われた。投票総数二八票、うち有効投票が二四票、そして無効投票が四票であった。結果は、林議員（自民党）が二二票、入江一郎議員（共産党）が二票であった。かくして、林議長（任期は昭和四十二年六月十九日～昭和四十三年十二月九日）が再選を果たした。

副議長選挙

また、安孫子副議長からの辞職願も許可され、「副議長の選挙について」が議題とされた。投票総数及び有効投票は二九票で、二七票を獲得した西山知夫議員（社会党）（任期は昭和四十三年六月十八日～昭和四十三年十二月十日）が第一五代副議長に選出された。

辞表の提出

十二月九日、「昭和四十三年第四回定例会」が招集され、この日、かねてより病氣療養中であった林議長から病氣を理由に西山副議長あてに辞表が提出され、そこで「議長の辞職願について」が急ぎよ議題に供されることになり、結果、辞職願は許可された。

「議長の選挙について」は翌十二月十日に上程され、指名推選によって、西山副議長（任期は昭和四十三年六月十八日～昭和四十三年十二月十日）が第一二代調布市議会議長に就任した。

続いて副議長選挙が行われ、これもまた指名推選によって薫森貞治議

員（自民党）が第一六代の副議長に選出された。

2 正副委員長の決定

常任委員会

恒例の六月議会における役員人事の一環として

の常任委員長改選は六月八日に行われた。この日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の決定の後、総務常任委員長には豊山八郎議員（社会党）、同副委員長には鈴木良雄議員（自民党）が、建設常任委員長には井上欣一議員（自民党）、同副委員長には森田孟議員（社会党）が、厚生常任委員長には富澤進議員（自民党）、同副委員長には川畑信子議員（社会党）が、財政経済常任委員長には安孫子昌美議員（民社党）、同副委員長には小川広吉議員（自民党）が選出された。

特別委員会

昭和四十三年六月から翌四十四年五月までの

期間においては前議会から継続の「京王沿線対策特別委員会」に加えて、二つの特別委員会が新たに設置された

表58 市議会議員選挙後2年目に設置された特別委員会（昭和43年6月～昭和44年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和43年12月18日	行政区画対策特別委員会	7	小林 幸吉 (自民クラブ)*	反町 秀雄 (社会党)*	三鷹市と調布市との行政区画整理について	昭和46年5月31日
昭和44年3月20日	多摩川グランド問題対策特別委員会	7	森田 孟 (社会党)*	中山 貞良 (自民党)*	市営グランド問題解決のため	昭和46年5月31日

*所属会派は昭和43年6月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

（表58）。なお、京王沿線対策特別副委員長には議長に選出された西山議員に代わって、反町秀雄議員（社会党）が選出された。

（三）選挙後三年目の役員人事（昭和四十四年六月～昭和四十五年五月）

1 市議会三役人事

昭和四十四年六月十七日招集の第二回定例会は正副議長並びに各常任委員などの改選を行うことができないままに流会してしまい、市議会役員人事は八月二十五日招集の「昭和四十四年第一回臨時会」に持ち越された。

この日、「議長の辞職願について」が上程された。しかし、副議長は後述の経緯により欠員となっていたため、地方自治法第一〇七条に基づき年長議員の豊山八郎議員（明治三十七年十一月八日生まれ）が臨時議長に選出され、彼の主宰の下で議長の辞職願が許可され、続いて「議長選挙について」が議題とされた。議長選挙は投票によって行われ、投票総数は二三票、そのうち有効投票が一七票、白票が六票であった。結果、一五票を獲得した熊澤喜由議員（自民党）が第一三代調布市議会議長に当選した。以下、有山守三議員（社会党）が一票、入江二郎議員（共產党）が一票であった。

副議長選挙

引き続き行われた副議長選挙は、投票総数が二三票、そのうち有効投票が一三票、白票が一〇票であった。そして、有山議員（任期は昭和四十四年八月二十五日～昭和四十五年六月十三日）が一三票を得て、第一七代の副議長に選出された。

ここで、なにゆえ副議長が欠員となったのか、その経緯を簡単に述べると、六月議会の「昭和四十四年第二回定例会」の本会議最終日（六

月二十四日）、会議休憩中に提出された薫森副議長の辞職願を西山議長が本会議に上程しないで、閉会宣言後に、地方自治法第一〇八条の規定に基づき議長職権で許可したためであった。

2 正副委員長の決定

常任委員会
正副議長の選出を
めぐるゴタゴタの

ありを受けて、四常任委員会委員の選任は八月二十五日にずれ込んだ。この日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が議題に供され、常任委員が選任された。そして、総務常任委員長には福重隆夫議員（公明党）、同副委員長には小川広吉議員（自民党）が、建設常任委員長には浅田耕一議員（自民党）、同副委員長には青柳源一議員（公明党）が、厚生常任委員長には薫森貞治議員（自民党）、同副委員長には川畑信子議員（再任）（社会党）が、そし

表59 市議会議員選挙後3年目に設置された特別委員会（昭和44年6月～昭和45年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和44年8月30日	綱紀肅正に関する調査特別委員会	8	薫森 貞治 (自民党)*	菊地 久男 (公明党)*	綱紀肅正に関する調査のため	昭和46年5月31日
昭和44年10月4日	行政調査特別委員会	8	反町 秀雄 (社会党)*	石森 寿雄 (自民クラブ)*	9月20日の猪瀬和質議員（社会党）の一般質問の発言内容について	昭和46年5月31日

*所属会派は昭和44年9月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

て財政経済常任委員長には反町秀雄議員（社会党）、同副委員長には榎本正身議員（自民党）が選出された。

特別委員会

昭和四十四年六月から昭和四十五年五月までの期間に市議会に設置された特別委員会は五つであり、「京王沿線対策特別委員会」、「行政区画対策特別委員会」及び「多摩川市営グラウンド問題対策特別委員会」の三つは前年度からの継続であった。そして正副委員長の交代が行われたのは「行政区画対策特別委員会」だけで、委員長には反町秀雄議員（社会党）が、同副委員長には石森寿雄議員（自民クラブ）が就任した。

表59に示された新たに設置された二特別委員会のうち、「綱紀肅正に関する調査特別委員会」は一〇〇条委員会であった。

（四）選挙後四年目の役員人事（昭和四十五年六月～昭和四十六年五月）

1 市議会三役人事

「昭和四十五年第二回定例会」は六月十日に招集され、その日、議長選挙は六月十三日に行われた。この日、議長の

議長選挙

辞職願が許可されたのに続いて、「議長の選挙について」が議題とされ、直ちに投票が行われた。投票総数及び有効投票は二八票であった。結果は、熊澤議長（自民党）（任期は昭和四十四年八月二十五日～昭和四十六年五月三十一日）が一八票を得て再選された。一〇票は反町秀雄議員（社会党）に投ぜられた。

副議長選挙

また、副議長選挙は、投票総数が二八票、有効投票が二四票、白票が四票であった。結果は、菊地久男議員（公明党）が一四票、北添進議員（社会党）が一〇票であった。かくして、

菊地議員（任期は昭和四十五年六月十三日～昭和四十六年五月三十一日）が第一八代の副議長に選出され、公明党議員が初めて副議長のポストを手に入れた。

2 正副委員長の決定

常任委員会

正副議長選挙が行われたのと同じ日の六月十三日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の選任が行われた。そして、総務常任委員長には反町秀雄議員（社会党）、同副委員長には児玉美年子議員（共産党）が、建設常任委員長には大竹正生議員（自民党）、同副委員長には青柳源一議員（公明党）（再任）が、厚生常任委員長には豊山八郎議員（社会党）、同副委員長には榎本正身議員（自民党）が、財政経済常任委員長には井上欣一議員（自民党）、同副委員長には有山守三議員（社会党）が選出された。

特別委員会

昭和四十五年六月から昭和四十六年五月の期間に設置された特別委員会は、前年度からの継続が五つ、そして新たに設置されたものが三つ（表60）の都合八つであった。継続中の委員会のうちで、「綱紀肅正に関する調査特別委員会」の副委員長は菊地久男議員から福重隆夫議員（公明党）に交代した。これは菊地議員が副議長に選出されたことに伴う人事であった。

3 会派の動向

会派の結成

昭和四十二年の市議会議員選挙後の議会において初めて会派が勢ぞろいした。「昭和四十二年第二回定例会」招集前の六月五日に、「日本社会党議員団（所属議員数九人）」、「保守第一クラブ（同六人）」、「保守第二クラブ（同六人）」、「公明党（同四人）」、「自民民主党（同二人）」、「共産党（同二人）」及び「民主社会党（同一人）」

表60 市議会議員選挙後4年目に設置された特別委員会（昭和45年6月～昭和46年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和45年 12月18日	調布市公害対策 特別委員会	8	浅田 耕一 (自民党)*	北添 進 (社会党)*	調布市における公害に対処する ため	昭和46年 5月31日
昭和45年 12月18日	調布市緑ヶ丘児 童公園敷地並び に宅地計画に関 する調査特別委 員会	8	富澤 進 (自民党)*	福重 隆夫 (公明党)*	緑ヶ丘児童公園敷地並びに宅地 計画に関する調査	昭和46年 5月31日
昭和45年 12月23日	基地返還対策特 別委員会	8	猪瀬 和質 (社会党)*	児玉美年子 (共産党)*	調布基地返還について	昭和46年 5月31日

*所属会派は昭和45年9月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

が結成された。そして、この日開かれた全員協議会において議席は会派別とすることが決められた。

言うまでもなく、社会党が最大会派となったことは、たとえ数においては保守系議員が多数であったにしても、本多市政を支える大きな力となったことは疑いのないことである。

保守系会派 しかし、保守系議員を二つに分けていた「保守第一クラブ」「保守第二クラブ」は共に昭和四十三年三月二十二日に解散し、その大半はその年の六月七日までに「自由民主党」に合流した。その結果、所属議員数は一人となり、社会

党に代わって、自民党が最大会派になった。なお、最終的には自民党の所属議員数は一二人を数えた。そして、「自由民主党」に加わらなかった三人は昭和四十三年五月二十日に「自民クラブ（所属議員数三人）」を結成したのである。

二 議会の動き

ここでは市議会議員選挙後に招集される六月議会からの一年間を一年度とし、その間における主要な議会の動きについて記述することにした。

1 昭和四十二年の動き

提出議案 昭和四十二年六月から昭和四十三年五月までの期間において招集されたのは四回の定例会であり、そして、四定

例会に提出された議案の総数は一一〇件であった。

また、昭和四十二年度に可決された意見書及び決議は次のとおりである。

- ・ 三多摩の行政格差是正に関する決議（「昭和四十二年第二回定例会」六月三十日可決）
- ・ 地方財政法第一〇条関係における事務費、事業費の超過負担解消に関する意見書（「昭和四十三年第一回定例会」三月三十日可決）
- ・ 生活保護基準引き上げ等に関する決議（「昭和四十三年第一回定例会」三月三十日可決）
- ・ 三多摩地区都議会議員の選挙区並びに定数は正に関する意見書（「昭和四十三年第一回定例会」三月三十日可決）
- ・ 消防力の強化措置に関する意見書（「昭和四十三年第一回定例会」三月三十日可決）

・暴力デモ抑止に関する決議（「昭和四十三年第一回定例会」三月三十日可決）

本会議不成立 昭和四十二年の市議会議員選挙結果は、調布市議会における多党化傾向にさらに拍車をかけ、それが与野党

間の対立を激化させ、そのことが続く議会に色濃く出た一年であった。

選挙後の初議会は三役人事が最重要マターとなるが、まずはそれをめぐって対立が生じ、それによって日程が大幅に遅れ出したのに加えて、今度は六月二十三日の一般質問において浅田耕一議員（保守第二クラブ）が四月十一日に新聞報道された都営住宅不正入居について追及した。記事は、市内に建設された都営住宅に与野社会党が知人、縁故者を優先的に推薦して入居させたというものであり、そして、野党の保守三派（自民党、保守第一クラブ及び保守第二クラブ）は、社会党幹事長の交代と議会での弁明を要求すると同時に、都営住宅に入居している社会党市議に立ち退きを迫ったのであった。

こうしたことから、六月十四日に招集された「昭和四十二年第二回定例会」は混乱が長引き、二度にわたって会期延長が行われることになった。

六月議会の対立が尾を引き、九月十九日招集の「昭和四十二年第三回定例会」も、この日は会期決定だけで散会してしまった。そして保守系三派は与野社会党に反省の色が見られないとして、議案審議に応じなかったことから、九月二十二日まで議会は空転した。

与野党対立の象徴的な出来事は十二月議会において生じた。十二月十三日に招集された「昭和四十二年第四回定例会」は当初は順調に日程を熟していったが、本会議最終日の二十二日、キューピー株式会社不当解

雇の請願をめぐる対立したため、会議はいったん休憩に入ったが、保守系議員が休憩後に議場に戻らなかったことから、会議は定数に達せず、不成立となるという前代未聞の事態が起こった。かくして、第四回定例会は流会となり、その結果、請願十件と陳情六件は審議未了となったのである。

昭和四十三年 「昭和四十三年第一回定例会」は三月五日に招集され、**度施政方針** として、市長がその当該年度の基本的施策について説

明する市長施政方針演説は三月十四日に行われた。

その要旨は、『市報ちようふ』（昭和四十三年四月二十日号）によれば、次のようであった。

一、人口は急増し、衛星都市においても住宅難、交通災害、公害などの都市問題がおきている。さらに経済の動向は深刻なものになっている。そういう条件のなかで、公共料金の引き上げは回避し、市民負担を軽減していく。

二、市の超過負担解消、三多摩格差の是正に全力をあげる。

三、基本的な考え方として、1健康で住みよい市づくり 2健康住宅都市をめざし、市民がふるさととして住みつけていきたくなる市づくり。2先行投資による重要施策の促進 3物価や地価の高騰に先手をうって、先行して重要施策にとりくんでいく。

四、重点施策の四つの柱。建設事業を急ピッチで進める。鉄筋校舎増築に大車輪をかける。子どもお年寄りに対する施策を充実強化する。庁内から少しのムダも追放する。

提案された昭和四十三年度当初予算額は二六億五七七二万九〇〇〇円であった。そして、三月三十日に、三月十二日提出の「昭和四十三年度

調布市一般会計予算について（議案第二七号）が可決されたことによつて、当初予算額は確定した。

2 昭和四十三年度の動き

提出議案 昭和四十三年度（昭和四十三年六月～昭和四十四年五月）
 において定例会は四回、臨時会は一回招集された。そして、都合五回開会された議会に提出された議案の総数は一三六件と前年度よりも二六件増えた。

また、昭和四十三年度には次の意見書及び決議が可決された。

- ・多摩弾薬庫敷地内米軍病院設置反対に関する決議（昭和四十三年第一回臨時会）八月二日可決
- ・ソ連大国主義のチェコ侵略に反対する決議（昭和四十三年第三回定例会）九月二十一日可決
- ・青色専従者完全給与制実施に関する意見書（昭和四十三年第四回定例会）十二月十八日可決
- ・児童手当制度の早期実現方に関する意見書（昭和四十四年第一回定例会）三月二十九日可決
- ・国鉄運賃値上げ反対に関する意見書（昭和四十四年第一回定例会）三月二十九日可決

昭和四十四年 「昭和四十四年第一回定例会」は三月十一日に招集さ
度施政方針 れ、そして市長施政方針演説に当たる「基本的施策」
 の表明は三月十三日に行われた。

登壇した本多市長は、最初に『私は市長就任以来、一貫して念願してまいりましたことは、調布市を「健康住宅都市」としてつくりあげることであり、あらゆる施策をその施策のために集中してまいりました』と

述べ、市長がその実現に向けて、「民主政治を基礎とした教育、文化、福祉行政の推進」、「都市形態の変ほうに先んじての行政」及び「限定された財政の拡大と財源の高度適用」の三つの目標を掲げて取り組んできたことを明らかにしたうえで、彼は次のように続けた。

『なお従前より主張してまいりました「健康で住みよい市づくり」、「健全財政の確保」の二大方針を貫くこととし、次の問題を新年度の重点施策として実施してまいりたいと思います。

すなわち、

- 第一に「快適な生活環境を目指して」
- 第二に「教育事業に拍車をかけて」
- 第三に「母と子の生活に希望を」
- 第四に「声明と生活を守るため」

であります。』

こうした基本方針にのっとって編成された昭和四十四年度当初予算額は三三億六四九万三〇〇〇円であり、市制施行一五年を待たずして、調布市の予算は三〇億円を突破したのであった。これが盛り込まれた三月十一日提出の「昭和四十四年度調布市一般会計予算について」は、三月二十九日、賛成多数をもって原案どおり可決された。

3 昭和四十四年度の動き

提出議案 昭和四十四年度（昭和四十四年六月～昭和四十五年五月）
 において定例会は四回、臨時会も同じく四回招集された。

そして、都合八回開会された議会に提出された議案の総数は一七五件であり、前年度よりも三九件の増加を示した。

また、昭和四十四年度においては次の意見書及び決議が可決された。

・公共施設を設置する場合の公団・公社の協力方についての意見書
〔昭和四十四年第三回定例会〕十月四日可決

・議員辞職勧告決議〔昭和四十四年第四回定例会〕十二月十六日可決

・優生保護法改正に関する決議〔昭和四十五年第一回定例会〕四月八日可決

荒れた六月議会
〔昭和四十四年第二回定例会〕は六月十七日に招集

された。しかし、招集はされたものの、役員人事で各党派間の話し合いがつかなかったことから、会議は散会となり、そして議会は四日間空転した。

この状況を打開するため、西山知夫議長は、議会運営委員会において各党派幹事長に対して議案審議を優先しようと呼びかけたが、自民党議員はこれに応じなかった。そこで、議長職権で六月二十一日に自民党議員欠席のまま、出席議員一八人で本会議が開会された。

しかし、これが混乱の始まりであった。なぜなら、この日、六月議会に提出された請願及び陳情が各委員会に付託されたことにより、自民党が委員長ポストを握っていた建設常任委員会では六月二十一日に委員長了解をとって副委員長名で委員会開催の通知が発送され、また、委員長が所在不明となった厚生常任委員会ではその開催が副委員長名で六月二十二日に通知されるといったような事態となったからである。

六月二十三日は各委員会が開かれることになっていたが、自民党議員からは欠席届が出された。そこで、総務常任委員会では欠席議員たちに対して委員長が出席を要請したが、彼らが出席しなかったことから、委員会では、彼らの欠席のまま審査に入った。厚生常任委員会でも、副委員

長の下で審査が行われた。しかし、建設常任委員会では、定足数に達しなかったため、委員会は開会されなかった。

さらに、六月二十八日、今度は一転して本会議が再開されることになり、熊澤喜由議員（自民党）から緊急質問の申し出があった。それは、大場成男議員（社会党）の盗難小切手換金事件に関する質問であった。

この取り扱いをめぐる会議はいったん休憩に入ったことから、しびれを切らした熊澤議員ほか一四人によって地方自治法第一一四条（会議請求権）に基づき開議請求が出され、会議は再開された。

そして、熊澤議員ほか三人より、「議員の綱紀に関する調査特別委員会」の設置についての議案が提出されたが、提案理由が説明される前に、時間延長や会期延長などの動議が出され、またそれについての質問などの発言が与野党入り乱れて出され、定刻となったため、議長は閉会を宣言し、議長以下与党議員は退場してしまった。

おさまらないのは、開議請求をした議員で、開議請求により開会された本会議を議決によらないで閉会した議長の閉会宣言は無効であるとして、議員一六人が出席して、午後十一時十三分に議長によって本会議が開かれ、七月二十一日までの会期延長を決定して、彼らは散会したが、この決定は彼らの気安めでしかなかった。

なぜなら、それより先、会議休憩中に駆け引きとして「副議長の辞職願」が議長に提出されていたが、しかし、議長はそれを本会議に上程しないで、閉会宣言後に地方自治法第一〇八条の規定に基づいてそれを許可してしまっただけである。

こうして、混乱はおさまるところを知らず、六月議会は流会してしまっただけであった。

後日談として、閉会無効を主張する議員によって七月二十二日に臨時会の開会が請求されたが、これは招集されなかった。

綱紀肅正に関する特別調査委員会の設置 八月二十五日、「昭和四十四年第一回臨時会」による議案、「綱紀肅正に関する特別調査委員会設置について」が議題とされた。提出者を代表して小川広吉議員（自民党）が提案理由の説明を行った。

【提案理由（要旨）】

最近、市において綱紀がゆるんでいるのではないかと思われる事例が多々ある。たとえば、盗難小切手の換金事件、職員の特別昇給にあたって、同僚間から問題提起されたため、辞令の誤りとして返済せしめた事件、あるいは、係長昇格に際し、与党に協力を誓約させられた等々、芳しからざる風評も多いので、このままでは、全職員の業務遂行の意欲を阻害するばかりでなく、市の名誉を傷つけるものである。よって、議会においては真相を究明し、市民に公表する義務があるものと考え、綱紀肅正に関する調査特別委員会を設置せんとするものである。

本件は、可決され、委員八人で構成される「綱紀肅正に関する特別調査委員会」が設置されることになった。

盗難小切手 問題となった盗難小切手換金事件とは、社会党の大場議員が借金返済のため、知人の会社社長から無断でその会

社の小切手を持ち出し、市職員を使って現金化しようとして失敗した事件であり、これによって、大場議員は社会党を除名され、会派を無所属に変更した。なお、彼は書類送検された。

猪瀬質問

九月十八日に招集された「昭和四十四年第三回定例会」の本案議第三日（九月二十日）、一般質問に立った猪瀬和質議員（社会党）は、「綱紀肅正に関する特別調査委員会」の設置に絡ませて、「人の非を主張する前にみずからの姿勢を正すべきであると考え」と述べて、1、一定の予算執行に対するルールを破って議員の肩書きを利用して自分の要求をしたことについて、2、市の公共料金について議員の中でかなり長期にわたって行われている滞納ないし不払いについて、3、議員の行政視察が公務かどうかということについて調査する意志があるかなどの発言を言い放しのまま退場するといった行動に出た。

これに対して、「大場議員に対する仕返し」あるいは「議員の品位を傷つける暴言」として野党各派は一斉に態度を硬化させ、会議は紛糾した。これを打開するため、二十一日から二十六日まで休日を除き、各会派間で話し合いが行われた結果、九月二十七日の本案議で会期を七日間延長することが決められた。そして、十月四日、上記三点について調査するために議員提案によって「行政調査特別委員会」を設置することが決定された。なお、同特別委員会は昭和四十五年五月三十一日、任期満了により解散された。

辞職勧告決議

「昭和四十四年第四回定例会」は十二月九日に招集された。そして、本案議最終日の十二月十六日に議員提

案の「議員辞職勧告決議について」が上程され、即日可決された。

【議員辞職勧告決議】

新聞に報道された大場成男議員の不詳事件は、大場成男議員本人もこれを認めている。このことは、十五万市民の代表である調布市議会議員としての品位を傷つけ、住民の信用を失墜するゆゆしき問題である。よって、調布市議会は、市議会議員大場成男君に辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

昭和四十四年十二月十六日

調布市議会

昭和四十五年四月二日、大場議員から熊澤喜由議長に辞職願が提出され、そして六月二日に許可された。

期末手当否決

また、十二月十六日には、議員並びに職員に支給される期末手当条例関係の二件の議案と補正予算関係の五件の議案が、自民党など保守系議員の反対により、採決の結果否決されるということが生じた。その背景には、水道工事に絡んで市職員が賄賂容疑で逮捕されるなど不詳事件が相次いだこと、そして社会党市政に対して反発があったことがあった。

しかし、十二月議会終了後の十二月二十日に招集された「昭和四十四年急施臨時会」においてそれらは再提出され、今度は全会一致で可決された。

決算の否決

昭和四十五年三月十二日に招集された「昭和四十五年第一回定例会」は、二度にわたって会期が延長され、終了したのは四月八日であった。

本会議第一日（三月十二日）、十二月議会で継続審議とされた「昭和四十三年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について」が、1 職員の昇給問題、2 執行状況の不適正、3 議員の不詳事件を理由に否決された。

昭和四十五年 昭和四十五年度の市長施政方針演説（基本的施策の説
度施政方針 明）は三月二十日に行われた。それにおいて示された

内容は、前年度に引き続き「健康で住みよい市づくり」と「健全財政の確保」を二大方針とし、そして1「教育事業に拍車をかけて」、2「快適な生活環境づくりをめざして」、3「恵まれない人たちの幸福を願って」、4「市民の健康と安全を守って」、5「調布市発展の基礎づくり」の五点を重点施策としてあげた。提案された昭和四十五年度当初予算額は四八億七二〇万一〇〇〇円であった。

会期延長

予算案は会期末の三十一日深夜まで審議されたが、成立の見通しが立たないことから、四月四日まで会期は延長された。四月三日に保護費（民生費）だけの暫定予算が即決され、そして四日に会期を九日まで延長することと一般会計一カ月分の暫定予算が決められた。結局、三月十二日提出の「昭和四十五年度調布市一般会計予算について」が可決されたのは四月八日であった。かくして、会期を一日残して三月議会は閉会した。

本件が可決されたことによって、ここに四月一日以来予算の支出のできない状態によりやく終止符が打たれたのである。

4 昭和四十五年度の動き

昭和四十五年度（昭和四十五年六月～昭和四十六年五月）
 提出議案 昭和三十四年度は四回、臨時会は一回招集された。そして、都合五回開会された議会に提出された議案の総数は一四七件で、今度は二八件の減を示した。

また、昭和四十五年度には次の意見書及び決議が可決された。

- ・ 外国人出入国管理法案に関する意見書（昭和四十五年第三回定例会）九月二十六日可決）
- ・ 事業収入確保に関する決議（昭和四十五年第三回定例会）九月二十六日可決）
- ・ 人口急増地域に対する土地開発基金交付額の特別増額配分を求める意見書（昭和四十五年第三回定例会）九月二十六日可決）
- ・ 夜間定時制高校生への教科用図書は無償給付に関する決議（昭和四十五年第三回定例会）九月二十六日可決）
- ・ 人口急増市町村における義務教育施設整備特別措置に関する決議（昭和四十五年第四回定例会）十二月二十三日可決）
- ・ 沖縄コザ事件に関する決議（昭和四十五年第四回定例会）十二月二十三日可決）
- ・ 調布基地全面返還と飛行場設置反対に関する決議（昭和四十六年第一回定例会）三月二十四日可決）
- ・ 調布水耕農園のあと地へのワシントンハイツ移設に伴う地元受入諸条件の実現方促進に関する意見書（昭和四十六年第一回定例会）三月二十四日可決）

昭和四十六年 本多市長による施政方針としての「昭和四十六年度の

度施政方針 基本的施策」は三月十日招集の「昭和四十六年第一回

定例会」の本会議第二日（三月十一日）に行われた。市長は、「健康住宅都市」の建設のために、前年度に引き続いて1「教育事業に拍車をかけて」、2「快適な生活環境づくりを目指して」、3「恵まれない人達の幸福を願って」、4「市民の健康と安全を守って」、及び5「調布市発展の基礎づくり」の五つの柱を前提として予算が組まれたことを明らかにし、そして終わりに、これには『多額の財源を要しますが、従来より主張しておりますように「健全財政」を保持しつつ、さらに「細心かつ積極的な先行投資」として幾多の方法の中から安全、適格なものを選び効果的な運用により効果を期したい』と述べた。

そして、この施政方針に基づいて計上された昭和三十四年度当初予算額は五七億六五〇万五〇〇〇円と、五〇億円を七億上回る大型予算となった。三月二十四日、三月十日提出の「昭和四十六年度調布市一般会計予算について」が満場一致で可決された。一般会計の当初予算が満場一致で可決されたのは昭和三十一年以来一五年ぶりのことであった。

第二節 健康で住みよい都市づくりへの取り組み

一 河川敷訴訟問題への対応

健康づくり 改めて指摘するまでもなく、健康づくりのための施策の
のかなめ 一つとしてその要となるのは体育施設の整備である。

調布市ではそのための施策として東京都及び建設省から多摩川原の占用許可を受けてそこに市民グラウンドの建設を進めていた。市は、昭和四十六年当時、河川管理者の都知事よりその占用許可を受け、そしてさらに、昭和四十三年二月には建設省よりその隣接の敷地の占用許可を受けて、そこに野球場、バレー及びバスケットコート、並びに陸上競技場を造る予定で敷地を整理しているところであった。

撤去通告

ところが、昭和四十四年二月二十八日、所有権を主張する人物から「グラウンド予定地の一部は自分の所有地であり、バックネットなどの施設を撤去してほしい」ということを通告する内容証明郵便が市長あてに送られてきた。そして、三月十一日には所有者の手で野球場のバックネットが撤去され、そこは有料駐車場にされてしまった。

建設省の調査

そこで、貸主である建設省が急きよ調査した結果、大正時代に私有権の職権抹消措置がとられたはずの所有権が抹消されずにそのまま残っていることが判明した。

多摩川市営グラウンド問題

対策特別委員会の設置

「昭和四十四年第一回定例会」の三月十七日の本会議において、市長と教育長から、「現

在、多摩川市営グラウンドは使用できない状態である」ことが報告され、協議した結果、この問題を解決し、一日でも早く市民のためのグラウンドとして使用できるようにするために翌三月二十日の本会議で「多摩川市営グラウンド問題対策特別委員会」を設置することが決められた。

仮処分申請

有料駐車場となった場所はグラウンド予定地の真っ只中にあるだけでなく、堤防内から川原へ降りる唯一の入口場所であるため、市は、弁護士と相談のうえ、四月二十一日に「不法占拠」として東京地方裁判所八王子支部に権利保全の仮処分を申請し、同時に駐車場を経営する会社の立ち入りを禁止した。これに対して、その会社は異議申立てを行い、地裁は、「調布市が仮処分の根拠とした三十六年六月の都告示は、河川法適用範囲が明確でない」として異議申立てを認め、仮処分を停止した。

提訴

この地裁決定を受けて、九月十八日に招集された「昭和四十四年第三回定例会」において、この日、議会は、「調布市市民運動場等につき占有回収等請求事件の訴えの提起について」を上程し、満場一致で即決した。これにより、市は、駐車場を経営する会社を相手取り、野球場復元に要する費用の弁償などを要求して、本訴として争うことになり、地裁八王子支部に訴訟手続きをとったのである。

全員協議会

での協議

九月二十七日、「昭和四十四年第三回定例会」の休憩中に、全員協議会が開かれ、係争中のため使用できなくなった市民総合グラウンド野球場の代わりに多摩川左岸にある小田急電鉄の社有地を買収して、河川敷に代わる本格的な市民グラウンドを造ること、及びその予算措置について協議が行われた。そして、その結論を受けて、同日、「私有財産の取得について」と「昭和四十四年度調布市用地特別会

計補正予算（第一号）について」の二件が提出され、それらは九月二十九日に可決された。

市民体育施設条例制定 昭和四十六年六月二十三日、「昭和四十六年第二回定例会」において「調布市民体育施設条例制定について」が可決された。本条例は多摩川緑地グラウンドの開設に伴って制定されたものであった。

二 公害防止への即応

カドミウム汚染米

昭和四十年代中ごろは全国的に公害に関心が集中した時代であり、したがって、基礎自治体に対して地域住民の健康を守るために公害の発生した場合には即対応することが求められた。

昭和四十五年十一月九日、議会閉会中に全員協議会が開かれ、市内を流れる府中用水においてカドミウムが発見されて問題となっていたところに加えて、市内の昭和四十四年度産出来米から東京都の基準を超えたカドミウムが検出されたことが報告された。かくして、調布市の公害問題に対処するために各派幹事長会は、十二月議会において特別委員会を設置することを申し合わせた。

昭和四十五年十二月十日、第四回定例会が招集され、その本会議第八日（十二月十八日）に議長から「調布市公害対策特別委員会」の設置が協議され、全員一致をもってそれは設置することに決定した。

汚染米対策

特別委員会が設置された日、東京都は検査結果を発表した。それによると、調布市においては上石原地区から○・五五PPM、飛田給地区から○・五四PPMと、東京都の基準の○・四PPMを超えるカドミウムが検出された。

そこで、第四回定例会の最終日（十二月二十三日）に、公害対策費としてカドミウム含有米食用防止のため農家に応急米を配給する費用、並びに市独自に重金属の濃度分析を行うための費用（総額七三〇万四〇〇〇円）を計上した「昭和四十五年調布市一般会計補正予算（第六号）について」が提出され、即日可決された。

年が明けると、今度は野川流域地区からカドミウムに汚染された野菜が発見された。このことは三月二日に開かれた「調布市公害対策特別委員会」で報告され、また、三月十日に招集された「昭和四十六年第一回定例会」において、この日、会期の決定に続いて、市長から「カドミウム汚染対策」についての報告が行われた。

市は、汚染野菜を買いあげたり、また集団検診を行うなどいろいろな対策を講じたが、結局のところ、調布市付近にカドミウムを扱う工場がないことから、原因は分からずじまいであった。

「調布市公害対策特別委員会」は選挙後の「昭和四十六年第二回定例会」でも継続して設置されたが、その主たる活動は多摩川沿い自動車道路建設問題に移り、昭和四十七年六月九日に開かれた委員会において「多摩川沿い自動車道路建設問題に関する請願」を不採択と決定した後、これが本会議で了承されれば、委員会の任務は終了とすることが確認された。そして、「昭和四十七年第二回定例会」本会議第四日、調布市公害対策特別委員会は委員長報告をもって解散した。

第六章 市議会は市民とともに（昭和四十六年六月～昭和五十年五月）

序説 時代の背景

一 当選者の決定

1 市議会議員選挙

四月二十五日執行 本書第一部の最終となる四年間の議会のメンバー市議会議員選挙 を選ぶ調布市議会選挙は昭和四十六（一九七二）年四月二十五日に執行された。当日有権者数は一〇万人の大会に乗り、一〇万六九七人を数えた。

投票者数は六万九〇三人で、投票率は六〇・四八%と、前回よりも六ポイントほどアップし、第一回の市議会議員選挙以来の投票率の下降傾向に歯止めがかかった。この投票率のアップに貢献したのは女性有権者であった。なぜなら、男性の投票率が五六・五四%であるのに対して、女性のそれは六四・五二%であったからである。

今回の選挙には四六人が立候補し、トップ当選は二二八七票を獲得した西山知夫議員（社会党）であった。女性の当選者は二人であった。

表61から明らかであるように、選挙結果は、多党化分立現象に一層の拍車がかげられたことを示した。すなわち、無所属を名のる議員は三人しか当選せず、残る二七人はすべて政党の看板を背負って当選した人たちであった。当選者の政党構成を見ると、自由民主党が九人で、日本社

表 61 市議会議員選挙の結果*（昭和四十六年四月二十五日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	得票数*
当	西山知夫	日本社会党	現	二、二八七
当	原山種	日本社会党	現	二、〇三〇
当	青柳源一	公明党	現	二、〇五三
当	菊地久男	公明党	現	二、〇二九
当	児玉美年子	日本共産党	現	一、九六八
当	福重隆夫	公明党	現	一、八八五
当	任海千衛	日本共産党	現	一、八五〇
当	入江一郎	日本共産党	現	一、八三七
当	山口徹	公明党	現	一、八〇一
当	山岡兼治	自由民主党	現	一、七四二
当	増岡治	自由民主党	現	一、六七七
当	有地正三	日本社会党	現	一、六四九
当	福地守夫	日本共産党	現	一、六三九
当	本多八郎	自由民主党	現	一、六三二
当	熊澤喜由	自由民主党	現	一、五七二
当	鈴木良雄	自由民主党	現	一、五一九
当	鈴木好子	民社党	現	一、四五七
当	竹部治	自由民主党	現	一、四〇九
当	薫森吉	自由民主党	現	一、三五九
当	小川貞一	無所属	現	一、三五三
当	水太一	無所属	現	一、三五一
当	反町秀雄	日本社会党	現	一、三五四
当	中山良	自由民主党	現	一、三三四
当	浅田耕一	自由民主党	現	一、三〇七
当	山岡昇平	無所属	現	一、二二六
当	清水美尚	自由民主党	現	一、一五二
当	安孫子昌美	民社党	現	一、一五二
当	豊山郎	日本社会党	現	一、一五二
当	森田八郎	日本社会党	現	一、一五二
当	片岡将	日本社会党	現	一、一五二
当	大竹正生	自由民主党	現	一、〇九〇
当	大久保正	自由民主党	現	一、〇八九
当	倉田正雄	無所属	現	一、〇五七

*次点までの氏名をあげた。

**得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

会党に代わって第一位に躍り出た。また、共産党が前回の倍増の四議席を獲得し、その躍進ぶりが目立った。

昭和四十九年七月十四日 昭和四十九（一九七四）年七月十四日、市長執行市議会議員補欠選挙 選挙とあわせて市議会議員補欠選挙が同時に行われた。今回の補欠選挙は、昭和四十六（一九七一）年十月二十九日に助役を二人とする「調布市助役定数条例」が制定され、そして反町秀雄議員（社会党）が助役に就任するために十一月四日に議員を退職したことに伴う選挙であった。

一議席をめぐって四人が立候補し、結果は小池一郎（社会党）が次点に一万票近い差をつけて当選を決め、議席を確保すると同時に、調布市は日本社会党が強いということを証明した（表62）。当日有権者数は一〇万九三五五人、投票者数は五万三二九二人、投票率は四八・六四％であった。

表62 市議会議員補欠選挙の結果（昭和四十九年七月十四日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数
当	小池 一郎	日本社会党	新	二五、二二四
	吉尾 勝 征	自由民主党	新	一五、四八三
	飯野 ひさ子	日本共産党	新	一一、二六一
	梅谷 芳 光	選挙公正同盟会	新	二〇〇

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

2 市長選挙

昭和四十九年七月十四日 市長選挙は四選を目指した本多嘉一郎市長と日執行調布市長選挙 新人との戦いとなり、本多市長が相手に約二万三〇〇〇票の大差をつけて当選した（表63）。投票率は持ち直し、前

回よりも約四ポイントアップの四八・六五％であった。

表63 市長選挙の結果（昭和四十九年七月十四日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数
当	本多 嘉一郎	七〇	日本社会党	現	三七、六一四
	早川 のりお	四一	無所属	新	一四、六三八

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

本多市長は、四期目ということもあり、「市報ちようふ」（昭和四十九年八月五日号）の「四選にあたり」においても、また八月六日招集の「昭和四十九年第二回臨時会」の市長の就任あいさつにおいても特段これからの四年間の市政運営についてその所信を述べるといふことはしなかったが、既に長期総合計画の策定もされており、しかもその七〇歳という年齢からしても、また多選ということからしても、本多市政仕上げの時期を迎えつつあることは誰の目にも明らかであった。

二 四年間の世の中の動き

昭和四十六年六月から昭和五十（一九七五）年五月までの四年間は以下のような動きが目にとまる時代であった。

政治の動き

振り返れば、昭和四十六年四月十一日に行われた東京都知事選挙には一三人が立候補したが、公明党と民社党は候補者の擁立を見送り、自主投票としたため、事実上、社会党及び共産党推薦の現職美濃部亮吉知事対自由民主党推薦の前警視総監秦野章との一騎打ちであった。しかし、本当のところは、美濃部都知事が掲げた『ストップ・ザ・サトウ』のスローガンに端的に示されるように、彼の標的は佐藤栄作首相であり、したがって、その意味においては、今回の

東京都知事選挙は、都政が国政に、換言すれば、地方が中央に対して挑んだ保革対決の選挙となった。

選挙は都民の関心の高さを反映して、投票率は過去最高の七二・三六%を記録した。女性の投票率は、男性のそれが七〇・一〇%であったのに対し、七四・六六%であり、女性の政治参加が投票率最高記録を作るのに大きく貢献したのであった。

選挙結果は、美濃部候補者が秦野候補者に一六七万票近い大差をつけて再選を果たした。一候補者が三六〇万以上の票を集めるということは空前絶後のことであった。そして、美濃部都知事が再選されたことにより、都市政治に新しいうねりが生ずることになった。

なお、調布市における都知事選の当日有権者数は一〇万二八〇〇人、投票者数は七万一四六一人、そして投票率は六九・五%であり、全体の投票率に比べての調布市におけるその低さが目立った。しかし、表64の数字が示すように、調布市は革新の土地柄だけあって、一位と二位との票差は大差であった。

表64 東京都知事選挙の結果*（昭和四十六年四月十一日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	調布市得票数	全体得票数
当	美濃部亮吉	無 所 属	現	四八、五七三	三、六一五、二九九
当	秦野 章	無 所 属	新	二一、八七〇	一、九三五、六九四

*次点までとした。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

また、都議会議員選挙は昭和四十八（一九七三年七月八日）に行われ、定数一二五人に対し二三人が立候補した。二三人という数はこれまでで最少の立候補者数であった。結果は、自民党が五一議席、公明党が

二六議席、共産党が二四議席、社会党が二〇議席、民社党が二議席、そして無所属が二議席という結果であった。今回の選挙の注目点は社会党の凋落ぶりであった。すなわち、前回の選挙で第一党から第三党に転落したと思ったら、今度は共産党にも抜かれて、第四党になった。社会党とは逆に、共産党は議席を六つも伸ばした。

調布市における都議会議員の選挙結果（表65）は、過去三回トップの座を守ってきた神林芳夫都議会議員がその座を新井一男都議会議員に譲った。これは、日本社会党の牙城であった調布市においても社会党衰退の影が忍び寄ってきていることをうかがわせるものであった。なお、調布市の当日有権者数は一二万一八〇一人、投票者数は六万二一四三人、そして投票率は全体のそれよりも約五ポイント低い五五・五%であった。

表65 東京都議会議員選挙の結果（昭和四十八年七月八日執行）

当落	候補者氏名	党 派	新現元	調布市得票数	全体得票数
当	新井 一男	自由民主党	現	二四、〇二四	三四、一〇〇
当	神林 芳夫	日本社会党	現	二二、五二四	二九、八〇八
当	田賀おとめ	日本共産党	新	一五、一六八	二一、九四九

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

この期間の政界の動きとしては、昭和四十七（一九七二）年六月十七日、佐藤栄作首相は退陣を表明した。そして七月五日、田中角栄が自民党大会において自民党総裁に選出され、七月六日、第六九臨時国会において第六四代内閣総理大臣に指名された。

佐藤は、桂太郎に次ぐ総理大臣在任七年八カ月という長期にわたって

政権を担当し、昭和四十七年五月十五日には沖縄の本土復帰を果たすなどの業績を残したが、しかし、佐藤に対する国民の気持は上がらず、長期政権の間、自由民主党の支持率は下降傾向を示した。特に公害問題は国民の佐藤内閣への批判に拍車をかけた。かつては高度経済成長の是正と社会開発をうたい文句として登場した佐藤内閣ではあったが、結果的には高度経済成長のゆがみはますます深刻の度を増していったのである。もちろん、佐藤は公害に対して手をこまねいていたわけではなかった。佐藤は、その政権末期まで公害対策に心を砕いた。実際に、「環境白書」の閣議了承（六月三日）も、また公害行政を調整する環境庁の発足（七月一日）も佐藤在任中に行われた。

さて、不人気な佐藤に代わって、「決断と実行」を標ぼうし、「日本列島改造論」と「日中国交正常化」の二つの政策目標を引っ提げて登場したのが「コンピュータ付きブルドーザー」の異名をとる田中角栄である。

田中は「今太閤」ともてはやされ、内閣発足時の支持率は、六二%（読売新聞調べ）とそれまでの歴代内閣の最高を記録したが、昭和四十八（一九七三）年四月には佐藤内閣時代の最低を下回る二〇%を切るまで落ち込んだ。田中内閣にとどめを刺したのは「金脈問題」であった。かくして、昭和四十九（一九七四）年十一月二十六日、田中は退陣を表明し、ここに二年五カ月にわたった田中政権は幕を閉じた。

田中の後継の自民党総裁には椎名悦三郎自民党副総裁によって三木武夫が裁定された。これが「椎名裁定」である。この時、「青天の霹靂」という言葉が流行した。

経済の動き

経済面では、昭和四十六（一九七二）年八月十五日、ニクソン大統領は、金とドルの交換停止及び一〇%の輸入

課徴金実施などのドル防衛政策を発表した。これにより翌十六日の東証ダウ株価は大暴落し、二十八日には円が一時的に変動相場制に移行された。これがいわゆる「ドル・ショック」である。十二月二十八日、一〇カ国蔵相会議は、円を一ドル三〇八円と決定した。これが「スミソニア体制」である。しかし、円高ドル安には歯止めはかからず、昭和四十八年二月十日、ドル売りが殺到し、東京外国為替市場は閉鎖した。二月十二日、ニクソンはドルの一〇%切り下げを発表し、翌十三日、日本政府は円の変動相場制移行を発表した。

為替と並ぶ、経済面でのもう一つの大きな出来事は物価の上昇であった。田中内閣の目玉、「日本列島改造論」は物価の急激な上昇をもたらした。それは「狂乱物価」と呼ばれた。

田中内閣スタート後、半年もたたないうちに物価は大幅上昇を示した。すなわち、日本銀行は昭和四十七年十二月十二日に、十一月の卸売物価指数が対前月比二・三ポイント上昇したと発表した。この率は、戦後の混乱期を除けば、朝鮮戦争の昭和二十八（一九五三）年八月とスエズ動乱の昭和三十一年（一九五六）年九月の一・九ポイントを上回る戦後最悪の物価高騰であった。

しかも悪いことに、これに「石油危機（オイルショック）」が追い討ちをかけた。昭和四十八年十月六日から始まった「第四次中東戦争」に際して、OPEC（石油輸出国機構）は、欧米先進諸国がイスラエルを支援したことへの対抗措置として十一月五日に石油価格の値上げと輸出禁止を発動した。輸入石油依存国の日本は大打撃を受け、「狂乱物価」と名付けられたように経済は混乱した。これに昭和四十八年十一月九日の「トイレットペーパー」騒動などによって引き起こされた「モノ不足」

が加わり、十二月二十八日総理府発表の十二月中旬の卸売物価指数は前年同月比の二八・六ポイントの上昇を示した。

かくして、昭和四十九年には日本は、戦後初のマイナス経済成長（実質でマイナス〇・五ポイント）を記録した。いずれにしても、これらのショックを契機に日本経済は高度経済成長時代に終わりを告げ、そして低成長時代へと突入するのである。

社会の動き

社会の動きに目を転ずれば、取り上げるべきはやはり公害問題であろう。いわゆる「四大公害訴訟」の裁判は昭和四十六年から昭和四十八年の間に行われ、いずれも患者・住民側が勝訴した。それらを順にあげると、昭和四十六年六月三十日、富山地方裁判所は、イタイイタイ病の主因がカドミウムであると判決した。九月二十八日には新潟地方裁判所が、水俣病の原因は昭和電工鹿瀬工場の廃水であると認定した。昭和四十七年七月二十四日、津地方裁判所は、四日市ぜんそく訴訟で被害者側の主張を認めた。そして、熊本地方裁判所は、昭和四十八年三月二十日、チツソの過失責任を認定した。

事件として人々の注目を集めたのは、昭和四十七年二月十九日の連合赤軍メンバーによる「浅間山荘事件」であった。事件解決後、リンチ殺人事件が明るみに出たことよって、人々の間にあった学生・労働者による左翼運動へのシンパシーは急速になえていった。

世界の動き

世界の動きということでは、それは何といっても中国をめぐる動きであった。まず、アメリカが動いた。すなわち、昭和四十六年七月十五日、ニクソン大統領は、「アメリカは中国との国交正常化を目指して交渉を開始した」と発表した。

その三カ月後の十月二十五日、国連総会でアルバニア案（中国招請・

台湾追放案）が可決され、中国の国連加盟が決定した。この時、日本は否決された逆重要事項指定決議案（台湾の追放は重大事項なので、その決定には三分の二の多数の賛成を必要とするという案）の提案国として行動し、内外にその外交音痴ぶりを知らしめるという失態を演じた。

米中接近は急速に進み、昭和四十七年二月二十一日にニクソン大統領みずからが訪中し、二十七日に米中共同声明（上海コミュニケ）が出された。日本の動きはどうかというと、佐藤内閣はその波に乗り損ねたが、「日中国交正常化」を唱えて首相の座を射止めた田中角栄は早速行動に移り、首相就任後三カ月にもならない九月二十五日に訪中し、そして二十九日に長年の懸案であった日中国交正常化を成し遂げた。

なお、日本にショックを与えたニクソン大統領であったが、昭和四十七年六月十七日に民主党全国委員会本部に盗聴器を仕掛けようとして侵入した五人が逮捕されたことが発端となった「ウォーターゲート事件」に関与したということで、昭和四十九年七月二十七日、米下院司法委員会がニクソン大統領弾劾訴追を可決したことを受けて、八月八日、大統領を辞任した。

最後にもう一つだけ書きとどめれば、昭和五十（一九七五）年四月三十日、南ベトナムのミン政権は無条件降伏し、北ベトナム解放戦線軍がサイゴンへ無血入城した。そして五月三日、サイゴン放送は、南北ベトナムの境界線が解放されたと報じた。これが「ベトナム戦争」の終結宣言であった。

昭和四十六年六月から昭和五十年五月という期間は、いかなれば、日本が政治的にも、経済的にも、社会的にも、そしてまた国際的にも大きな転換期を迎えた時代であったのである。

第一節 議会活動

一 議会の構成

(一) 選挙後一年目の役員人事（昭和四十六年六月～昭和四十七年五月）

1 市議会三役人事

会期延長
昭和四十六年六月十一日、新人議員にとつては待ちに待った「昭和四十六年第二回定例会」が招集された。年長議員

の豊山八郎議員（明治三十七年十一月八日生まれ）が臨時議長となり、直ちに議事に入ったが、役員構成について結論が出なかつたことから、この日は、会期を六月十四日までの四日間と決めただけで散会した。

しかし、六月十四日になつても結論は出ず、会期は二十三日まで再延長された。なお、六月議会の会期は、給水条例の一部改正、料金改定をめぐつて会議がもめたことから、結局、二十九日まで再々延長された。

議長選挙
六月十六日、「議長の選挙について」が上程され、投票が行われた。投票総数及び有効投票は三〇票で、熊澤喜由議員（自民党）が二六票、入江一郎議員（共産党）が四票であつた。かくして、熊澤議員（任期は昭和四十六年六月十六日～昭和四十七年六月二十一日）が第一四代調布市議会議長に当選した。

副議長選挙
議長選挙に引き続き、副議長選挙が行われ、投票の結果は、有効投票が二六票、白票が四票であつた。そして、

二六票を獲得した森田孟議員（社会党）が第一九代の副議長に選出された。

もちろん、正副議長選挙が投票で行われたからといつても、前述の数字から明らかなように、それは、最大会派の自民党から議長を、第二会派の社会党から副議長を出すという話し合いが事前に行われていたことでの形式的な投票であつた。

監査委員（議
選）の選任
監査委員の選任の同意を求める議案、「調布市監査委員の選任について」は六月十七日に上程され、菊地久男

議員（公明党）（任期は昭和四十六年六月十七日～昭和四十七年六月二十一日）の議選での選任が同意された。

2 正副委員長の決定

常任委員会
調布市議会常任委員会委員の選任は、六月十七日に行われ、総務常任委員長には反町秀雄議員（社会党）、同副委員長には福重隆夫議員（公明党）が、建設常任委員長には中山貞良議員（自民党）、同副委員長には有山守三議員（社会党）が、厚生常任委員長には青柳源一議員（公明党）、同副委員長には福地正夫議員（共産党）が、財政経済常任委員長には豊山八郎議員（社会党）、同副委員長には清水美尚議員（自民党）が選出された。

昭和四十六年十二月十三日、「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例について」が上程され、同日可決された。これによつて、「厚生常任委員会」及び「財政経済常任委員会」はそれぞれ「福祉環境常任委員会」及び「社会文教委員会」に改称され、また、所管替えも同時に行われた。福祉環境常任正副委員長には厚生常任正副委員長が、そして社会文教正副委員長には財政経済常任正副委員長が横滑りした。

また、この日助役に選任された反町秀雄議員の辞職が許可されたことに伴う人事として総務常任委員長には安孫子昌美議員（民社党）が選出

された。

昭和四十六年六月から昭和四十七年五月までの期間において特別委員会
特別委員会
は六つ設置された(表66)。

それらの特別委員会のうち、「調布市公害対策特別委員会」は、相次ぐカドミウム汚染問題に対処するために、前議会において任期満了により解散した「調布市公害対策特別委員会」と同一の名称を引き継いで今議会においても設置されたものである。

また、「都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会」は九月十六日の設置となっているが、実際の設置日は八月十七日であった。その経緯を簡単に述べれば、この日、本多市長の要請により、全員協議会が開催された。案件は一 下布田第一、第三都営住宅の改築計画について、と二 電電公社調布団地計画についての二点であった。そこで、関係者からの説明を受けた後、協議に入り、それらに対処するために特別委員会を設け、本日、事実上委員会を発足させることにし、そして正式に設置するのは九月議会の本会議とすることが決定されたということであった。

さらに、「公共事業補償に関する調査特別委員会」は、一〇〇条調査権の付与された、いわゆる一〇〇条委員会であった。

そして、「基地返還並びに飛行場反対対策特別委員会」は「基地返還対策特別委員会」に審査項目を追加して、その名称を変更したものであった。加えて、「基地関東村返還対策特別委員会」は「基地返還対策特別委員会」の解散に伴って新たに設置されたものである。したがって、三特別委員会の正副委員長は同一人物が務めた。

表66 市議会議員選挙後1年目に設置された特別委員会 (昭和46年6月～昭和47年5月)

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和46年 6月19日	調布市公害対策 特別委員会	8	豊山 八郎 (社会党)*	増岡 兼治 (自民党)*	調布市における公害に対処する ため	昭和47年 6月15日
昭和46年 9月16日	都営高層住宅並 びに調布団地対 策特別委員会	8	安孫子昌美 (民社党)*	西山 知夫 (社会党)*	都営高層住宅並びに調布団地対 策について	昭和50年 5月31日
昭和46年 9月25日	公共事業補償に 関する調査特別 委員会	8	小川 広吉 (自民党)*	山口 徹 (公明党)*	公共事業補償に関する調査	昭和47年 9月22日
昭和46年 9月25日	基地返還対策特 別委員会	8	有山 守三 (社会党)*	山岡 昇平 (自民党)*	調布基地の返還に関する一切の 事項及び事務手続に関すること	昭和47年 1月25日
昭和46年 12月23日	基地返還並びに 飛行場反対対策 特別委員会	8	有山 守三 (社会党)*	山岡 昇平 (自民党)*	飛行場使用反対に関する一切の 事項及び事務手続に関すること	昭和47年 1月25日
昭和47年 1月25日	基地関東村返還 対策特別委員会	8	有山 守三 (社会党)*	山岡 昇平 (自民党)*	基地関東村返還に関する一切の 事務及び事務手続に関すること	昭和49年 12月13日

*所属会派は昭和46年6月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』、平成16年3月、194—195頁

(二) 選挙後二年目の役員人事（昭和四十七年六月～昭和四十八年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

「昭和四十七年第二回定例会」は六月十二日に招集された。しかし、六月議会は招集されたものの、十三日及び十四日は議事運営について最終決定に至らないということで散会となり、また十六日から十八日の三日間は、議会役員構成について各会派間で協議するためということで休会となり、そして、十九日及び二十日は議会役員構成について各会派間結論に達しないということで散会となる、といったような状況が続いた。六月二十一日、各会派間でようやく調整がつき、「議長の辞職願について」が上程され、これが許可されたのを受けて、直ちに「議長の選挙について」が議題とされ投票が行われた。投票総数及び有効投票は二九票で、結果、一七票を獲得した安孫子昌美議員（民社党）が第一五代調布市議会議長に選出された。残る一二票は薫森貞治議員（自民党）に投ぜられた。

この議長選挙は革新連合軍の勝利であり、かくして、自民党は過去三年間守り続けてきた議長の座を明け渡すことになった。

副議長選挙

引き続き行われた副議長選挙も革新連合が勝利した。すなわち、「副議長の辞職願について」が許可されたのを受けて、副議長選挙が投票によって行われた。結果は、森田孟議員（社会党）一七票、白票一一票、他事記載一票であった。かくして、森田副議長（任期は昭和四十六年六月十七日～昭和四十八年六月十一日）が再選された。

表67 市議会議員選挙後2年目に設置された特別委員会（昭和47年6月～昭和48年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和47年 6月15日	行政区画対策特別委員会	8	青柳 源一 (公明党)*	片岡 将 (社会党)*	調布市と三鷹市との行政区画に関する諸問題解決のための調査並びにその対策について	昭和50年 5月31日
昭和47年 6月15日	京王線対策特別委員会	10	西山 知夫 (社会党)*	菊地 久男 (公明党)*	調布駅の高架化とそれに伴う地域総合開発、つつじヶ丘駅のホーム延長並びに調布市内の京王沿線の諸問題解決に関する調査とその対策について	昭和50年 5月31日
昭和47年 12月13日	補助金等適正化調査特別委員会	9	青柳 源一 (公明党)*	原川 利種 (社会党)*	調布市から各種団体への補助金、負担金等について	昭和48年 9月26日

*所属会派は昭和47年6月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

監査委員（議選）の選任 議選の監査委員の選任の同意を求める議案、「調布市監査委員の選任について」は六月二十一日に上程され、

福重隆夫議員（公明党）（任期は昭和四十七年六月二十一日〜昭和五十三年六月六日）の選任が同意された。

2 正副委員長の決定

六月二十一日にはまた、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の改選が行われた。

そして、総務常任委員長には福重隆夫議員（公明党）、同副委員長には児玉美年子議員（共産党）が、建設常任委員長には有山守三議員（社会党）、同副委員長には増岡兼治議員（自民党）が、福祉環境常任委員長には豊山八郎議員（社会党）、同副委員長には菊地久男議員（公明党）が、社会文教常任委員長には大竹正生議員（新政会）、同副委員長には入江一郎議員（共産党）が選出された。

特別委員会

昭和四十七年六月から翌四十八年五月までの期間においては前議会から継続の「調布市公害対策特別委員会」、「都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会」及び「基地関東村返還対策特別委員会」の三つに加えて、三つの特別委員会が新たに設置された（表67）。なお、「調布市公害対策特別委員会」は、六月十五日に委員長報告が了承されたことよって同日解散した。また、安孫子都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員長が議長に就任したことに伴い、その後任の委員長には副委員長の西山議員が、そして副委員長には福重隆夫議員（公明党）が選出された。

(三) 選挙後三年目の役員人事（昭和四十八年六月〜昭和四十九年五月）

1 市議会三役人事

役員改選の行われる六月議会の「昭和四十八年第二回定例議長選挙」は六月六日に招集され、六月十一日、議長選挙が行わ

れた。この日、「議長の辞職願について」が上程、許可されたのを受けて「議長の選挙について」が議題とされ投票が行われた。投票総数は二七票、そのうち有効投票が一九票、白票が八票であった。結果、一九票を獲得した安孫子議長（任期は昭和四十七年六月二十一日〜昭和四十九年六月八日）が再選された。

副議長選挙 引き続き副議長選挙に移り、本多八郎議員（社会党）（任期は昭和四十八年六月十一日〜昭和四十九年六月八日）

が一九票を獲得し、第二〇代の副議長に選出された。投票総数は二七票、そのうち、有効投票が一九票、白票が八票であった。

2 正副委員長の決定

常任委員会 昭和四十八年六月六日、「調布市議会委員会条例の一部を改正する条例について」が提出され、翌六月七日に可決

された。これによって、「福祉環境常任委員会」に代わって「厚生常任委員会」が復活し、また「社会文教常任委員会」は「文教常任委員会」となった。

改正委員会条例の下での「調布市議会常任委員会委員の選任について」は六月十二日に上程され、同日可決された。そして、総務常任委員長には福重隆夫議員（公明党）（再任）、同副委員長には片岡将議員（社会党）が、建設常任委員長には西山知夫議員（社会党）、同副委員長には水上

表68 市議会議員選挙後3年目に設置された特別委員会（昭和48年6月～昭和49年5月）

設置日	委員会名	委員数	委員長	副委員長	設置目的	解散日
昭和48年 6月20日	滝坂小学校開校 百周年記念誌不 実記載事件調査 特別委員会	9	片岡 将 (社会党)*	大竹 正生 (新政会)*	誤謬記載が行われた事情について、もし誤謬が事実であった場合の責任の所在並びにその事後処理について	昭和50年 5月31日

*所属会派は昭和48年6月時点

出所：調布市議会事務局、『調布市議会先例集』

太一議員（新政会）が、厚生常任委員長には児玉美年子議員（共産党）、同副委員長には原川利種議員（社会党）が、文教常任委員長には大竹正生議員（新政会）（再任）、同副委員長には山口徹議員（公明党）が選出された。

特別委員会

昭和四十八年六月から昭和四十九年五月の期間に市議会に設置された特別委員会は六つであり、「都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会」、「基地関東村返還対策特別委員会」、「行政区画対策特別委員会」、「京王線対策特別委員会」、及び「補助金等適正化調査特別委員会」の五つは継続であり、また、正副委員長の交代は行われなかった。

そして、新たに設置された特別委員会は一つだけであった（表68）。

（四）選挙後四年目の役員人事（昭和四十九年六月～昭和五十年五月）

1 市議会三役人事

議長選挙

「昭和四十九年第二回定例会」は六月五日に招集され、そして、議長選挙は六月八日に行われた。この日、議長の辞職願が許可されたのに続いて、「議長の選挙について」が議題とされ、直ちに投票が行われた。投票総数及び有効投票は二五票で、二五票を獲得した西山知夫議員（社会党）（任期は昭和四十九年六月八日～昭和五十年五月三十一日）が第一六代調布市議会議長に就任した。

副議長選挙

また引き続き行われた副議長選挙は、投票総数が二八票、有効投票が二四票で、結果は、大竹正生議員（新政会）が一九票、小川広吉（自民党）が六票であった。かくして、大竹議員（任期は昭和四十九年六月八日～昭和五十年五月三十一日）が第二代の副議長に選出され、正副議長のポストから遠ざかっていた保守が事前の根回しによってひとまず副議長のポストを奪還したのであった。

2 正副委員長の決定

常任委員会

正副議長選挙が行われたのと同じ日の六月八日、「調布市議会常任委員会委員の選任について」が上程され、常任委員の選任が行われた。そして総務常任委員長には福重隆夫議員（公明党）（再任）、同副委員長には小川広吉議員（自民党）が、建設常任委員長には有山守三議員（社会党）、同副委員長には青柳源一議員（公明党）が、厚生常任委員長には鈴木良雄議員（自民党）、同副委員長には原川利種議員（社会党）（再任）が、文教常任委員長には片岡将議員（社会党）、同副委員長には山口徹議員（公明党）（再任）が選出された。

特別委員会

昭和四十九年六月から昭和五十年五月までの期間に設置された特別委員会は五つで、すべて継続されたものであった。そのうち、「都営高層住宅並びに調布団地対策特別委員会」は、正副委員長が交代し、委員長には福重隆夫議員（公明党）が、同副委員長には原川利種議員（社会党）が選出された。また、「京王線対策特別委員会」と「滝坂小学校開校百周年記念誌不実記載事件調査特別委員会」は、副委員長の交代が行われ、京王線対策特別委員長には本多八郎議員（社会党）が、そして滝坂小学校開校百周年記念誌不実記載事件調査特別副委員長には大久保正義議員（政研会）が就任した。

3 会派の動向

本章序説の冒頭のところで指摘したように、昭和四十六年四月二十五日に行われた市議会議員選挙の結果は、調布市議会

において多党化分立現象に一層の拍車がかげられたことを示した。そして、その結果を反映して、選挙後の初議会に先立ち、次の六会派から会派結成日を六月十一日付けとする会派届けが出された。

- ・自由民主党（所属議員数二一人）
- ・日本社会党（同八人）
- ・公明党（同四人）
- ・日本共産党調布市議会議員団（同四人）
- ・民社党（同二人）
- ・政研会（同一人）

自民党の分裂

選挙後の市議会では最大会派を誇った自民党であったが、昭和四十七年七月十日に二人が脱会し、そして昭和四十九年七月三十日及び十二月七日にはそれぞれ一人が脱会すると

いったように数を減らし、それに応じて影響力に陰りが生じ、結果として、三役ポストに食い込めないというはめに陥った。それはそれとして、昭和四十七年七月十日、自民党を脱会した二人は「新政会」を結成した。そして、昭和四十九年七月三十日には「無所属」が結成され、二月九日にこれに一人が加わり、「無所属」は二人になった。

二 議会の動き

ここで記述されることは、六月から五月までの期間を一年度とし、各年度において記録にとどめるべきものとみなされる議会の動きである。

1 昭和四十六年度の動き

「昭和四十六年第二回定例会」から「昭和四十七年第一回定例会」まで開会された定例会及び臨時会の数は、前者が

四回、後者が三回の合わせて七回であった。そして、議会に提出された

議案の総数は一八四件であった。

また、昭和四十六年度においては以下の意見書及び決議が可決された。

- ・日米両政府による沖縄協定の調印に抗議する決議（昭和四十六年第二回定例会）
- 六月二十九日可決

・北方領土返還に関する決議（昭和四十六年第二回定例会）六月二十九日可決



議会風景（昭和46年）

・日中友好を促進し国交回復を求める決議（昭和四十六年第三回定例会）九月二十五日可決）

・都市政策強化に関する要望決議（昭和四十六年第三回定例会）九月二十五日可決）

・日米両国政府間繊維貿易協定破棄に関する決議（昭和四十六年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・盲人並びに身体障害者に対する航空旅客運賃の割引に関する意見書（昭和四十六年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・公団住宅家賃値上げ反対に関する意見書（昭和四十六年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・調布基地全面返還と飛行場使用反対に関する決議（昭和四十六年第四回定例会）十二月二十三日可決）

・調布基地全面返還と跡地利用に関する意見書（昭和四十七年急施臨時会）一月二十五日可決）

・立川基地への自衛隊強行移駐に抗議する決議（昭和四十七年第一回定例会）三月三十一日可決）

助役二人制
昭和四十六年十月二十六日に招集された第一回臨時会において、この日、「調布市助役定数条例の制定について」

が上程され、同日可決された。これは助役の定数を二人に増員する条例である。そして、十一月四日に「調布市助役の選任について」が提出され、反町秀雄議員（社会党）を助役に選任することが同意された。そして、この日、反町議員は辞職した。

予算関係審査特別委員会の設置
昭和四十七年三月十日、昭和四十七年度の予算を審議する三月議会が招集され、三月十三日、新年度の

一般会計予算などを審議するための「予算関係審査特別委員会」（全議員で構成）が設置された。これは、昭和四十六年十一月十七日に開かれた全員協議会における予算及び決算については特別委員会を設けるという決定に従って設置されたものであった。

昭和四十七年度 市長施政方針演説
三月十四日に行われ、その基本的施策の説明に立った本多市長は、次のように述べた。すなわち、就任以来一〇回にわたり予算を策定、その間あらゆる施策を「健康住宅都市」実現のため展開してきた。

私の市政運営に関する基本的な考え方は、市民の声を背景にして市民生活優先の原理を市政の中に確立することである。いま「長期総合計画」の策定にとりかかっているのも、多くの行政需要に対して、限られた財力の中でいかにこたえていくかが大きな課題であるからである。以上を念頭に描きつつ、健全財政の確保に努め、身近な問題から順次解決をはかるため、前年度に引き続き、一 教育事業に拍車をかけて、二 快適な生活環境づくり、三 恵まれない人たちの幸せを願って、四 市民の健康と安全を守って、五 調布市発展の基礎づくり、の五つの柱を施策のかなめとした。

提案された昭和四十七年度当初予算額は七億八千四百七十七万七千七百七十七円であり、そして三月三十一日に「昭和四十七年度調布市一般会計予算について」が可決されたことよって、予算額は確定した。

2 昭和四十七年度の動き

提出議案
昭和四十七年度（昭和四十七年六月～昭和四十八年五月）においては定例会は四回、臨時会は二回招集された。そして、都合六回開会された議会に提出された議案の総数は一九二件と前年

度よりも八件多く、一九〇件を超える大台に乗った。

また、昭和四十七年度には次の意見書及び決議が可決された。

- ・基地関東村都有地の再使用をやめ、基地の全面返還を要求するための決議（昭和四十七年第三回臨時会）八月十五日可決
- ・光化学スモッグ対策に関する決議（昭和四十七年第三回臨時会）八月十五日可決
- ・京王電鉄など私鉄運賃値上げに反対する決議（昭和四十七年第三回臨時会）八月十五日可決
- ・清水美尚議員に対する問責決議（昭和四十七年第三回定例会）九月十四日可決
- ・浅田耕一議員に対する問責決議（昭和四十七年第三回定例会）九月十四日可決
- ・米軍相模補給廠の機能を停止し、即時返還を要求する決議（昭和四十七年第三回定例会）九月二十二日可決
- ・老人対策に関する決議（昭和四十七年第三回定例会）九月二十二日可決
- ・米兵による沖縄県での日本人射殺事件に抗議する決議（昭和四十七年第三回定例会）九月二十二日可決
- ・立川基地の平和利用を求め、自衛隊の移駐に反対する決議（昭和四十七年第四回定例会）十二月十六日可決
- ・公共施設取得に関する特別立法措置を要望する意見書（昭和四十七年第四回定例会）十二月二十三日可決
- ・駐留軍労働者の雇用安定・離職対策拡充に関する決議（昭和四十七年第四回定例会）十二月二十三日可決
- ・七・四南北共同声明を支持し、朝鮮の自主的、平和的統一と日朝関係の正常化促進に関する決議（昭和四十七年第四回定例会）十二月二十三日可決
- ・公団住宅家賃値上げ反対に関する意見書（昭和四十七年第四回定例会）十二月二十三日可決
- ・付加価値税新設反対に関する決議（昭和四十七年第四回定例会）十二月二十三日可決
- ・北爆再開に抗議し、ベトナム和平を求める決議（昭和四十七年第四回定例会）十月二十三日可決
- ・公共下水道事業の財政確立に関する決議（昭和四十八年第一回臨時会）二月一日可決
- ・私立幼稚園園児の保護者に対する補助金対象者に関する意見書（昭和四十八年第一回臨時会）二月一日可決
- ・高校全入促進に関する意見書（昭和四十八年第一回定例会）三月二十九日可決
- ・調布飛行場の使用をやめさせ、すみやかに市民の手に取り戻すことを要求する決議（昭和四十八年第一回定例会）三月二十九日可決
- ・国鉄運賃値上げ反対に関する意見書（昭和四十八年第一回定例会）三月二十九日可決
- ・健康保険法改正に反対する決議（昭和四十八年第一回定例会）三月二十九日可決
- ・物価の値上げ反対に関する決議（昭和四十八年第一回定例会）三月二十九日可決

問責決議

昭和四十七年九月十二日、「昭和四十七年第三回定例会」が招集されたが、本会議開催前に開催された議会運営委員会において社会党及び公明党などの議員が自民党議員団研修視察中の清水美尚議員の行動を追及したことから、議会は実質的審議に入ることができなく、会期及び議席の一部変更を決定しただけでその日は散会した。

問題は、自民党市議七人が「市議会運営に関する研修」で九月四日から八日まで函館及び千歳市議会の活動状況について公費で視察に行った際、清水議員が自分の経営する不動産会社の女性事務員を同行して不動産取引をしてきたというものである。

九月十三日、各党派幹事長会が開かれ、その席で社会党、公明党、民社党及び共産党の各党派幹事長は自民党幹事長に対して、本会議において清水議員の陳謝と自民党の釈明を求めたが、自民党はこれを拒否し、会談は決裂状態となった。そこで、社会党及び公明党ら各党派は、九月十四日、次の内容の「清水美尚議員に対する問責決議について」と、そして会談での自民党幹事長の発言を捉えての「浅田耕一議員に対する問責決議について」の二件を上程し、両件は即日可決された。

【清水美尚議員に対する問責決議（要旨）】

各新聞に報道された内容は調布市議会にとつてははなはだ不名誉なことであり、特に行政視察に対し、市民の批判を受けるような行為はゆるがせにできない。また議会運営委員会の副委員長長の辞職願を提出しておきながら、特定多数の人に副委員長長の肩書きを入れての暑中見舞状は非常識というほかない。

これらはすべて議員としての常識にはずれた行為である。

よって調布市議会は清水議員にその反省を促し、責任を追及するものがある。

【浅田耕一議員に対する問責決議（要旨）】

六月定例会に際し開かれた幹事長会において、浅田幹事長は「報酬問題に関し、前議長の個人プレーである。また前自民党幹事長の行なったことは自民党の関知しないところである。」と無責任な発言をした。新聞報道によれば、あたかも報酬問題とかけ引き、あるいは取引が行なわれているように報じ、今回起きた清水議員問題の本質をすりかえようとしている。

九月十三日の幹事長会の席上で浅田幹事長は「記者会見の席上で報酬問題に言及していない」と明言しているが、幹事長会議で虚言をはいたというほかない。

これらは自治法などをもとに行なっている議会運営を根底からくつがえすものである。よって、議会の中において、その責任を強く追及し、責任をとることを要求する。

議長不信任決議

一方、自民党はこれに対抗して「調布市議会議長安

案の取り下げ 孫子昌美君の議長不信任決議について」を提出した。

しかし、九月十六日、自民党が正常化について申し入れを行い、話し合いの結果、各党派は正常化することについて了承し、そして自民党は議長不信任決議案を取り下げ、こうして会議は十八日に再開されたのである。

議会運営の 昭和四十七年十二月十三日に招集された第四回定例会か

一部変更 ーら議会運営が一部変更された。すなわち、今議会から、予算並びに決算について特別委員会を設けて審査していたやり方を改めて、所管部門ごとに各常任委員会において審査する方式が採られることになった。また、一般質問の部分は速記委託されることになった。

基本構想の議決

その第四回定例会の十二月二十一日、調布市の未来像を示した『基本構想』が策定されたことにより、市長提案の「調布市基本構想について」が上程され、全員協議会での審議の後、本件は二十三日に満場一致をもって可決された。

議決された基本構想は昭和六十年を目標年次とし、『あたたかい心のきずなと緑の風かおる都市環境の整った、新しい「ふるさと調布」の建設をうたったもので、そして『まちづくりの原則』及び調布市の都市像は次のように規定された。

《まちづくりの原則》

- 一、市民生活を健康で快適なものにするまちづくり
- 一、市民の連帯と自治によるまちづくり
- 一、市民の創造力と科学性が発揮されるまちづくり

《調布の都市像》

〔特性〕

- 1 美しい自然に恵まれたまち、
- 2 交通の便利なまち、
- 3 都心に向かう通勤者のまち

〔都市像〕

- 1 健康な家庭のだんらんのある市民生活、
- 2 まちかどに市民の輪がある

コミュニティ、3 わこうどの未来を育てる文化、4 緑の中につつまこまれるまちなみ、5 快適な住宅都市にふさわしい都市施設

昭和四十八年第 三月十二日、「昭和四十八年第一回定例会」が招集さ

一回定例会招集

れた。そして、今議会より一般質問は議案、請願、陳情及び諸報告の終了後に行われることになった。これは、一般質問による議会混乱から審議の遅れを出させないとする議会運営から出た、いうなれば『生活の知恵』であった。

昭和四十八年 市長施政方針は三月十三日に行われた。そして、今年

度施政方針

度における基本施策は先に策定・議決された『基本構想』の施策の五つの都市像に対応したものであることが明らかにされた。

提案された昭和四十八年度当初予算額は一〇〇億九二六万八〇〇〇円で、初めて一〇〇億円の大台に乗った。そして、三月十日提出の「昭和四十八年度調布市一般会計予算について」は三月二十九日、全会一致で可決された。

3 昭和四十八年度の動き

提出議案

昭和四十八年度（昭和四十八年六月～昭和四十九年五月）において定例会は四回、臨時会は六回招集された。臨時会六回というのは近年にない多い数字であり、ということとは、それだけの重要な案件が存在したということでもある。実に、都合一〇回開会された議会に提出された議案の総数は実に二三九件であり、前年度よりも四七件も増加しただけでなく、これまでの最多記録を達成した。

また、昭和四十八年度においては次の意見書及び決議が可決された。

- ・小選挙区制に反対する決議（昭和四十八年第二回定例会）六月六

日可決)

・調布インターチェンジ閉鎖に関する要請決議（昭和四十八年第二回定例会）六月六日可決）

・地方税法改正に伴う税負担の軽減に関する意見書（昭和四十八年第二回定例会）六月六日可決）

・生活保護基準の再改訂、大幅改善に関する決議（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・出入国法案に反対する決議（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・国鉄運賃値上げ反対に関する決議（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・防衛二法案に反対する決議（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・健康保険法改正に反対する意見書（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・朝鮮民主主義人民共和国から、日本政府と国会に送られた手紙を支持する意見書（昭和四十八年第二回定例会）六月二十日可決）

・家賃一斉値上げ反対と空家割増家賃制度の撤廃、勤労者本位の住宅政策の確立に関する意見書（昭和四十八年第三回定例会）九月二十六日可決）

・老人の働く権利を保障し、高齢者就労事業実施を求める意見書（昭和四十八年第三回定例会）九月二十六日可決）

・超過負担解消並びに地方自治体の公共事業に対する資材確保と優先供給に関する決議（昭和四十八年第三回定例会）九月二十七日可決）

・一月二日・三日並びに祝日の郵便配達廃止に関する決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十七日可決）

・都立普通科高校を調布市に設置を要請するための決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十七日可決）

・白鳥事件の公正な再審開始を要請する決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十七日可決）

・生活保護世帯に地方公共団体等より定期的および臨時的に支給される金銭の収入認定除外に関する決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・学校給食費の保護者負担を軽減し、国庫負担の大幅増額を要求する決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・大企業の横暴に対する規制措置を求める決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・撰津市保育所訴訟を支持し、政府の不当な圧迫に抗議する決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

・田中内閣の退陣を求める決議（昭和四十九年第一回定例会）三月二十八日可決）

趣旨採択

昭和四十八年九月十七日招集の第三回定例会から、請願及び陳情の審査について、「採択」、「不採択」、「継続審査」、「取り下げ」及び「審議未了」の五つで結論が出されてきたが、それに

加えて「趣旨採択」という結論が出されることになった。趣旨採択とは、請願及び陳情の内容に関しては理解できるが、現在の財政その他の理由を勘案したときに、直ちにこれを執行せよというのではなく、いずれかの機会に状況によって行政上に反映したらどうかということでの執行機関

に送付するという意味である。

昭和四十九年 「昭和四十九年第一回定例会」は三月十二日に招集され、**度施政方針** として市長がその昭和四十九年度の基本的施策について述べる施政方針演説は三月十五日に行われた。

この日登壇した本多市長は、演説の最初の部分で、インフレが進んでいることについて『自治体の果たす役割はさらに大きく、その責任はますます重くなっている』との認識を示し、そして昭和四十九年度は、第一にインフレ物価高の高波をまともにかぶる老人、心身障害者、低所得者、中小企業の勤労者を中心とする福祉、第二に市民の連帯の場を築く、地域におけるコミュニティ形成と市民参加、第三に緑化推進と旧飛行場、関東村跡地に森林公園を実現すること、の三つを施策の重点に置いて、『長期総合計画の都市像の五つの柱に基づき、まちづくりの充実に努めてまいります』と述べた。

このような方針において編成され、そして三月十二日に上程された昭和四十九年度調布市一般会計予算は、当初予算額が一三〇億七六七二万一〇〇〇円という、積極的大型予算であった。そして、「昭和四十九年度調布市一般会計予算について」は三月二十六日に満場一致をもって原案どおり可決された。

4 昭和四十九年度の動き

昭和四十九年度（昭和四十九年六月～昭和五十年五月）に**提出議案** おいては定例会は四回、臨時会は三回招集された。そして、都合七回開会された議会に提出された議案の総数は一七二件で、前年度よりも六七件の減であった。

また、昭和四十九年度において可決された意見書及び決議は次のとお

りであった。

- ・日教組に対する政治的弾圧と教育の反動化に抗議する決議（昭和四十九年第二回定例会）六月十二日可決

- ・多摩川決壊による被害者への全面補償を要望する意見書（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・地方自治体財源の充実強化に関する決議（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・対韓屈辱外交の転換を求める決議（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・「東京中華人民共和国展覧会」を成功させる決議（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・公団住宅の家賃一斉値上げ反対と高家賃の引き下げ、空家割増し家賃制度の撤廃、政府の住宅政策を転換させるための意見書（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・諸物価値上げ抑制に関する意見書（昭和四十九年第三回定例会）九月二十五日可決

- ・清水美尚議員に対する問責決議（昭和四十九年第四回定例会）十二月七日可決

- ・農家相続税の軽減措置に関する意見書（昭和四十九年第四回定例会）十二月十三日可決

- ・インフレによる庶民貯金の目減り損害賠償に関する意見書（昭和四十九年第四回定例会）十二月十三日可決

- ・地方財政危機打開のための緊急立法制度に関する意見書（昭和四十九年第四回定例会）十二月十三日可決

・日本と朝鮮民主主義人民共和国と即時国交正常化を要求する決議
 （昭和四十九年第四回定例会）十二月十三日可決

・地域社会福祉協議会の強化に関する要望決議（昭和五十年第一回定例会）三月二十日可決

・高速自動車道通過都市に対する特別措置を要望する決議（昭和五十年第一回定例会）三月二十日可決

・三多摩地区個人タクシー免許に関する意見書（昭和五十年第一回定例会）三月二十日可決

二度目の 十二月七日、「昭和四十九年第四回定例会」が招集された
問責決議 が、この日、議員の資質に欠けるとして「清水美尚議員に

対する問責決議について」が上程され、可決された。清水美尚議員は前年の九月十四日に問責決議を受けており、そのため会派の自民党を離れていたが、本年の七月二十六日に復帰したところであった。一人の議員に対して二度も、その任期中に問責決議が出され、可決されるということは前代未聞の出来事であった。

【清水美尚議員に対する問責決議について（要旨）】

清水議員は、かつて行政視察に際し不祥事を引き起こし、その責任を問われる決議が行われたことがある。しかも、本会議、各種委員会出席率も悪く、そのため、委員会審議が流れる事態もあった。また、今定例会の招集通知および議案等が送達できない不祥事件が発生したことは、議員としての権利をも放棄したものと考えざるを得ない。このことは、調布市議会の信用を著しく失墜させたことになりまことに遺憾である。

よって調布市議会はここに反省を強く促し、問責するものである。

昭和五十年 昭和五十年年度の予算編成は高度経済成長時代の終焉を迎度施政方針 えた中で行われた。昭和五十年年度の調布市における基本施策について述べる市長施政方針演説は、「昭和五十年第一回定例会」の招集日、本会議第一日（三月十一日）に行われた。

この日、上程された「昭和五十年度調布市一般会計予算について」の提案理由の説明に立った本多市長は、その基本的施策について述べるにあたり、冒頭、「いま、自治体は全国的に非常な危機に直面している」と断じ、自治体の財政難が石油危機以来の激化したインフレ並びに政府の総需要抑制の影響をまともに受けた結果であると主張した。そして、彼は、「このような現状を打開する道はひとえに、現行の行政制度の抜本的な改革を国に迫り自治体の自主権を拡充することなくしては至難であり、また一方、人件費、物件費については住民の立場にたつて思い切った事務の近代化、節減をすすめる必要があります」と訴えた。続いて、昭和五十年度の基本的施策の重点について彼は次のように述べた。

『昭和五十年度は、あたたかい心のきずなと緑の風かおる都市環境の整った、新しい「ふるさと調布」を目標とする長期総合計画の第三年次として、この施策の推進をはかっています。

一番目は、物価上昇や不況の影響を激しくうけている経済的、社会的に弱い立場の方々への福祉に施策を傾けてまいります。

二番目に、市民参加による住みよいまちづくり運動の推進と、市制二〇周年を機会に、新しいふるさとづくりのための多様な場の用意に重点を

置いてまいります。

三番目には、緑の空間と調布の森構想の推進に重点を置きます。』

そして、この施政方針に基づいて計上された昭和五十年当初步算額は一億八千九百七十八万七千七百円、確かに昭和四十九年度当初步算の対前年伸び率（二九・六％）に比べると、やや伸び率に鈍化が見られるものの、それでも二三％と大きな伸び率を示した。このように、前年度に引き続いて積極的大型予算を組むことができたのは、市税の増収が依然として順調であったためであった。

三月二十日の本会議において、各常任委員会での審査を終え「昭和五十年調布市一般会計予算について」が議題とされ、共産党、政研会及び社会党の四党派が賛成討論を行って採決に移り、結果、本件は満場一致で可決された。

第二節 住民対応の市議会

一 委員会傍聴をめぐる

保育料改正

「昭和四十七年第一回定例会」に提出され、そして可決された「昭和四十七年度調布市一般会計予算について」のうちには歳入部分に保育料の改正が盛り込まれていた。これは昭和四十年に改正されて以来据え置かれていた保育料を平均で二・八%値上げするというものであった。

三件の陳情

いかなる公共料金であれ、ことの是非は別として、実際に値上げされるということになると利用者の懐にそれは直接響くものであり、したがって、この種の問題については反対が出るのは世の常であった。調布市においても、保育料改正に対し、「保育料徴収基準改正に関する陳情」、「保育料父母負担額改訂に関する陳情」及び「保育料改訂に関する陳情」の三件が三月議会に出され、所管の福祉環境委員会に付託された。

ところが、福祉環境委員会は傍聴をめぐる意見が対立し、そのことで傍聴に来た住民ともめるという事態となり、《保育料改正をめぐる問題点―福祉環境委員会の報告―》と題する『調布市議会だより』の臨時号（昭和四十七年五月十五日発行）が出されるようになった。

臨時号によれば、三月二十七日に開かれた福祉環境委員会において傍聴をめぐる次のような意見が交された。すなわち、傍聴を認めないとする意見は「部屋が狭く、スシ詰めである」、「傍聴者がいると審議が長くなる」というものであり、これに対して、認めるとする意見は「陳情を

審議する際に傍聴をされるのがより親切である」、「傍聴者は数名である席を譲れ」、「保育料改正は、市民の生活にかかわりある大事なことだ」というものであった。両者は平行線をたどり、調整がつかなかったことから、実際の審査には入らないで、委員会は散会した。

傍聴拒否

翌二十八日も委員会が開かれたが、開会が午後三時と時間を遅らせたくないということから、傍聴問題で時間をかけるわけにはいかないという理由で、傍聴の申し出に対して「本日はなんとか御慮でさないだろうか」ということになり、傍聴を拒否して委員会は審査に入り、そして五時過ぎに審査は打ち切られた。

しかし、傍聴を締め出された父母の代表は、これを不服として、「議会の秘密主義は許せない」という抗議文を各委員に手渡ししたり、それを読み上げたり、さらには委員をアジったりしたので、委員が控え室の中で缶詰め状態になるという事態となった。

三月二十九日の委員会は、傍聴を認めないで、一般予算の審査が続行され、そして陳情については継続審査とされた。

抗議行動

福祉環境常任委員会の傍聴をめぐるこのようにした一連の動きに対して、『市民の傍聴を拒否した、おかしなおかしな調布市議会・福祉環境委員会』と銘打ったビラが保育園父母の会連絡協議会、多摩川保育園父母の会によって多摩川団地、緑ヶ丘団地、調布駅前、各保育園などで配付された。これをそのまま看過しておくわけにはいかないということで発行されたのが『調布市議会だより』臨時号であった。

継続審査とされた三件の陳情は、六月議会の「昭和四十七年第二回定例会」において不採択と決定した。

傍聴をめぐる今回の議会対応は住民対応の難しさを象徴的に表した出来事であった。

二 京王線対策

1 京王相模原線問題解決に向けて

昭和四十三年の京王沿線 昭和四十一年十一月に京王線が多摩ニュータウン対策特別委員会の設置 ウンに乗り入れるための京王相模原線（当時多摩線）の工事に着手したのに伴い、調布市は京王帝都電鉄株式会社と市との間に存在した未解決の問題に乗り出すことにし、「昭和四十三年第一回定例会」の最終日（三月三十日）に「京王沿線対策特別委員会」を設置した。

昭和四十六年の京王沿線 本特別委員会は三〇数回にわたって開かれ、対策特別委員会の解散 相模原線関係で一〇数項目について、そして

そのほかの対京王懸案事項で四〇項目に近いものについて京王帝都電鉄株式会社側と協議を重ねてきた。その結果、沿線の関連道路踏切問題、駅前へのバス乗り入れ道路問題、駅前土地の確保、つつじヶ丘駅南口の開設など、大半の問題について結論が得られたので、「昭和四十六年第一回定例会」の三月二十四日の本会議において「京王沿線対策特別委員会」を解散することが報告され、了承された。これによって、当委員会は三年間の活動にひとまず終止符を打った。

2 京王線立体計画に向けて

昭和四十七年の京王線 「昭和四十七年第二回定例会」の六月二十一日対策特別委員会の設置 日の本会議において、今度は調布駅高架化な

どを処理するために「京王線対策特別委員会」が設置された。

本特別委員会は、七月十一日に初会合を開いて関係者より説明を受けるとともに、今後の運営方針を協議した。その後、当委員会は、既に高架方式を採用している駅を实地調査するなどして、精力的に活動をし、八月十四日に開かれた委員会において京王側から地下化の問題点について説明を受けた後、協議に入り、その結果、高架化について次の意見を付して同意することに決定した。

【意見】

地下化と高架化についての功罪を見た場合、地下化を進めたほうが日照、騒音、電波障害等の公害並びに諸般の情勢から見て望ましいと考えられるが、客観情勢等から見て高架化もやむを得ないものと判断せざるを得ない。高架化に当たっては、これから起こるであろうあらゆる角度から市民への影響を排除するため、当市への申し入れに対し、全面的に協力されることを条件として、高架化に同意する。

特別委員会 「京王線対策特別委員会」では高架化について地元住民

委員長報告 への説明会や、また、市報でのPRに努めるとともに、東京都に対しては昭和四十七年十二月二十五日に「京王線の立体化事業の促進について『都市化における道路と鉄道との連続立体交差化事業』を将来計画に基づき、理想的には地下化をもって一日も早く着手されるよう要望する」との市長及び議長連名の要望書を知事あてに提出したのであった。

高架化同意

昭和四十八年十二月二十日に開かれた「京王線対策特別委員会」において、京王線地下化に対する技術的検討について東京都よりそれは技術的に困難であるという説明が行われた。これに対して詳細な資料の提出を東京都に要求したところ、昭和四十九年十月七日に東京都から、「高架化と地下化の比較並びに困難性について、及び将来の輸送計画について」などの資料が提出され、同時に説明も行われた。

それによると、問題は次の四点であった。

- 1 国領、布田両駅の統合の問題
- 2 下水道のサイホン化(切り下げ)
- 3 京王多摩川寄りの高架橋のこわしの問題
- 4 事業費の問題

特に高架化の概算工事業費は四〇〇億円となり、これを地下化した場合には、その三倍の費用がかかるということであった。したがって、市の財政負担の問題から、地下化は断念するしかなかった。かくして、「昭和四十九年第四回定例会」の十二月十三日の本会議において、昭和四十七年八月十四日の「京王線対策特別委員会」の決定が再確認されると同時に、それはこの日の会議で正式に了承されたのであった。

その後の動き

東京都の発表では昭和五十四年の完成を目標とすると、いうことであったが、東京都は、昭和五十年に入ってから、市においても自分の間これを凍結することになり、このことは「昭和五十年第二回定例会」において報告され、了承された。

三 実力行動の成果(調布インター問題)

1 中央自動車道対策の歩み

国の施策

昭和三十年代に入り、これからの交通輸送は、自動車が大きな役割を果たすことを見越した政府は二本の法律を制定した。一つは、昭和三十二年四月十六日に公布された「国土開発縦貫自動車道建設法」であり、これに基づいて定められたのが「国土開発縦貫道」で、予定路線には中央自動車道も含まれていた。そしてもう一つは、同じ年の四月二十五日に公布された「高速自動車国道法」であった。これは、高速自動車国道に関する基本法であり、高速自動車国道の整備を促進し、自動車交通の発達に寄与することを目的として制定されたものであった。

中央自動車道対策 調布市議会の中央自動車道対策の最初の動きは昭和特別委員会の設置 和三十七年六月二十九日の全員協議会であった。

これは、建設省が計画した東京―富士吉田間を結ぶ中央自動車道について、それが調布市を通過するということが日本道路公団八王子建設局長から説明を受けるために開かれたものであった。そして、「昭和三十七年第三回定例会」の最終日(十月二日)に中央自動車道対策として「中央自動車道対策特別委員会」が設置された。

中央自動車道―東京富士吉田 「中央自動車道対策特別委員会」は十月間整備計画変更に関する決議 十三日に初会合を開いて、正副委員長を

互選した後、積極的に活動を開始した。実に、年内における委員会開催及び視察などの数は合計で一五回に上った。

同時に、中央自動車道問題に対する市民の関心も高く、市議会に出された請願及び陳情の数は二一件に達した。議会は、昭和三十七年十一月

七日に中央自動車道の調布市通過が決定されたことを受けて、八日に召集された「昭和三十七年第三回臨時会」においてそれらの請願及び陳情を採択し、そしてこの日、上程された「中央自動車道―東京富士吉田間整備計画変更に関する決議について」を満場一致で可決した。

【中央自動車道―東京富士吉田間整備計画変更に関する決議】

国土開発縦貫自動車道建設法並びに高速自動車国道法に基づく中央自動車道、東京富士吉田間の路線位置について、昭和三十七年三月三十一日基本計画が公表されたが、昭和三十七年五月八日決定された整備計画によるとその内容は基本計画を明らかに変更されたものと認められ、調布市区間については到底納得し得ざるものである。

よって調布市議会は本整備計画を基本計画の路線に添い速やかに変更されるよう、強く要望する。

右決議する。

昭和三十七年十一月七日

調布市議会

昭和三十八年一月五日、建設局長から、昭和三十七年十二月二十四日付けで整備計画の変更は考慮していないとの回答が調布市にあり、そこで、一月十一日に「中央自動車道対策特別委員会」は都下選出の四代議員に対して「中央自動車道について各般の情勢から早急に結論が得られるよう御高配願いたい」旨の申し入れ書を提出した。

中央自動車道対策特別
委員会の解散と設置

昭和三十八年の市議会議員選挙後の議会においても引き続き「中央自動車道対策特別委員

会」は設置され、その活動を続けてきたが、「昭和三十八年第四回例会」の十二月十三日の本会議において、特別委員長から、四代議員からの回答は得られなかったため、『本委員会としては道路局長と会って問いただしたところ、やはりだめだということであった。現況として、請願者の大部分が既に条件、あるいは説明会を聞いてほしいという要望に変わりつつある段階において、昭和三十七年十一月八日の決議の精神に沿ってさらに進めることは困難と思われるので、本委員会としての任務は終了したものと結論に達した』という報告が行われ、この日をもって「中央自動車道対策特別委員会」は解散された。

しかし、十二月二十一日、十二月議会の最終日に、中央自動車道は重大な問題であるので、改めて中央自動車道建設に当たり、市民の利益を守り、市の発展を期するため八人の委員をもって構成する「中央自動車道対策特別委員会」が設置された。

中央自動車道対策
特別委員会の解散

昭和三十九年三月二十七日、この日開かれた三月議会の本会議において、中央自動車道対策特別委員から、中央自動車道は既に実行の段階に入っており、今後の対策については協議会を設けて当たることが望ましく、したがって、本委員会は任務を終了させていただきたいということが報告され、議会はこれを了承し、そして「中央自動車道対策特別委員会」はその活動に終止符を打ち、代わりに「調布市中央自動車道対策協議会」が新たに発足したのであった。

昭和四十二年十二月十五日、中央自動車道調布―八王子間が開通した。『調布市史下巻（八七八頁）』は開通式について次のように記述している。

『八王子市内のインターチェンジで行われた前日の開通式は、あいにくと小雨模様の肌寒い日で出席者はふるえあがったが、そのことはそのまま中央自動車道の前途の困難を予想させるものとなった。開発につきものの公害を伴っていたからである。』

2 調布インター実力閉鎖

中央自動車道は、先の調布―八王子間に続いて、
交通公害の深刻化

昭和四十三年十二月には相模湖まで、昭和四十四年三月には河口湖までとその距離を延ばしていき、それを利用する車は増加の一途をたどっていった。しかしながら、その一方で、逆に調布から都心へ向かう工事は、世田谷区北烏山付近住民の反対運動もあり、一向に進まなかった。そのため、交通量増大のしわ寄せは、調布市が受けることになった。調布市の交通公害は、昭和四十八年七月二日に調布市議会が発行した『市議会だより』特集号によれば、『最近では、調布インターを利用する車は一日二万数千台を数え、それに接続する甲州街道に車が殺到し、その交通渋滞はまったく言語に絶する状態が続いている。それを避けるため、裏通りに迂回する車も多く、交通事故発生数は市内でも有数であり、特に子供の交通事故の発生率は、最高を示している。付近住民は排気ガス、騒音、交通規制等有形無形の交通公害を受けている。』というような状況であった。

調布インターチェンジ そこで、議会は、六月六日に招集された「**閉鎖に関する要請決議** 和四十八年第二回定例会」において、本会議

初日に「調布インターチェンジ閉鎖に関する要請決議について」を上程し、満場一致で即日可決したのであった。これは、高井戸の開通まで調布インターチェンジを閉鎖することを求めたもので、これが聞き入れら

れなければ、実力行使もじさないといい決意を示したものであった。

事実、六月十五日に市議会議長をはじめとする議員一二人が決議文並びに1全線開通の時期、2全線開通した場合の調布インターチェンジ利用見込車両数、3現状における調布市及び調布市民の迷惑をどう考えているか、4全線開通までの間、日本道路公団において調布インターチェンジを閉鎖する意向はあるか、の四項目からなる申し入れ書を持参して建設省など関係機関を訪れて「調布インター閉鎖」を強く要求したが、彼らの訪問は、申し入れ書に対して責任ある回答がなされない場合には、七月十六日以降に実力をもって調布インターチェンジを閉鎖する意思を固めてのことであった。

共産党提出決 そうした動きの最中、六月二十日、「調布市民を自動車議案の否決 公害から守り、対策を求める決議について」が共産党議員より提出された。しかし、その内容は、「自動車公害は大企業の無秩序な自動車生産に問題があり、これら企業に対する規制を行う必要がある」というものであったために、採決の結果、本件は否決された。

【調布インターチェンジ閉鎖に関する要請決議】

高速自動車国道・中央自動車道・東京・富士吉田線（以下中央自動車道という）は、昭和四十二年十二月調布―八王子間の供用が開始され、それよりおかれて昭和四十四年三月より調布―河口湖間が開通し、現在に至っている。

本来、中央自動車道は、杉並区高井戸を起点として、甲府、諏訪を経て、愛知県小牧市間を結ぶ一級自動車国道として計画されたものである。調布インターチェンジ開設当時の状況として、中央自動車道を利用す

る多数の車両が調布インターチェンジに集中する関係と、調布市がける、いわゆる交通公害等を予想したが、中央自動車道が全面開通の暁は、調布は中間のインターチェンジとなり、現に調布以東の工事も進捗中であつたので、公共公益事業に対する受忍の範囲内として、調布インターチェンジ開設を受け入れたものである。

しかるに、その後、五年数カ月を経過するも、一向に建設工事は進捗せず、今日に至っているのである。

このことにより、始終点である調布インターチェンジの一日の利用車両は二万数千台に達しており、調布市民のこうむる公害は筆舌に尽くしがたいものがある。特に調布インターチェンジ周辺の住民は交通規制を受け、渋滞時には、騒音と排気ガスに悩まされ、迂回車が猛スピードで裏通りを突っ走るなど、中央自動車道の完成が遅延したために起因する諸公害は、これ以上は受忍の限度を超えるものである。

また、市としても新田甲州街道をはじめ、南北に通過する主要都道の渋滞も、ひいては中央自動車道の始終点が調布となっているために起こるものである。

よつて、調布市議会は、中央自動車道の全線を完成するまでの間、調布インターチェンジの閉鎖を要請し、国、都、道路公団並びに住宅供給公社の猛省を促すものである。

日本道路公団 七月十二日、先の申し入れ書に対して日本道路公団よからの回答

り「1遅くとも昭和五十年三月に全線開通に努力する、2ゲートの操作などによって交通量を減らす、3調布市民にお詫びしたい」との回答が市議会に寄せられたが、肝心の閉鎖については、それは

避けてほしいというものであつた。

七月十八日、議会は全員協議会を開き対応を協議した結果、先の回答を不満とし、再度閉鎖要請を文書で出し、八月十日までに満足できる回答がない場合には八月十五日以降調布インターチェンジ閉鎖の実力行使に出ることを要求した。しかし、共産党議員はこれに反対し、本問題には関知しないと発言して退場してしまつた。

実力閉鎖 八月十日の公団からの回答は「料金所の流出ランプを一車線にして車両規制をする」などの対策を示したもので、閉

鎖には一切触れていなかった。そこで、この日開かれた各会派幹事長会議（共産党を除く）において八月二十六日午前九時より実力行使に出ることが決められた。

八月二十六日、市長並びに市議會議員団など七三人は、「調布インター実力閉鎖」と染め抜いたのほりを立てて下り車線入口で実力行使に入った。トラブルを恐れた道路公団が自主閉鎖したため大きな混乱ならなかったのは不幸中の幸いであつた。そして、公団が対策を約束したことに、十一月三十分過ぎ調布市議會議員団は引きあげた。

解決へ向けて 実力行使の際の約束に従つて、九月三日、日本道路公

団総裁が調布市を訪れ、市議會議長及び市長と協議が行われた。席上、公団側から公団、建設省、警視庁、市及び市議会の五者による「調布インター問題協議会」、いわゆる五者協議会の設置が提案され、市側もこれを了承した。

九月二十日、第一回五者会議において、名称は「調布インターチェンジ周辺交通問題協議会」とすることになり、そして会議は五回にわたって開かれた。その最後の十二月十四日の第五回五者会議において1仮出

口を作ることを検討する、2 調布インターから流出する車を国道の流れに合わせる、3 下石原交差点の渋滞を解消させるため、交差点を中心にして国道の拡幅をする、4 インター周辺及び工事中の高速道路について公害防止と環境保全に万全を期す、の四項目について合意に達したことから、五者会議は、その目的が達成されたとして解散した。

そして、この合意事項に基づいて、昭和四十九年五月三十一日に調布市と道路公団は中央道環境整備等要望事項の確認書を取り交わした。それに要する経費は市側の推定によると約一〇億円に上るということであつた。言うまでもなく、こうした公害防止対策が取られることになつたのは、まさに実力行動という毅然とした市議会の姿勢のもたらした成果であつた。

調布市議団ニュース 「昭和四十八年第四回定例会」最終日の十二月をめぐって一波乱 十五日、五者会議についての議長報告の質疑途中、共産党が各党を批判した『調布市議団ニュース』（昭和四十八年十一月号）をめぐって質疑が集中したため、会議は休憩され、幹事長会議を開いて話し合いが行われたが、結局、一致点を見出すことができなかったことから、会議は再開されずに、十二月議会は流会となった。

そして、流会したことによって、この日提出された九件の決議案すべてが審議未了となった。それらの中には物価問題に対するものや金大中事件に関するものが含まれていた。

教訓をいかして 実力行動にまで出た中央自動車道問題は多くの教訓を残した。それは、高速道路という巨大な構築物は

鉄とコンクリートの固まりであり、この巨大な構築物が市町村を横切り、自動車があつて走る時、沿線に公害が起ころのは必然であり、した

がって、公害を起ささないことを考え、沿線の発展と調和を図ることを優先すべきではないか、ということであつた。もちろん、そのためには一議会のみではどうすることもできないので、調布市議会は、高速自動車道が通過する市町村で全国協議会を作る呼びかけを行うことを決めた、その手始めとして、昭和四十八年十一月十五日、東京都市議会議長会において「（仮称）高速自動車道通過市議会協議会」の設置について協力要請を行うなどの運動を展開した。そして、その努力が実り、昭和五十年一月二十八日、千代田区の日本都市センターホールにおいて「高速自動車道通過市議会協議会」の設立総会が全国一〇市（加盟市九七市）の出席を得て行われ、会長には調布市議会議長が満場一致で承認されたのである。



調布インターチェンジ（昭和48年）